

至りて極まり、是より通寶中絶す。

日本紀略、永觀二年、近來世間、錢嫌尤甚、適所取錢、號二寸半、銅錢原直也。又、鹽直一籠一貫六七百文、升別五六十文也、有童謠、（按するに、本書印本首書に、色川三中曰、寸恐勺之誤、蓋謂以二勺半米、替一錢、以二合半、替十錢也、當時、賤惡錢貨之極、至于此矣とあり。）本朝世紀、寛和二年六月、左大臣（源雅信）、右大臣（藤原兼家）、中納言藤原文範卿以下、參着左仗座、今日被定、臨時奉幣、并諸陵使等事。是則、從去年九月中、至于今、一切世俗錢不用、交關之間、不通、人民無不嗟歎。因茲、件錢如例爲令用、神明可被祈禱也。日本紀略、永延元年十一月、仰檢非違使、加制止、上下人々、不用錢貨事。廿七日、諸卿定申、於十五大寺、七箇日間、每寺令八十口僧、祈錢可用之由、又有驗寺、寺如此。

是は、惡錢の横溢せるにより、良錢は隱匿銷毀せられ、遂に錢貨の通用を失へる者に似たり。之に因り、我邦は已に錢貨無く、又、唐宋錢の流入も難く、僅に准法を以て受授交易したるならむ。數十年を経て、漸次唐宋錢の流

入を見しも、官府は之が通用を容さず。而も、官鑄久しく絶ゆ、國家經濟の紊亂想ふべし。下野、陸奥の沙金、對馬、但馬の銀は、貢獻物として多く見ゆれど、當時貨幣に充てられて効用を收むることは少し。律令の古法、京師諸國の要會には、月日を定めて市を爲す。東西京の市は、商貨坐を分ち交易す、其沽價に制限ありて、常平を得せしむ。又、布絹及稻穀の准法ありて、錢以外に、賣買の仲介を爲すに便せらる。而も、これら強制の法の、輒く弊ゆるのみに非ず、花山一條朝の錢價變動に會ひ、沽法、准法、皆空號と爲る。（村上帝の朝に、僧空也、勝彌陀の名號を唱へて、衆生の勸化を勉め、市の聖人と呼ばる。毎に兩市に立ちて、群集に接するの縁とすればなり）

東市は五十一廳、每上半月に開き、西市は三十三廳、每下半月に開き、以て四方貿易の中心となる。東市は、繩、羅、絲、綿、幞頭、巾子、縫衣、帶、紵、布、苧、木綿、櫛、針、沓、菲、筆、墨、丹、珠、玉、藥、太刀、弓箭、兵具、香、鞍、橋、鞍、褥、鞆、障、泥、靴、鐵、井、金、器、漆、油、染、草、米、木、器、鹽、醬、索、餅、心、太、海、藻、菓、子、蒜、干、魚、馬、生、魚、海、菜、麥、の、諸、麩、とし、西市は、絹、錦、綾、絲、綿、紗、橡、帛、幞、頭、縫、衣、裙、帶、紵、調、布、麻、績、麻、櫛、針、菲、雜、染、箋、笠、染、草、土、器、



油、米、鹽、未醬、索餅、糠、心太、海藻、菓子、干魚、生魚、牛の諸屬となす。肆毎に標を立て、男女坐を別にす。不牢、不眞の物を以て交易せば、沒官す。短狹なる者は、主に還すことを得。横刀、槍、鞍、漆器の屬は、各作者の姓名を題し、鑿らしむ。官の買物の外は、皆市に就きて交易し、坐ながら物主を喚び、時價に乖違することを得ず。

奈良の朝、天平寶字八年紀に、「是歲天旱、仍米一石千錢」といへば、一斛一貫文の沽法は、其初め高直なりし例なり。平安京に及び、貞觀八年紀「太政官處分、定左右京白米一升直錢四十文、前廿六文、今加十四文、黑米卅文、前十八文、今加十二文。是歲穀價騰踊、東西津頭、白米一斛直七貫二百文、黑米四貫四百文、由是増定京邑沽價」とあり。天平寶字に比すれば三四倍す、而も翌年には、左右京に常平所を置かれ、官米を賣らるゝに、「米一升直新錢八文、京邑之人來買者如雲、是時穀價騰躍、内外飢饉、米一斛直新錢一千四百」とあれば、米價頓に下落す、常平所の効驗ともいふべし。但し、當時、新錢は舊錢に十倍の値と定めらるゝが通法なれば、其事情にも參考せざるべからず。扶

米價の高下

錢の乏少

沽價法の無實

桑略記「寬平九年、常平所殺、充寬平錢、升別三文」とあるは、物價の下落甚し、錢の乏きに由るか。(横井氏商業史云、平安朝の延喜式、祿物價法、驛馬直法、諸國運漕雜物功賃等、何れも稻束を以て定めらる。この他、民間にても稻米を以て價直としたることは、今日現存する古文書中、多く見る所あり。されども、前代の如く、稻米のみならず、錢貨の鑄造もやゝ増加せしかば、一般には錢貨を用ゐたるが如し、云々)

古法には、往々官府より賣買の沽價を定めたり、凡商賈之輩、沽價之外、若有妄增物直者、登時見決。毎月勘造沽價帳三通、送京職「延喜式」など云ふが如し。西宮記に、花山朝の時、寬和沽價官符云、調布一端直百文、尺別二文二分といへば、四丈五尺餘にて成端とす。而も同書、長徳二年一條獄囚贓物の直を記して、麻布二反直百五十文、手作布三丈五尺直二百五十文、手作布二反直八百文などありて、其參差不同なること、沽價法の無實を疑はしむ。當時は、彼錢貨の通用の停止せし時なれば、物價昂貴してかくの如きか。又、准錢の下落せる證は、



【平安朝及藤氏專權編】

上總國雜掌解申進上東大寺御封手作布事。〔東大寺小櫃文書〕  
長久三年料百五十烟。代合六十二貫七百廿文。

調細布百七段二丈一尺五寸。代八貫六百元

望陀布五十段。代三貫五百文

庸布八十七段七尺。代四貫三百六十文

租穀六百石。代十九貫八百文

中男作物荏油八斗三升。代八貫三百文

御封丁六人。代十八貫百六十文

同四年料同前

並准錢百二十五貫四百卅文。代上品手作布卅一段三丈。

右件代進濟如件以解。

永承元年五月九日

雜掌調成安

とあるにて、駭異すべし。此准法は、初め調布一段錢八十八文許に定めしものが、上品とは云ひながら、今や調布一段錢四貫文許の割にして進濟せ

らる、即、布價五十倍の昂上ならずや。かゝる價直高下は、何等特別の事情ありしにもせよ、駭くべき變動ならずや。すなはち、此變動に因り、國家經濟の根本を破り、王朝政治も崩れ終てたるごとし。

海陸の驛路 京師の水運は、淀川より難波の江口に通し、内海の諸津泊を経て博多に至る、各處に津屋後世のあり。滋賀の天津は、東北三道の大埠頭たり、北陸の舟運は湖上鹽津シホツに及び、愛發關アラチノセキを踰え、敦賀津に通ず。敦賀は出羽以南の舟之に會す。東國は專駄運に因る、驛路法、三十里一里は今の六町の六町今に驛あり、官使の爲に馬を備ふ。路傍には菓樹を植ゑ、臥屋フシヤを造り、負糧の旅客に便す。

臥屋は、又布施屋につくる。太宰府の續命院、武藏多摩郡の悲田處、相摸の救急處など、皆行旅の困難を救濟する所にして、岐蘇路の臥屋は最久しく世に傳はれり。越後古志郡より佐渡への渡戸ワタベをも布施屋といふ。泊今の寺古法の一里は、今の五町餘と論せらるゝも、俚俗に六町一里ともいふは、亦其にあることにて、尺度の精粗に由る、謂はゆる「大數同之」といふ者なるべし。又、中世は、三十六町一里の外に、五十町一里、七十二町一里なども云



【平安朝及藤氏專權編】  
へりと。

上古の瀬戸内は、列國環峙の形あり、敵邦對立の勢あり。出雲人と新羅人、又大和國と筑紫國の如き、互に競争者たり。其韓國屬服の時期に及ぶや、我諸韓國は、支那に於ける南朝北朝と犄角して、實に亞細亞東方鼎足の權衡を維持せり。而も、其諸韓國の配備を言へば、半島は我の爲に大陸の前拒を爲し、我は半島の爲に後援たり、重心たり。故に又、筑紫を要津とし、長門を重關とし、主船司ありて、航路を保全し、瀬戸内は其中堅牙營の位置に當る。然るに、弘仁十四年勅令、太宰府の主船官を停めたるより、此陣立の崩るゝや、全く退嬰の國勢を爲す。

唐船の名は、壇浦合戦にも載せ、中世の大艦と爲す、鎌倉幕府の時、西國の唐船は五隻と制限せらる。足利幕府には、唐船奉行の官職ありて、入明船を掌れり、蓋皆、西海主船司の遺風に出づ。初め、平安京の退嬰政治に當り、主船司は停止せられ、承和七年、主船司再置の官符ありしも、當時海外航路、漸々絶えければ、主船司は、唯瀬戸内の貢物船を掌るのみ、船制亦

劣惡に就けるならん。類聚三代格に、太宰府創法之時、置主船吏、而依弘仁十四年論奏、既從停廢。警固式云、簡練舟楫、備於不虞者、加以年中例貢、絹綿並御贄別貢物、毎年有數、仍常雇民船、多費正稅、又遣唐廻使所乘之新羅船、授於府衙、令傳彼樣、是尤主船之所掌者也。如今望請、更置主船、俾兼大唐通事、即充徭人、令護其船、との官奏は、承和七年に聽されしに、此後、寛平年中、遣唐船も斷然停止せらる。

平安京は、此海政に於いて、如何なる處置を爲せりや。延曆中、河道改鑿の目論見を立て、大和河内の諸水を天王寺の南に導きて、海に注ぐの案を具へたれど、其事業は成就せず、徳川氏の世に、大和河内の水を堺浦に注ぎたるは、此遺策なり、泥沙の壅滯は治することなし。之に加ふるに、攝津職と云ふ特別地方制度を撤去し、平凡の國司を以て吏務を執らしむることと爲る。是は、要津を放棄するの意義にして、當時の施政は、海上に顧慮することなかりしを證す、類聚三代格單に難波離宮を廢せられしが故に非じ。之に次ぎ、天長二年、難波の國府を河邊郡に移し、舊の難波四郡の地を和泉國



に隸せしむべしとの政令を發したり、四郡の民之に因りて騷動止まず、私業を停めて奔走す。承和十一年に至り漸く勅裁あり、國弊え民疲るるの故を以て、國府を回復し、和泉の隸屬を離る、日本紀略難波の衰微は、實に此五十年承和承和より間に其運命を決したり。彼續古今集に、「澄む月も幾世になりぬ難波潟ふるき都の秋の浦風」と詠せらるゝ光景は、此時よりの事ぞかし。論者或は曰はん、平安京は淀河を以て交通線とす、故に舊の大和河内の水路を便とせず、且、河道壅塞の故を以て、難波津を停めたりと。然れども、已に舊難波津を不便とせば、更に新難波津の制置を要すべし、殊に難波を自然の成り行きのまゝに棄つるに止らず、偶、人爲を以て其疲弊を加へしにあらずや。而も、他の河邊郡神埼、若くは大輪田、大河尻の新港に對して、著大なる施設は一も見るなし。一利をも興さず、一害をも除かず、毫も方略なき政治に因りて、難波は衰へ了ぬ。噫、平安京時代は、當初より漸次に海權を失へる一期なりと謂ふべし、故に瀬戸内海賊の如き、其當然の結果とす。朝野群載に、平安京の津口たる大輪田、大河尻の水驛、與等、河陽(山崎)江

口、蟹島、神埼の状態を書き出し、偏に淫肆娼家の繁昌を悦ぶ。「淀河南北、邑々處々、比門連戶、人家無絶。倡女成群、棹扁舟、洲蘆浪花、釣翁商客、舳艫相連、殆如無水、盖天下第一之樂地。」亦當時、海事上に識量乏かりし世の様、想像に餘りあり。

抑、瀬戸内の海驛は、世に行基法師の創定する所と稱すれど、其起因は、必定三韓入貢の古に在りて、歴代の修理を経たる者とす、佛法渡來後は、識量ある僧徒、更に之に盡力したるに相違なし。三善清行の封事に因るに、播磨瀨には、今室津韓泊今福泊魚住の三驛あり、攝州には、輪田今兵庫あり、以て大河尻に達す。檀生以西は、舊史に明記したる者なけれど、各泊大抵一日行程と爲すと云ふことなれば、瀬戸内の處々の古泊舊津を探索すれば、大抵推知するに足る。而も、其名目に室、又は關の稱あるは、亭館關塞を置きたるに因る。室とは韓國風の建築にして、瓦を葺き、磚をたくみたる壯麗の亭館を曰ふ。難波の鴻臚館、豊浦の臨海館は、最著大なる者にして、各處の海驛にも、其設備ありしならん。而も漸次に其法意を失ひ、一統の



三關の通塞

利益を擧ぐる能はざりしなり。  
延暦の朝、東北面の三關、鈴鹿道東山、不破道東山、愛發を撤し、海内靖寧の形勢を示せしが、文徳の朝に及び、諸國海陸に盜賊横行し、又逢阪關等を復して、纔に京師を戒む。爾後、看督カトク、警固ケイコの兵吏を置くも、騷擾を制する能はず、官使官物も劫掠を被ることあり。貞觀延喜亦之に因る。かくて、天慶の亂に至り、東西の諸路皆塞がり、天下遑々を極めしと云ふ。

旅行の困難

更科日記によれば、上總國府より、常陸介菅原孝標が、其家族と京に上るの時、到る處に廬を構へて幕を張り、僅に露宿せし事見え、東海道九十日の行程に、殆一夜の屋舎も無かりし如し。其海路も、紀貫之の土佐日記によれば、土佐國府より京までの間に、百日を費し、淀川尙十餘日にて溯りたり。國司すら此の如し、他の旅行の事知るべし。延喜式によれば、上總は驛路十三日、土佐は海路廿五日と定められし國なり。

### 第八章 學術工藝

傳經法算の四道

儒學も訓詁文章に在り

科擧法並びに學校 教育は、京師に大學寮あり、式部省に屬し、學田を附して、諸生四百餘人を養ひ、科擧の業に應せしむ。科目は、紀傳文章を兼ね、史記、漢書、禮記、周易等、明法律令、算道の四とし、各博士あり、教授す、又、書、音の二博士あり。學生は、五位以上及び史部漢、韓、歸化の家の子弟、若くは國學の貢生に限る。國學は、每國に之あり、郡司以上の子弟、五十人以下に限る。是皆、謂はゆる國民普通の教育に非ずして、其秀才進士の及第は、官吏の養成を目的とするに過ぎず。

儒學は、主として明經道に屬す、而も漢唐の學風は、治國平天下の方術を以て、儒家を待ちしなれば、其論談亦漢唐前賢の講習に過ぎず。後世、心學性理家の、高く心性を觀して、世俗官府の需用を問はざる者と、相異なり。且明經は、紀傳文章を相兼ねければ、實は漢文學の一道に外ならずと謂ふべし。○井上巽軒云、往時の明經は、單に漢唐の古注によりて、經書を講ずるのみにて、精神的には甚振はず。元來、漢唐訓詁の學が、專經書の字句を解釋することを務めたるものにて、むしろ言語研究の性質を帶び、毫も哲學



心性を説き  
佛教と排く  
に及ばず

的考察の痕跡なきものなり。平安朝の明經道は、斯かる無精神沒趣味の訓詁學を承けて起れるを以て、すべて己が頭腦を以て考察する少く、漢唐の古注によりて、器械的に經書を講習するに止まれり。此點より之を觀れば、當時の儒教は、形式上のものに過ぎざるを知るべきなり。試みに平安朝に通觀せよ、儒教の徒を代表して、最も傑出せるものを菅公となす。而も、忠孝彝倫の教と、解脱涅槃の説とが、何等の撞着もなく、何等の統一もなくて、菅公の頭腦中に雜居するを得しに似たり。是菅公と雖、儒教によりて世界及び人生觀を成すに至らざるに因る、况や其他をや。〔開國五十年史〕

文庫及び私學

光仁帝の朝、大納言石上宅嗣家に文庫を設け、芸亭と曰ふ。遷都の後、和氣清麿の子廣世、弘文院を興し、數千の書卷を藏し、墾田を附して之を維持す。天長以後に及び、藤原氏の勸學院、橘氏の學館院、源氏の淳和院、經書所在原氏の獎學院等並び興り、各氏の子弟を教育す。當時、唐國と雖、印本少し、皆書寫の卷子也。又、之を習ふに、先四聲を圈し、訓點と曰ふを施し、師の口授を受けて、後講修す。

就學の難かりしこと想ふべし。寛平法皇は、秘庫に一萬六千八百卷を納る、時すでに衰運に向ふも、猶盛世の餘光を見る。江家の千草文庫をば、我邦失せずば斯文亡びすと稱へられたるも、王政の廢れたるを慨ける者に似たり。

弘仁の比、僧空海は、綜藝種智院を建つ、暗に大學國學及び貴紳の私塾に對抗せんと試みしものにして、空海自記に「唐には坊に閭塾、縣に鄉學ありて、廣く青衿を導くも、我國は、其京師すら、貧賤の子弟は學ぶに所なし、今此一院を建つ」と。是實に、大寶令制の缺陷を補へる卓見と稱すべし、而も其成果は明に傳ふる所少し。この外に、朝廷に仕ふる儒家、善淵、大江慶滋、菅原などの諸氏は、各門人ありと雖、圖書稀少、資用に乏くありければ、學問の難かりしこと想ひやるべし。

平安朝の初期には、君臣皆文藝に長け、弘仁帝唐風を好みたまへるより、典章燦然と明かに、光彩一時に生ず。而も文德以後、門地を以て官に任せるより、賢能仕進の路塞がり、大學養才の實を失ふ。諸王、諸氏の俊秀、志を當年に得ざる者、猶文業を修めて空名を馳する多し。菅原清公道眞大學東曹を司り、大江音人

初期の漢文學



大學西曹を司り、文章紀傳の諸生最盛なり。大納言良岑安世建議して、大學の學業は、廣く才器を取り、定限を寛くせむと請ふ、行はれず。良岑は王氏なり、安世は桓武の子、延喜、天曆に及べば、漢學已に衰ふ、諸道の世業家に移るは、此時に在り。

平安初期における文物の盛、詞章の華は、實に聖天子これを闢きたまふ。平城天皇は其作少しといへども、また凌雲經國二集に散見し、如何此一物、擅美九春場といへるは、櫻花を詩に賦したるはしめなり。嵯峨天皇に至りては、天資、學を好み、辭藻富贍にして、僧空海、小野篁と馳驅したまふ。嵯峨の皇子、また父皇の嗜好を受くる者多く、皇女有智子内親王、詞賦に長けたること、丈夫も及ばず。その巫山高の詩、別有曉猿叫、寒聲古木條の二句の如き、評者は以て初唐の遺響ありとす。

醫陰の方技 平城帝、前代藥餌、鍼石の遺方、亡失せむとするを惜み、侍醫出雲廣貞をして、舊家故老に問ひて、汎く編録せしめ、大同類聚方百卷を成す。或は曰ふ、我上世よりの醫術、夷方蝦夷の處方、韓方等は、唐方の新に傳はれるより用られず、故に大同の類聚は、專此古方に在りと。而も其書の存亡は之を詳にし難し。

典藥寮

後世、大同方として、傳本あれど疑惑あり、廣貞の子峯嗣、金蘭方を撰す。典藥寮は、宮内省に屬し、八十餘人の學生を置き、本道並びに針科、按摩科、禁呪科、藥草科を修めしむ、又女醫あり。貞觀年中、金蘭方五十卷を共撰せしめ、後學に備へしめられしも、中世逸失す。陰陽寮は、中務省に屬し、又學生あり、方術を以て危難を救ふと稱す。故に醫陰兩道の目ありて、共に世に行はれ、毎國府にも配置せられ、博士國學、講師寺佛と並稱せらる。

律令の制に據れば、典藥寮をして、科を分ち生徒を教育せしめ、試験に登第するものは、醫師に任せられ、明堂圖、千金方等の支那醫書は、此間に師宗として仰がれたり。佛教には、病苦を説きて、四大地、水、火、風の不調に基くものとし、又惑病同源の論あれば、彼禁呪を併せ用ひ、開悟に由り、祈禱に由りて、疾病の治癒を冀ふ、亦其所と謂ふべし。

陰陽寮に、陰陽、天文の博士を置きて、學習せしめ、滋岳川人、大春日、眞野鷹清、和帝の時代、賀茂保憲など、此學に名あるもの少からず。人の日常、生死、冠婚、行止等、皆吉凶榮衰の説あり、或は築造を爲し、墓宅を相し、居所を轉する、必陰陽家に請ひて、その時日を選ばしめ、方位を定めしめむとす。されば、政治の上に於いて

陰陽寮



禍福の去就

も、天災・地變・人事皆陰陽の方術に疑を決す。桓武帝の時、郊祀を行ひたまひ、拜天祭星の風愈起る。宇多の時、元旦に天地四方を拜し、本命屬星を禮し、賊寇之中、過度我身、云々、萬病除愈、所欲隨心、急々如律令の呪文を唱へさせたまひ、遂に永例と爲る。外典の追儺、四堺祭などは、古風なる大祓・鎮火祭・道饗祭を混合したるものにて、陰陽五行説は、神佛二道とも混合して、公私の信用を得たり。

内外典冊を分つと雖、佛教にも陰陽道と同く祈禱・禁咒の法あるが故に、僧にして紙冠を戴き、祓除を業とするものありて、混合甚し。されば、人心の恐怖・迷惑愈甚しく、占筮・遁甲法の式神シキカミを見たるものあれば、百鬼冥道の夜行に遭へるもあり。奇病・難産・皆物怪の所爲となし、醫藥を後にして、調伏加持を前にし、夢・噓にさへ咒文を唱へて、その禍害を禳へり。宿曜師・祿命師は、佛家の天文占候を以て、朝野に推尊せらる。又、汗穢を忌み嫌ふは、上古よりの風なるに、陰陽道の拘忌説と相合して、益嚴になり、其弊を長せしめ、奴婢の病めるを山野に棄て、旅人の道路に斃るゝも、埋むる人なし。疫癘の如き、殊に之を畏れ忌む甚し。承和九年、悲田院に命して、鴨の河原の

占筮の決め  
拘忌の習ひ

鬻體五千五百餘頭を、斂め焼かしめらるるに至る。

奈良朝に、唐の大衍曆を採用せられしも、其後、彼國にては再三の改正あり。齊衡三年、陰陽頭兼曆博士大春日眞野奏して、更に五紀曆を用ひられむことを請ふ、因りて朝議ありて、兩法を兼ね行はる。時に、唐にては長慶宣明曆を行ふ、貞觀元年、渤海使始めて之を獻す、此に至りて、我邦亦宣明曆を頒行せらる。算博士三善清行、讖緯術數の學を受け、昌泰四年、辛酉革命勘文を作りて、辛酉は革命、甲子は革命なり、王者改代の際會鼎新の義なりと奏議せしかば、之より先、桓武即位の辛酉にも、天應と改元あり、延喜と改めらる。村上帝の朝に、陰陽頭加茂保憲、其父忠行と、並びに方術に名あり。保憲、曆學を子光榮に傳へ、陰陽道を門弟安倍晴明に授く。

宣明曆

讖緯説

大日本史陰陽志云、文武帝大寶制、陰陽寮置頭一員、掌曆數等事、其下有曆博士、掌造曆及教曆生等、凡毎年預造來年曆。寶字七年八月、廢儀鳳曆法、用大衍曆術。是歲、大春日船主、造具注七曜頒曆、中星四曆、上之。於是、交蝕合度、節候不愆、後相承以爲法、年中行事秘鈔、曆名據延喜式。齊衡三年、曆博士大



春日眞野奏、大衍曆法施行既久而今檢唐開成四年大中三年曆本、注月大小、頗有相謬、覆審其由、依五紀曆經造之也。請自今造曆、用彼經。眞野即船主孫、曆術獨步、能繼祖業、相傳其道、既經五世云、文德實錄、船主孫據年中行事秘鈔。廷議曰、國家據大衍經、造曆日尙矣、去聖已遠、義貴兩存、宜暫相兼、不得偏用。至天安元年正月、許兼用五紀曆法、文德實錄、貞觀三年、先是、渤海貢使馬孝愼、獻長慶宣明曆經、曰是唐家所用也。至此、眞野麻呂奏曰、以彼新曆、比大衍五紀二經、且察天文、且參時候、二曆之術、漸似麤疎、合朔節氣、既有相差、請停舊用新、欽若天步、詔可。六月始採用宣明曆法、三代實錄、類聚三代格。按唐書、宣明曆、起其長慶二年用之、當嵯峨帝弘仁十三年、至此四十年也。議者謂、法制簡易、合望密近、大衍曆後、無能出其右者。

具注曆の吉凶の注書

具注曆は、吉方キハツ雜忌を記したるを、大同二年、事に害あるを以て、勅してこれを除かれたるに、弘仁元年に、男女の嘉會、農夫の耕作等に便なりとて、勅して之を復し、以て物情に順はしめらる。因りて當時の曆には、瑣細なる裁縫、芟草等の日時まで、その吉凶を擇む所あらしめたり。具注は漢文に書

きたるものなれば、民間の爲には、假字にかけるもの出て、これを假名曆といふ。天下後世、之に因りて拘忌に執らへらるゝ、亦大なり、今日に至るも免れざるが如し。

學術衰へて其家業を分つ 藤氏の公卿、朝權を私せしより、文弱の弊極、武事を賤めしのみならず、併せて政事を輕んじ、諸道の博士輩出すと雖、唯門地を重んじて、材能を擧用せず。此より、諸道は譜第諸太夫の世業と爲り、纔に各家に傳ふるのみ。

菅原道眞、藤原在衡南家の二人、紀傳道の諸生より立身して、大臣となる、固より異數に出つ。道眞の後は、輔正宰相文時、定義等、家名を承くるあれど、文時、獨文名を遺す。橘廣相の子孫は、公材、好古等あれど、大に顯達せず。道眞の同學、大江音人あり、又江家學を起す。朝綱、維時、齊光、匡衡、舉周等、最人才多し。匡房は、源義家に兵書を授け、後三條帝の師範たり。

平安京時代は、支那文化の次第に我國俗と融合したる期にして、いはゆる和魂漢才は、實にこの時代の造語なり。而して、延喜以後、和歌の發達と、之

菅藤橘江の人才



に對する賞翫とは、已にあらゆる文學の根柢を成せるが故に、今や支那の詩賦を試みる者は、亦歌人に非ざるは無く、作詩と作歌とは、常に相伴ひて流行せり。但、その詩賦は、時代愈下りて、和臭益甚しく、彼の本朝麗藻に至りては、妮々、法成寺關白道長の爲に、其榮華を語るの感あり。之を初期の凌雲、文華、秀麗、經國等の、上下和諧、おの／＼その技を揮ひ氣を吐けるに比すれば、頗、徑庭ありといふべし。

文章道を以て門戸を張るものは、菅原大江の二家最著れ、菅家の地位、むしろ江家の上にあがりしが如しといへども、才人の出でて光焰の揚れることは、菅家終に江家に及ばず。中にも匡房は、稱美せられて、斯の人、八代の儒家、三代後三條河堀河の侍讀、朝の樞要、文の燈燭たりと曰はる。菅、朝廷の禮典を類聚し、二十一卷を編す、江家次第といふ。又、暇日に故事を談じ、詩文を論じたるを、江談抄といひ、並びに今に傳はれり。

太政官の官局務も、季世に及び、清原中原二氏の世業と爲り、二氏、又攝關家の政所別當職を掌り、莊園の號令を發しければ、公私の政事混亂す。惟宗つしな、坂上二氏

明法道を以て著れ、中原氏と與に、大判事を世職とす。三善清行の裔は、算道に名あり、小槻氏之に承くる所あり、二流並び立つ。

清原氏、外記の祖は、算博士廣澄といひ、村上圓融一條の朝の局務なり。其弟近澄右大史の子、賴隆を以て家を承けしめ、世業と爲る。中原氏は、算博士春宗有象を祖宗とす、又、廣澄、賴隆と同時代とす。小槻氏は、又同時代か、奉

親、貞行を祖宗とす、中世以後、壬いづ生官務家といふもの是なり。

惟宗は、又伊統に作り、秦氏の別流なり。元慶年中、惟宗直宗、明法博士として名を揚げ、是より法家を世業とす。延喜年中の直本、令集解四十卷を編造し、一條帝の時の允亮は、政事要略百三十卷を輯録し、最著る。允亮奏請して、令宗朝臣と改め、賜はりしが、後には、惟宗にかへされたり。

加茂光榮あきよし安倍晴明の子孫は、陰陽寮の曆、天文道、卜占の術を傳ふ。和氣丹波の二氏は、典藥寮の醫道、鍼術を傳ふ。是等、譜代世業の家、大抵此期に定まる。和氣時雨、丹波康賴を、和丹の家祖とす。

陰陽志云、村上朝、賀茂保憲、爲陰陽頭、兼天文博士、扶桑略記、傳曆道於子光榮、



【平安朝及藤氏專權編】

天文於安倍晴明。自是二氏子孫世掌其職〔職原鈔、帝王編年記〕、然司曆一主宣明之說、用之數百年不知革其法〔曆林問答、歷家說序集〕、終至日食多不應、和長記別記。至後世伊豆三島亦造曆行于關東、謂之三島曆、其日朔往往與官曆有差云〔義堂日工集〕。

延曆の勳臣大納言和氣清麿の孫時雨、方技を學び、醫博士、針博士を賜はり、承平天曆の比、典藥寮の頭に任せらる。其子正業、正世の二人亦技を善くし、並びに正博士寮頭に任せられ、是より醫道を以て家業とし、成員白河堀河の朝人は倭扁鵲と稱せられたり。丹波康賴本姓坂上宿禰、丹波矢田郡に移り、康賴に至り、丹波宿禰と改賜せらるるとは、和氣正業、正世と時を同くし、針醫の博士と爲り、其術神の如しと稱へられ、褒譽天下に溢れたり。花山帝永觀二年、醫心方三十卷を選みて、朝廷に進む。康賴の子重明、典藥頭に任し、其子忠明改宿禰賜朝臣、其子雅忠は、施藥院使を兼ね、又倭扁鵲と呼ばれ、醫略鈔の選述あり。唐方の書は、醫心方の後、三百餘年に、萬安方六十三卷、頓醫抄若干卷あり、和氣氏の裔梶原性全の選述といふ。蓋我邦唐方の最なるものに

して、博く群籍を採りて、祕僻を搜抉し、妙論靈劑以て往時を審にすべきは、今に醫心方、萬安方の二書の佚存するのみといふ。

公私の修撰 國史の修撰は、奈良の朝に、日本書紀及び古事記あり。桓武帝其業を承けて、續日本紀を撰ましむ、文武帝紀に起り、延曆十年に終る。仁明帝の時、日本後紀成る、延曆十一年より天長十年の間を紀す。清和帝の時、續日本後紀の撰あり、仁明の實録なり。陽成帝の時、文德實録成る。醍醐帝の時、三代實録成る、清和陽成、光孝の世を紀す。書紀以下、六書の勅撰、世に六國史と曰ふ、宇多以後、勅撰の修史なければ也。

六國史の後を繼ぎ補ふべき、私撰の史料は、九代略記醍醐より一條、十四卷あり、日本紀略と合編せらるゝ者是也、編者不詳。一に扶桑略、記と云ふ、僧皇圓の扶桑略記三十卷、堀河帝に至るまでの輯録を爲し、佛事に係るもの多しと雖、亦遺聞を收む。本朝世紀は、藤原通憲の撰にして、宇多より近衛に至るも、殘缺して完からず、今日に傳ふるは、二十餘冊、蓋原本數百卷の十が一のみ。

本期には、修史の外、官府の撰著尙多し。天長中、滋野貞主等、官府の文書を類聚



し、秘府略一千卷を成す、其書散亡して世に傳へずと雖、浩漭人を驚す。其他、清原夏野等の令義解、以下格式の諸撰あり、最有用の典冊なり。博士文人の私著に至りては、屈指に勝へず。

弘仁格式並びに内裏式は、弘仁十二年、右大臣藤原冬嗣撰進し、令義解は天長十年、右大臣清原夏野、小野篁、菅原清公等撰進す。貞觀格式は、貞觀十三年、大納言藤原氏宗等撰進す。延喜の格式、及び交替式は、延喜年間、左大臣藤原時平等、これを撰す。兩大神宮儀式帳は、延暦二十三年、大中臣眞繼等の撰也。又、寛平の新儀式あり。

惟ふに、四科の學、諸道の業、延喜以後に及べば已に衰ふるも、朝廷典故の説は、愈起る。すなはち、源高明の西宮記、藤原公任の北山鈔、惟宗直本の令集解、惟宗允亮の政事要略、大江匡房の江家次第等の撰述あり。詩文は、天曆以後なほ相ついで行はれしが、漸く活氣を失ひて、たゞ形骸の存するのみ、精神は移りて和歌に現はるゝに至りぬ。歴史制度の學はいはゆる有職の道に變り、詩文はその道を和歌に譲り、かくして、上半期は下半期に轉じたるなり。

歴史の講習は、日本書紀を以て大典と爲す、其講筵の私記は、養老五年以降、世々にこれありて、其註疏の後に遺存せる者あり。此書紀の講習は、やがて、紀傳博士の業なりしが、延喜以後、漸く之を失ふ。遂に、紀傳道も全く文章道に改變せられ、日本紀は、徒に神官卜部の家に保たるゝことゝなる。後に至り、彼卜部懷賢の釋日本紀を造れるも、此形勢に因る。

原氏中世史序論曰、平安京の才人が最重んせしは、一定の形式に従ひて四六流麗の文辭を排列するに在り、謂はゆる刀筆吏の要務是のみ。若、其志を述べ事を叙する等のごとき者あらば、雜筆として輕んせられたるなり。貴重の政務に關する公文書も、其上表と勅答とが、共に同一人の手によりて作爲せらるゝこと、及び關白初度辭表なるものは、提出者其人すら、毫も之を認むるものにあらざること等を知らば、所謂典故の爲に、如何に莫大なる犠牲を必要とせしかば、想見するに餘あらむ。縉紳文學中に就きて、稍摯實にして且有用なる文字として見るべきは、唯日記あるのみ。而も此日記なるものも、其目的は單に自己の追憶に資する年中行事の備忘録



に過ぎざれば、京中日々の雜事すら記載せらるゝこと少し。多數の日記中には、間々平生の抱懷を吐露せるもの無きにあらずと雖、これとても必しも其眞情を表白せりとは云ひ難し。蓋當時の日記は、儀式の備忘録なれば、其性質たるや公開衆知のものなるを、往々可秘々々など奥書せるものあり。其之を秘する理由は、眞に他見を憚る底の緊要の秘密あるが故にあらずして、典故に關する知識を獨占せむと欲するに外ならず。朝廷に事あるに臨みては、公卿等先自己藏中の日記に就きて其類例を搜り、因襲により事を處理するを常とし、其時宜に應するや否やは素より問ふところにあらざるなり。故に浩漭詳密なる日記を所持し、之に通曉する者をば、名けて經世の才、有用の器となし、之を推重す。是に於いてか、日記の秘傳貸借始まり、或は借りて返へさるものもありしとぞ、有職の學、實に之に因りて起る。

前代の萬葉集

和歌國語 朝廷に和歌所繪所書所あるは、醍醐の朝に初まるといふ。延喜中、木工頭紀貫之、歌書双絶なりしを以て、和歌集を上り、御書所に候ふ。延曆の

有職の學

在原業平

初め、中納言大伴家持、奈良朝を中心とし、古今の吟咏を録し、萬葉集と名づく。長短參差體裁一ならずと雖、皆質實の作にして、風調高朗、雄壯の氣に富む。文徳、清和の世に、在原業平、辭藻絶倫、容姿亦美なり、其名一世に震ふ。但し、舊史に「業平體貌閑麗、放縱不拘、略無才學、善作和歌」三代實錄と録せらる。當時の才學とは、專、漢文をいへること、之にて見るべし。

言語の變遷

奈良平安兩朝の歌詠は、言ふ迄もなく畿内語ウチノクニ（大和言葉オホトコト）にして、文學は總べて、此上に建設せられ、當時の標準語として尊崇せらる。其他の方言は、皆卑俗なるものとして輕視せられたり。萬葉集、古今集等に、東歌、諸國風俗と稱して、地方の歌を集め、畿内語と區別しあるを以ても、其事情を察するを得べし。爾後、此標準語は、今日に至るまで、雅言として連綿持續すと雖、鎌倉時代に推移するに及び、前日の東方語は、忽然として其勢力を擴張し、幾多の沿革動亂を、口舌の上にも、筆管の下にも生じたり。

紀貫之

業平の後を承け、醍醐帝の朝に、紀貫之の出で撰集をなすや、時人、奉じて詠歌の典則、復加ふる能はずと爲す。是より歌調一變して、織巧を競ひ、題詠に陥る、詞



は雅馴に従ひ、句は短篇に止り、萬葉風の巨作豪語、跡を本期以下に絶つ。村上帝の時に後撰集あり、一條帝の時に拾遺集あり、醍醐の古今集の後を續ぐ者にして、通じて三代和歌集といふ。

遷都の初め、漢唐の學全盛、國文未興らず、詩賦最盛にして、和歌は漸く衰へ、復萬葉集の遺響を嗣ぐもの無し。仁明天皇四十の御賀に、興福寺の僧、長歌を賦して奉れるを、史冊に特書せらる。貞觀の頃よりして、歌道再たび興りて、在原業平、僧正遍昭等の作家出で、延喜に至りて、又名匠多く現れ、詞苑は恰、春榮に向ひたれば、天皇は此時機に乗じて百年の衰運を挽回せしめ給はんと、貫之、及び紀友則、凡河内躬恒、壬生忠岑に、撰集の勅は有りしなり。萬葉集に入らざる歌を集めんの主意なれば、初めは續萬葉集と名づけたるを、更に勅して古今和歌集の名を給へりとぞ。萬葉集に比するに、平安朝以後の歌は、言辭も格調も大に改まりて、幽に新調を備へ、顯に古風を改めたる形勢あり。蓋、物に觸れ時に臨みて詠める歌よりも、題を設け思を凝して作爲せるが多し。殊に寛平以後は、禁中及び縉紳の家には、歌

合の會ありて優劣を論じ、一辭一句の上の褒貶も、批評喧くなりたれば、自質を去りて華に就く勢となりぬ。されば、清麗幽閑は萬葉に優りたれど、雄渾の氣勢は大に弛びたり。畢竟、昔は言語と歌詞とは同一なりしが故に、村夫野人も、皆よく歌を詠せしこと、萬葉集なる防人の作など其證なり。又、遷都以後は、口語と歌詞と、漸く岐れて二つとなりしかば、歌は遂に中人以上の學藝となり、口に歌ふよりも、筆に上せて巧緻を弄する事を先とす。此に於いて、和歌は其中興と共に、風體も一變せり。〔萩野氏通史〕

貫之が近古の名家を評するや、業平・遍昭・康秀・黒主・喜撰・小町を數へ、後世之を六歌仙と仰ぐ。その中もとより巧拙の別あり、殊に不倫の感あるは、喜撰法師なりとす。貫之の評に、宇治山の僧喜撰は、詞かすかにして始終たしかならず、いはゞ、秋の月を見るに、曉の雲にあへるが如し」と稱すれども、今その當否を驗すべき詠什を得るに難く、たゞ一の「わが庵は都の巽の作あるのみ。この唯一の詠も、また文屋康秀の「うべ山風」の類にして、殆見るに足らず。或は思ふ、不幸にして、その作の湮滅せるならむ。

村上帝、天曆五年十月、勅して和歌所を梨壺すなはち昭陽舎に置き、藏人少



將藤原伊尹をその別當とし、大中臣能宣、清原元輔、源順、紀時文、坂上望城の五人を召し、これに命じて萬葉集を訓釋せしめ、併せて和歌を選ばしめらる。後撰集、之に因りて成る。一條帝の拾遺集、編輯の時期と選者とは、他の選集の如く明かならず。運歩色葉集に長徳元年と定め、後拾遺集の序および増鏡には、花山法皇の選とし、拾芥抄には藤原公任の選とす。

**和字國文の發達** 萬葉集は、字音訓義を混用して選録す、即假字文なりと雖、太讀み易からず。空海師、音調に精く、筆札に妙なり。俗説に云ふ、空海は今様「いろは」を作り、四十七字母を定む、點畫を減じ書寫に便し、假字の用漸く廣し、平假名是也と。小野道風、又書に巧なり、唐様の書體を變じ、和様の祖となる。空海の「いろは」は疑ふべしと雖、延喜天曆の國文發達は、和字假字の通用に因りしや明なり。

我國に漢字渡來してより、言語書寫の方法を學び、其字訓によりて國語を寫したると共に、亦其字音をとりて國語を寫すの便なるを覺り、遂に漢字を以て標音的のものとして使用するに至れり。後者は、實に韓國に於け

意字を變じて音字と爲す

片假名平假名

る吏道リト字の起源と、全く其動機を同じうするものにして、古事記萬葉集以下の古書多くは此方法によりて記載せらる。故に、之を萬葉假名とも云ひ、又普通の假名に對して、眞字まなとも稱せらる。斯の如くして、漢字は民間にまで益々廣く使用せられたりと雖、漢字の眞體は、日常の用字としては、餘りに煩雜なり、簡略の必要あり。之を以て漸次、其約體草書を用ゐ、更に一步を進めて、其片傍等を探り、簡單なる省略體を得、全く意字を變じて、音字を製作するに至れり。前者は、即平假名の起源にして、後者は片假名の起源をなすものなり。

この片假名は、奈良朝の時の吉備眞備の作といひ、平假名をば空海の作といひ傳ふれども、信けかたし。但、五十音を連ねしは、眞備、空海などの人かも知るべからずといへども、この兩假名の字體は、誰とはなしに次第に書き流して、後世一定の體とはなれるなり。古き假名には、書ける人々の心によりて、種々なる片假名、平假名あるにても知るべし。又、色葉歌は、謂はゆる今様體なれば、其制作年代、猶降りて、延喜天曆以後ならむ。僧圓仁は



【平安朝及藤氏專權編】

初め唐の宗睿を師として梵書を習得し、後南天竺の寶月三藏に就きて、悉曇の聲韻を學習し、大に之に熟したりと云ふ。又元慶の頃僧安然是圓仁の學を傳へて、悉曇藏八卷を作れるを以て之を考ふれば、遅くとも西曆八百年代に於いて、悉曇學は顯密僧侶の間に行はる。やがて、此間に五十音圖の製作を見るに至りしものと云ふを得ん。

道風は醍醐朱雀村上の三朝に歷仕して、内藏頭に至る。其書は、世に野蹟と稱して重んぜられ、新機軸を出して、晉唐の態を離れ、漸和様の端を發く。その後、後一條後朱雀の朝に、藤原佐理(小野宮關白實賴の孫)同行成あり、行成(攝政伊尹の孫)は其家を世尊寺といひ、後筆道入木相承の祖と仰がる。之を御家流ともいひ、青蓮院(尊圓法親王)持明院の二派も、此に出づ。

然れども、當代の風習、文章は固より漢唐を師宗す、其字を假り國語を寫すも、視て眞文となさず。故に學才足らざるも、強ひて漢文を修め、其章句、模擬剽竊に流れて、縱橫馳騁する能はざるも、尙之を爲さむと努めたり。亦、在原業平の才學を以て、當時未稱せられざるにて、其品評の標準を悟るべし。但し、漢唐崇尚

の文學も、假字の發達を抑制し能はず、勢位漸次に變す。

延喜天曆の逸興勝事は、扶桑集、本朝文粹、和漢朗詠集、江談抄等に出づ。當時の筆翰は、既に純粹なる漢詩文にあらずして、日本化したる漢詩、漢文なり。しかもこの日本化たるや、剛健なる變化にあらずして、唯徒に綺麗なる句を鬪はすのみ。詩歌併せ行はれたりといへども、和歌は主、漢詩は從、勢位顛倒して、詩文は和歌の下風に甘んじ就きたり。

假字は、從來賤められて女文字と曰はれしに、貫之、嘗土佐守と爲り、任滿ち歸るの日、これを以て紀行を録す、土佐日記と曰ふ。女文字の力も、是より發し、國文の母と爲る。貫之、古今集の序、及び大堰川行幸和歌の序に至りて、假字の散文、始めて完體を呈示せられ、永く垂後の標式たり。

藤岡氏平安朝文學史云、貫之が他の歌人よりも一步を抜いて、ことに文學の恩人たりしは、散文において無上の功績あるを以てなり。貫之の價値は、その和歌にあらずして、むしろ散文にあり、即古今和歌集序、大堰川行幸和歌序、土佐日記にあり。惟ふに、古今集序は、子夏の作と稱せらるゝ、詩經



序に得たるるところ、殊に多し。其漢文に働ひ作るに當り、語を疊み句を對して駢儷の體に擬し、文脈、句法、よく漢文の粹を得たり。しかも國文の尺度を出でず、換骨奪胎、其宜しきに合ひて、艶冶流麗、櫻の美と菊の清とを兼ねたるが如し。すなはち貫之の功は、漢文の法を國文に移して、彼我の融化を試み、無瑕の美玉、毫も斧鑿の痕を止めざる者とす。

夫國文の自由に委曲を寫すことを得ると、漢文の事情を悉し難きとは、同日の論にあらず。因りて、在原業平が私記の如き、夙く假字にて書き留めし様は、伊勢物語の、今に傳はれるにて知らる。(古來この書には異論あれども、業平の自記によりて、後の人の補ひたる者といへる説を善とすべきか)。而も紀貫之出て、國文の規模明かなり。又、物語の祖といはるゝ竹取物語を、舊説に源順が作といへるは確ならずと雖、亦貫之に先んずる者とす。之に次ぎては、源氏物語、枕草子等、絶妙の大作、漸く世に出で、國文の進歩甚驟なり。

藤岡氏又云、わが國の傳奇説話には、はやく夢野の鹿、浦島が子の物語あり。その他、紀記風土記等に見えたるものもあれど、いづれも世を経て漸々に

和文の規模を明にす

成りたる傳説にして、一箇の作家が、構想を其文字の上に現したるものにあらず。一作者の想像に出でたる小説は、實に竹取を以てはじめとすべし。而してその趣向は、記事の變怪を以て讀者の空想を刺戟し、また滑稽を交へたるものにして、人生の自然を描き、人情の秘奥に徹するが如きは、作者未深く注意せざりしところなりと雖、立派に一部の小説を成せり。その古樸なる風容、宇津保源氏に先だち、貫之の散文にも先だてるを知るべし。平安中世以後の散文は、殊に女性的になりて、悠長にして纖弱、絲を以て珠を貫けるが如く、盡きんとして盡きざるに、竹取はこれに反して、簡潔にして適勁なり。貞觀より延喜まで、三、四十年の間に、此書出來たりと見るを穩當とす。因りて惟ふに、遷都の初めより、顯密の教の行はれたると共に、道家仙法の書もまた流行して、陰陽、宿曜の術も、盛にもてはやされたり。この時に當りて、竹取がやゝ道家の臭味を帯びたるも、偶然にあらざるなり。又、我邦古來、言語に技巧を弄することは、枕詞となり、懸詞となり、滑稽の諺調も、主として言語の末に涉れり。されば、竹取にも言語の上



の滑稽多くして、一齣の末毎に、世諺通語の説明を以て、一局を結ぶを常と爲したり。さて、既に竹取物語あり、わが國の小説のはしめと爲り、伊勢物語これと並んで、事實と想像とを交へて、また一種の小説なり。此に於いて、大和物語は、伊勢に倣ひて出で、なほその後半は、短編小説を輯めたり。蜻蛉日記は、すべて事實を記せりといへども、その興趣の深きは、小説をよむに異ならず。時勢は既に催したり、かくして浩瀚なる空穂物語の出でたるも、豈偶然ならむや。次期に至りて、古今無雙の傑作たる源氏物語を喚び起す、亦その以なからむや。

源氏物語 一條の文雅、前代に過ぎ、月卿雲客の之に耽るや、狂するが如し。

其風、宮中に及び、姫嬪の詞章大に起る。弘徽殿の侍女清少納言、枕草紙を作り、鮮麗の詞を以て、事物の清景を悉す。上東門院、最才姫を選みしより、紫式部和泉式部、小式部伊勢大輔及び赤染右衛門等、相續ぎ出づ。

藤原師尹が、其の女宣耀殿女御を教ふるに、第一に字を習へ、次には琴を人より殊に弾き勝らんと思へ、さて古今集二十卷の歌を諳記せんことを、學

問とせさせ給へといへり、貴女の志す所看つべし。當時、藤氏の公卿、各其女を掖庭に納れ、寵幸せられんことを競望し、其入内の時には、女房二三十人、下仕數人これに従ふにも及び、必才藻の優秀なるを擇びて之に充つ。此を以て、京師女子の教育は、特別に進歩の機會を得たるならん。

清少納言は、平安朝第一流の大家たるに耻ぢず、其折に觸れて書捨てたる枕草紙は、紫式部が苦心慘澹たる源氏物語と、長短相反して、而も又對比すべき所、頗見るべし。清氏は趣味に富み、善く物の雅俗美醜を辯す、その山川草木を品し、世の有象無象を評するや、所言肯綮に中り、讀者をして案を拍ち歎稱せしむるもの多し。又、その行筆縦横自在にして、法格に拘泥せず、寸鐵人を殺し、迅雷耳に轟く。縷々として春蠶の絲を吐くかと思れば、忽一刀にして切斷、坦々として平安の大道を行くもの、急に嵯峨たる峻坂に當る、神出鬼沒、端倪すべからず。紫女は、熙々として春の日のどかに、清女は、雲霓の如く變化す。彼は正、此は奇、才情の筆に表るゝところ、おのつから然らざるを得ず。但し、清紫の二女を比較するに、少納言の觀察は鋭



利なりといへども、外面に止まれり、式部はこれに反して、人生内面の秘奥を探らんとす。此二人が、佛教の信仰に等差あるが如きも、またその一因ならずとせず、藤岡氏文學史、清少納言は、肥後守清原元輔の女なり、其枕草子は、唐の李義山が雜纂に似て、其雋永は之に過ぎたり。「凡て人には、一に思はれなば、更に何かせん。唯、いみじう憎まれ、悪うせられてあらん。二三にては、死ぬともあらじ、一にてこそあらん」といへるなど、氣象以て見るべし。紫式部は、式部丞藤原爲時の女なり、資性敏慧、幼時、父兄の史記を讀むを聞き、之を誦誦す。長じて右衛門權佐藤原宣孝に嫁し、上東門院に召されて后側に侍し、白氏文集を講す。紫女、身を持つこと謹飾なり、事その日記に見たえり。

紫式部、文章豊富にして、和漢の典故に精通す。醍醐・朱雀・村上三朝の事に假托して、源氏物語數十帖を著す、今五十四帖存在。辭藻絶妙、推して古今小説の冠冕とす。當時朝野の俗、滔々淫靡に流れ、後人の清議を免るゝもの少し。紫女、獨・貞淑を以て重くせられ、其書亦王朝の典章に比擬せらる。

源語は、當時世間の實境真情を寫したるものにして、彼は固より教訓の目的を立てて編構せしものにあらずと雖、其文章の巧妙なるは、大に後世に渴仰せられたり。故に論者、教育の基礎を、こゝに築かんとするの一流さへあり。惟ふに、平安朝は優美柔和を以て、女子の模楷となし、續ぎて鎌倉以來、世は武門政治となりて、社會の風儀は變遷せしが、京都公家を中心としたる上流社會の教育は、尙此方針を改めず。下りて江戸時代に、女子教育も一に儒教に依り、全然本書を斥けて淫猥の冊子、決して女子に見せしむべからずと唱ふるもの出づ。而も又、一方に熊澤蕃山の如きは、源氏物語を以て、支那の詩經に比べ、本邦王代の風俗人情をあらはし傳へたる書にして、紫式部の主意は、人情の正否を寫し、後世を戒めたるものなりと辯護したり。本居宣長に至り、更に美文鑑賞の見地より立論し、「王朝の物語書どもの中に、源氏は殊に勝れてめでたく、大方前にも後にも類なし。之より先なる古物語は、何事もさして深く心を入れて書けりとも見えす。唯一渡りにて、あるはめづらかに興ある事を旨とし、おどろくしき様多



く、物のあはれなる筋などは、さしも細やかに深くはあらず。又之より後の物どもは、何事も、もはら此書の様をならひて、心入れたりと見ゆるものから、こよなく劣れり。すべて、此物語、男女その人々のけはひ、心ばせを、各悉に書き別けてほめたる、皆人々に従ひて一樣ならず。よく分れて、現の人に逢ひ見る如く、推し測らるゝなど、おぼろげの筆の、かけて及ぶべき様に非ず。人の心あるやうを書き記せるさまは、倭、唐、いにしへ今、行くさきにも、類ふべき文はあらずとぞ覺ゆる云々。推奨至れりと謂ふべし、千歳の知遇なり、而も是は、尙古、もしくは排儒の、偏見に由るに非ず。

紫式部は、其日記にも叙情の文多く、自己の境遇を叙して、極めて謙遜の風を粧へども、其裏面には巨大なる自負心をほめかせたり。而も元祿年中、安藤年山は、この日記を根據として紫女七論を作り、爾來、式部は貞淑溫良の婦人として、古今の模範と目せらるゝに至れるは、全く年山が七論の力に因る。惟ふに、紫式部の人と爲りは、もとより當時の女流の如き浮華の習に染まず、貞節を守りし美點はあれども、彼日記を閱讀するに、他人の

悪口をいふべからずといふ語の下に、直に之を貶斥して、頗る苛酷を極む。前院中將よりはじめて、和泉式部、江侍從等を罵倒せること、最も甚し。而して、自己の高慢心は、亦紙上に躍如たり、則決して完全なる人格と稱すべからざるにあらずや。而も世俗の之を認むるに、年山七論、先入爲主たるより、崇拜の極に達せしは、むしろ笑ふべき過誤なりといふべし。〔芳賀氏 歴代文學選〕

源氏物語の文章は、よく人の知るところにして、筆路の整頓したるは、いかに著者の頭腦が秩序あるかを示して餘あり。全篇すべて苦心の跡を存し、前に伏線あり、後に照應あり、讀み來りてうたゝ用意の周匝を歎せずんばあらず。されど、物一長あれば一短あり、源氏の弊は、その用意の周匝に過ぐるにあり。丁寧反覆、照應對比も、度を過ぐれば、却りて變化の妙味を失ふ。行筆あまりに委曲を盡して、冗漫の感あり、餘韻没却の嫌あり。勁健奇抜の態なきはもとより、これや平安宮廷の婦人の口調ならん、諄々として語り、迂餘曲折なり。其文脈、切れんとして切れず、主格なく、助辭多く、



また形容詞・副詞を重ねて、後人をして一讀、その意を得るに艱ましむ。加ふるに、統一はこの著者の特色なりといふに、なほ一篇のうちに、あらゆる婦人を描き盡さんとし、複雑に過ぎて、やゝ統一を缺く感あり。さもあらばあれ、これらの弊は深くいふに足らず、よく人生の秘密を看破し、個々の性情を寫し得たるもの、源氏物語の如きは、我邦古今、またその比ありや〔藤岡氏文學史〕。

平安朝文學が、女性文學に於いて異常なる發達を爲せし所以につき、論者の觀察一ならず。是は文學自體の資質に因りて、獨生したる者に非ずして、他にも關係する所あらむ。彼漢文學の眞名の模擬は、達意に不便なりと云ふが如きに止まらず。京師婦女の世に處り家を成すの際に於いて、之を後世に比すれば、頗進止境遇を異にし、大に自由なる所あり。やがて、其愛情を展べ、才能を揮ふに障礙少く、亦文學の發達に資けたるなり。

原氏中世史序論曰、藤原氏極盛時代の文學の、我國古文辭の典型たるもの、其數少きにあらずと雖、源語といひ、將、榮華といひ、畢竟するに、宮廷の奢靡

と、露骨なる情事との記述にあらざれば、多くは無意義なる年中行事の説明のみ。後日、鎌倉より室町時代に亘りて、源語を崇拜し、強ひて之を神秘ならしめむとすること行はれ、從ひて、かの雲隠れの如き、種々の附會説も構成せられたることあるも、源語著作の本來の目的の、果して諷刺に存せしや否やは、頗疑似に屬す。吾人の所見を以てすれば、源語の企圖するところは、寓意に在りといはむよりは、寧ろ寫實に存するもの、如く、景物を描寫して、凄婉の極致に達せるの點に於いては、前後之に比肩すべきもの少きも、人生の深義を剔出して之を明ならしむるは、紫式部の長するところにあらざるなり。清少納言の枕草紙の一篇、輕妙洒脫にして、寸言機微を穿つもの多きは、優に時流を抜けるものなりと雖、亦是個の才慧にはこれる女性が、大に時代の外に超出するにもあらずして、僅に一轉して側面觀をなしたるに過ぎざるなり。當時、男性の文學も、亦其特質に於いて、女性と大差あることなく、明經紀傳文章の諸道、其科を分かたなきにあらずと雖、其明經といふものも、人倫道德の要義を明にして、以て社會に教ふると



ころあらむと欲するにあらず。其紀傳といふものも、前代の得失に鑑みて、以て治道に益せむとするにあらず。諸典籍は、經史子集を通して、皆詞賦表疏の爲に、章句を摘出するの具となるのみ。之を要するに、平安京の學術は、全く四六駢體のために、犠牲に供せられたりといふも、敢て不可なることなし。

藤岡氏云、平安朝の中期より、職官も世襲の姿となり、地位の高下は人に因りて得られず、家に因りて定まりしかど、後世の如く、嫡庶の分長幼の序明かなるにはあらず。その職を傳ふるや、子より孫に繼承するもあり、兄弟相讓るもあり、財産も擧げて嫡子に讓るより、むしろこれを諸子女間に分配すること多し。其分配の多寡は、たゞ財主の意に任せ、年齢の如何に準せずして、愛情の多寡に基き、母を異にする時は、その母の輕重に依る。當時の制、一夫多妻は公然の風なり、男子の妻を設くるや、直ちに己が家に迎へずして、夜に入ればその里方に赴き、明くれば歸る、恰今人の妾宅に通ふが如し。かくて、相互の間に知らしめずして、幾人の妻をも有することを

得れば、多妻の風は益助成せられしなるべし。漸く相馴れて家に迎へても、對の家を定めてこれに住ましめ、貴族の甲第には、一家數人の御妻あること、よの常のことなり。而もこれらは、必しも後世の如く妻と妾との別あるにあらずして、いづれも同等の妻といふべく、たゞこれが差を生せしむるは、妻の里生家の高下なり。里もし貴ければ、妻の勢おのづから他の對の君を壓し、その腹の子女また父の愛情を專にし、遂には家を繼ぐに至らむ。要するに、家内の秩序は、近世の如く嫡庶の分長幼の序を問はず、一に愛情に因りて定まれり。又榮譽ある生活を想ふ婦人は、家を成すを思はず、後宮に仕へて局に入らむとす。後宮には、上に皇后、中宮あり、數多の女御、更衣、其下にありて、互に君寵を争へば、いづれも力めて才色ある女房を集めて、各勢威を張らんとす。而して殿上人は、或は異性相引く自然の理より、或は宮人の眷顧を得て立身の種とせんとの慾より、競うて此女房の局々を音づれて談笑すれば、和歌に管絃に、才媛の抱負と技倆とは、なか／＼に高くして、上達部にも讓らず。之に因り、媛女は婉柔なる態度を以



て男子を惱殺し、宮女は卓越せる才識を以てこれを羞殺し、婦人の勢力の大なること、後世の夢想する能はざるところなり。平安朝の歴史の過半は、宮中の記事なり、少くともその文學史は、主として宮女の作品を以て占めらる。故に、平安朝の文學は、宮女の文學なり。男子が、内外國際の高き牆壁に遮られて、修得し難き漢詩漢文に遑々として、功名の見るべきものなき間に、女子は自由なる假名文字を繰つりて、おのが城壘を堅くせり。かくして、女子の勢力は却りて男子に被むり、風俗思想より、言語文章まで、平安朝の社會は、一般に女子的となり果てぬ。後世のいはゆる雅文なるものは、即當時の上流婦人の文章の様式が弘布して、遂に一般世人の模範とも仰ぐに至りしものにあらずや。

當時、佛教の信仰篤く、儒家道流の説、又流布したりと雖、社會の全體を、廣く且深く、被及浸染するに至らず。従ひて、是れらの教へし義理の桎梏をうくる事も、さのみ甚しからず。大方は、心のまゝに其情念をもちあつかひて、自然の進行に伴ひし如し。而も、國文學が、此間に成立して、之をば大和心ともいへるを

宮女文學と  
謂ふべし名教の桎梏  
少し

思へば、古今の變化、觀感ことに深からむ。

藤岡氏又云、當時、上下おしなべて佛教に耽溺すれば、年中の行事、公私ともに、過半は加持祈禱、法會供養なり。法會にて、最も多く行はれしは、法華八講にして、なほ十講三十講などもあり。供養は、招請の僧侶の数の多きを喜びて、千僧供養、百僧供養といふもあり。四十、五十、六十歳などの賀筵にも、また佛事を修して、長壽冥福を祈る習とす。精進、誦經、物詣、山ごもり、春立つより曆の軸の見ゆるまで、佛いぢりにあかしくらすこと、忙しくも、さすがに心長閑しや。されど、此三世の諸佛も、人間相互の在家關係にまで深く立入らざりしにや、佛教も平安朝に於いては、なほ社會の道義を律する標準とならず。儒教もいまだ其勢力を揮ふ能はず、仁義五常の教が、武士道と共に處世の指針となりしは、遙かに下りて江戸時代の事に屬す。佛教の光は、人間海の浪の上を照せども、底に沈める魚に及ばず、詩文の花を、大宮人はもてはやせども、孔孟立教の實は、摘まんとするもの少し。さらば、平安貴族の思想は、何物の感化を得、その行爲はいかなる教に因りて

佛事儒書の  
感化如何



制御せられしか。説くものは曰く、當時は宗教も道德もなし、これなきにあらずといへども、世人は顧みざるなり。無方針、無節制、放縱にして淫靡なるは、皆其結果なり、頽風爛俗の由て來るところを見るべしと。然らば則、愛を主として義を知らず、義を重んじて善を説かず。近年一時の流行語となれる「美的生活」といふもの、これを實際に行へるものありとせば、まづ之を平安朝貴族の平生にありとせむ歟。惟ふに、天地本來の自然は、常に平安朝貴族の觀念歟。かれらは自然のうちに生活して、みづからその一部をなす、風は梢に鳴り、情は人に動く。愛憎は人間の自然なり、山より下る水は堰けども止むべからざるが如く、人情もまた區々たる桎梏を以て縛すべからず。そもく、また翻りて情趣を重んじたる風俗が、文學の上にかなる結果を生せしかを見よ。江戸時代には、趨勢全く古代と相反して、道義を偏重し、意志を以て情趣を滅却し去らざるべからずとす。文學も之に従ひ、勸善懲惡を究竟の目的となしたり、即、描くところの人物、どこまでも善人か、さらば悪人、重忠はいつも情深く、岩永は常に意地わ

自然に同化  
したる生活

性情紙上に  
躍如たり

ると相場のきまりて、はては仁義の文字を體に刻みしやうなる八犬士の類を、理想的人物とするに至りぬ。彼人心微妙、境に臨み機に應じて、情懷出沒、善行も罪業もこゝに生ずとするは、江戸作者の敢てするところにあらず。やがて、小説、戯曲、ともに人情の琴線に觸れず、たゞ事件を錯綜せしめ、變化せしめて、わづかに讀者の好奇心を繋げるのみ。平安朝には、決してかくの如く、文學を以て、倫理の奴隸たらしめず。其情趣を重んずる結果、人物の性情、躍如として紙上にあり、善人も情に驅られては過を犯し、悪人も物に感じては性を矯む、事に縁りて心の動かざるなし。故に、むしろ變化なき事物を寫しても、其心裡の徑行、尋ね得て見るべきものあり。九百年の昔、よく性格を描き人心を發きて、今日なほその人に接するが如くならしむるもの、蓋情趣を重んじたる風俗の賜にあらずや。

**繪畫彫塑及び建築** 繪畫は、本期の初めに百濟河成あり、都城造營の飛驒人と、其技を較せりと云ふ話説を傳ふ。參議巨勢野足の裔、金岡出て、仁和寛平の名匠たり。此後彼技は、其子孫の世業と爲り、唐畫の風を變して俗様にす。

百濟河成



蓋其技を實物の描寫に移せるに由る、和畫の宗祖なり。公望、相覽、弘高等之を承け、朝廷の繪所に召され、益其美を成す。公茂と同時年延長に、飛鳥井常則あり、ともに上手と稱せらる。巨勢氏の衰ふるに及び、宅磨爲成出て、春日繪所といふ。

南都の佛教圖像に、丈餘の大幅連に製作せられたること古記に見ゆ。北京には、空海、圓珍等、盛んに密教所立の新圖を作り、尋いで名匠百濟河成西曆七八二—八五三出で、更に山水、草木、及び肖像畫の類、漸く見るべし。又、巨勢金岡第九世紀後半あり、前人の長技を集めて大成し、謹嚴縝密の描法、莊麗纖穠の設色を以て、多く佛像及び山水人馬を並せ作る。金岡の畫は、猶天平の彫塑の如く、唐風を變化して一種の別調を爲し、巧密は寧、彼に勝れり、即、日本畫の祖なり。文德實錄、仁壽三年、散位百濟朝臣河成卒、河成本姓余、後改百濟。長於武猛、能引強弓、大同三年爲左近衛、以善圖畫、屢被召見、所寫古人眞、及山水草木、皆如自生。昔在宮中、令人喚從者、辭以未見顏容、河成即取一紙、圖其形體、遂以驗得、其機妙類如此。今之言畫者、咸取則焉、とい

## 巨勢金岡

## 倭畫の祖巨勢氏

ひ、又、菅家文章、寄巨先生乞畫圖の詩に曰く、先生幸許禁闌遊、更恐時光不暫留、山水從來無擔去、願憑君得寫風流と。巨先生金岡の畫風が、河成の後を紹ぎて、更に力を用ゐしを見る。此後は、金岡ニセエ似繪の風ますます世に行はれ、其子公忠、公茂相見、皆よく父に肖て畫をよくす。ことに相覽は、昌泰二年繪所預となりてより、巨勢の家業も定まる。

繪合のことは、源氏物語繪合の條を見れば、亦その方法をも想像するに足らむ。是によれば、竹取の繪は相覽の筆、書は貫之の手に成り、空穗の繪は常則の筆、書は道風の手に成りしとぞ、皆當時の名人なり。又、巨勢の畫風も、公茂以來、寫想を旨とせしものゝ如し。殊に、藤原氏の世盛り、御堂時代にたりては、其趣味いよく、婉柔となり、意想を重んず。男女顔面の豊満なるなどは、其著き特徴なるべし。本朝畫史、土佐之倭樣、是有情而婉者也、都其大小人面、引鼻目而成、輕筆一抹以作之、倭畫家謂之目引鼻ニキ云々。それより後、基光寛治年中、及び古土佐の諸家に至りて、純然たる和様の畫風を大成す。既にして、鳥羽僧正の如き、描筆簡勁の様式興り、平安京を終れり。

## 目引鼻



奈良佛師の祖、康尙定朝の父子は、法成寺造營の日に、出て、韓唐の古式を改良して、更に相好の形像を作り、國風彫塑の至妙を極む。又、惠心僧都あり、教化の暇に、造佛を事としたり。

彫塑も、韓唐との交通絶えてより、亦一種の國風を打成し、その趣致は、纖穠優美を好むに在り。惠心(比叡山横川の源信僧都)の作は、此特色殊に著く、華美の風俗に催促せられて、髹漆の手法を、彫塑に傳播し、其設色には、多く截金、描金を用ゐ、甚巧麗なり。之と同時に佛師康尙あり、その子定朝の技は、一世に推重せられ、佛像の形制量度、漸一定す。定朝に傑作多し、治安二年、法成寺の佛をつくりて、法橋に叙せられ、永承三年、興福寺の佛を作りて、法眼に叙せらる、これより造佛の賞として、綱位にのぼるもの多し。定朝は、新渡唐宋の彫刻に因りて、變通せしものと思はる。そは、これより先、僧尙然嘉因等、入宋して、佛像を携へかへり、嵯峨野に置き(清凉寺)世人に崇敬せられしかば、幾分か、それらの風を用ゐしなるべし。定朝より、覺助、頼助、康助、康慶に傳ふ。康慶にいたり、其子運慶(備中法印定覺、奈良一派の祖)並び

に、門人快慶の如き良工いでて、文治建久の間に、其名を揚げ、國風彫塑の絶頂に登る。

本期の建築を按ふるに、古代の様式を保てる神社も、佛寺に折衷して、春日造り、流造り等の新式を出し。居住に寢殿造りの様式起り、檜皮葺、四注の屋蓋、勾欄、階段、椽、蔀、妻、戸、障子より、几帳、垂簾、屏風、棚架等の家具に至るまで、國風の形制始めて成る。漆工に、早くより平蒔繪及び研出し法ありしが、高蒔繪起り、歌繪、華手の意匠之に應用せられ、圖樣漸く自在になりて、華文の外に、山川、花鳥等を想化し、平塵、沃懸、截金を用ゐ、螺鈿の金具、平文の笹装は、いよゝゝ巧妙の域に進めり、(開國五十年史)論者困りて、藤原式の名稱を立つ。

藤原式の眼目たる定朝の本尊と共に、爲成の壁および扉の繪は、宇治關白頼通の本願にかかれる平等院鳳凰堂に、優麗きはまりなき當時の面影を傳ふ。惟ふ、此水濱の舊刹、蒔繪螺鈿の巧を盡して、美術工藝の模範と今日に稱せらるゝといへども、古來の史書なほ重きをこれに置かず、筆を極めて法成寺京極一條所在の輪奐を稱す。而も、惜しいかな法成寺は早く滅びて、そ



の礎跡だも存せされども、道長が畢世の力を擧げ、天下の財を傾け、名工巨匠を督して、金銀七寶を鏤めしもの、其莊嚴華美思ふにもあまりあり。(道長、又木幡山に淨妙寺を造る、これも後世頽破して一物をも留めず)。平等院に亞げるは、奥州平泉の中尊寺にして、其金色堂今に存す。

歌舞音樂 海外の傳來の音樂は、伎樂あり、隋唐高麗樂あり、又新羅樂、百濟樂、林邑樂、渤海樂、度羅樂等あり。其唐にも新古の區別あり、皆奈良朝に備はる。平安朝之を承け、諸部の生員を定められしも、盛衰なき能はず。仁明以後は、專大唐高麗二部を留存し、左右に番へ、更に新古を分てり。雅樂寮の專掌する所なりと雖、左右衛府の將士多く之を學び、村上帝の時、樂所を置かれければ、寮務は自廢す。

樂家の説に、古樂者、古之風俗、宋齊梁陳以上爲古、小拍子用一鼓。新樂者、今之風俗、小拍子用羯鼓、隋唐云新體源抄といへど、其制作時代説は採り難し。歌舞品目に「新古は、我邦へ渡來の前後を分つ者にして、原曲制作の時代に非ず」と云ふに従ふべし。玉樹後庭花は、陳代の原曲なれど、我に傳はりし

雅樂に新古唐麗を別つ

承和の改作

神樂、催馬樂、郢曲

本朝樂も唐樂法に改めらる

は新樂の改作を経たる者也。彼國にて、羯鼓は玄宗の時より盛行し、羯鼓新樂の名あり、仁明帝に先んする一百年とす。やがて羯鼓の還成樂は、夙く我に傳はりて、古樂の中とす。而も、太宗の破陣樂は、羯鼓に移されて遅く我に傳へ、皇帝破陣及び胡飲酒は、承和中の伶工の改作を爲したれば、皆新樂とす。すべて、仁明帝承和年間を以て、我音樂の革命時代と知るべし。延喜天曆の比に、貞保親王南宮の笛、源三位博雅の琵琶、豐原有秋の笙、并びに堪能の譽あり。源大納言時中に至り、益研修して、郢曲朗詠和琴、鞠鷹を以て一家を爲す。一條帝音樂に精し、大歌所、神樂の曲の散逸せるを以て、親神樂及び東遊數曲を定めたまふ。乃、祭事に用ひ、之を内侍所奉安所に奏せしむ。又、催馬樂風俗歌を採り、專宴樂と爲す。平安京の御遊管絃は、此に定まる。

蓋、嵯峨、仁明二主は、樂を好み、律に曉かにおはせしかば、伶工尾張濱主、大戸直繩、和邇部太田丸、藤原貞敏、大戸清上等輩出し、專力を雅樂の改作に盡し、諸部の興敗離合あり。是に於いて、上代より繼承せる神樂、東遊は、祭祀歌舞となり、久米舞、大和舞の類は、儀式歌舞となる。而して、催馬樂は、もと里



巷の民謠なりしが、大唐新樂の旋法に倣ひて轉寫せられ、之に次ぎて朗詠あり、延喜天曆の頃、和漢名家の佳句を採りて、旋律を施し、催馬樂と共に朝廷の宴享に用ひらるゝ者となる。今日に繼承する古樂中、最も久しき歴史を有する久米舞、神樂、及び田舞の歌等に就き、聊之を稽ふるに、孰も中世の改新を経て、かの律旋なる宮、商、角、徵、羽の、五聲音階に符合すと云ふ。是皆、仁明帝の時より、一條帝の間なる改新に由れるに外ならず。

上代なる俳優ワヤラキの風俗歌舞は之を詳にせずと雖、樂部にサルガウあり、之を唐樂の雜藝、散更と相混して、猿樂といふ。村上帝嘗、之を延見したまふ、猿樂は是より上下に賞玩せられ、變して物真似と爲り、仍風俗歌舞たり。此期の末に及び、更に號して新猿樂と曰ふ、巧に世上各種の人情、所作を模擬し、滑稽の能技を極む。藤原明衡の記文あり。

樂所の新置せられしより、朝要は專之に因りしも、諸大寺の法會には、寺家及び樂戸の世業者あり。樂戸は、蓋聖德太子の伎樂に起る者にして、和州モリヤ杜屋郷の秦氏なり。一條帝の比に及び、左の一者イチノモノに、狛光高あり、右の一者

## 新猿樂

樂所の狛氏  
多氏豊原氏

に多公用、多好茂あり、是より樂所の左右の頭人も、狛多二氏の世業と爲れり。杜屋郷の秦氏には、氏安あり、村上帝の時、散樂の得業たり、大和猿樂の圓滿井本座たる金春氏は、氏安の流裔とぞ。後世、多氏衰へ、難波四天王寺ナニハの樂人太秦氏ウツギを樂所に召出さる。是より、京の豊原氏、奈良の狛氏と、三方樂頭の諺あり。



倒叙日本史平安朝及藤氏專權編終

倒叙日本史

第十四編

文學博士 吉田東伍著

中古紀第二 律令修撰及寧樂朝編

總說

今や、我倒叙の溯上は、已に平安城の盛代を究め、將に中古上古の接際に達せむとす。夫の上古史の結局は、蘇我氏の敗亡に終り、中古史の開門は、藤原氏の勃興に在りと謂ふべし。又之を他方より看來れば、國勢上には、亞細亞東方の大動搖あり、李氏は唐朝を創めて大陸の割裂を統へ、金氏は新羅を擴めて、貴國カシコキタニの保護を離れむとす。變革の運、早く外より



顯る。されば、内には律令の典を修め、質朴の治を改め、三公百官の職制を以て、大小氏族ウチカバネの奉仕に代へざるべからず、是れ時世に處する必要の状態なれば也。且、上古期の季世にあたり、佛教・儒道・陰陽説以下、各種の習法東漸し來り、獨國家の外形・文物に於いて、かゝる推遷を促すに止らず、謂ゆる社會上人心の變、亦甚大なる者ありて、上古・中古の接際を分てり。本編は當に、主として、此接際の異彩を明にして、平安朝政の由來を覺らしむべし。故を以て、まづ皇家の繼統、朝廷の形狀、都邑の經營より、韓半島の離立を略叙して、時世の變化を明かにし、中宗天智の遺烈、古京大倭の壯觀、逐次に論説すべし。

凡、一國の興亡は、亦比隣の得喪と相關り、事物の大勢は、列國諸邦を並び肘

制して、其間往々、英明の主、雄傑の才をも泣かしむることあり。予輩嘗、半島の興廢する所以を論して曰く、「日韓古史斷」。大陸は幹なり、半島は支なり。大陸に於いて、隋唐南北を合一するに及び、半島の形勢漸く逼る、而して諸國蠻觸、其の非を悟らず、岌々乎として殆いかな。乃、東天皇我推古朝大臣を命し、直に西皇帝隋主に往問したまはざるを得ずして、従前、東方南朝北主、三角鼎立の權衡は、復、之を半島地に持すべからず。之に加ふるに、任那官家キヤケの地、繼體帝以後、逐次に滅亡して、悉く新羅百濟に没入し、海表控馭の政令、措置を誤れるもの多く、半島の離畔、早く此の時に萌す。而して本朝之に見る所あり、初めて筑紫太宰の遙制を重くせりと雖、懲伐の舉、行はんと欲して果たさず、權勢漸く失ふ。天智の出つるや、中臣鎌足を獲て之と謀り、内に蘇我氏の横暴を除き、外に唐主の高麗を攻め、百濟の任那を復するの急に乘じ、大化改新の政令を斷行し、風發雷作、中外面を革む。舊史に云ふ、孝徳大化、白雉の朝、三國の貢使、毎年競ひ進むと、一時の盛想ふべし。既にして、新羅謀叛、唐兵を導き、百濟を滅し、高麗を略す。天智の雄剛



を以て之に處して其術なきは、蓋大勢の已に去ればなり。孤力獨營も、復之を如何せん。後の國家を有するもの、亦此に鑑みずんばあるべからず。然りと雖、天智苦辛三十年、敗餘の弊を承け、なほ築壘置戍、邊海の防禦遺す所なし。後世、永く其の慶に頼り、國防の意を失ふことなしと云ふ。英明の主にあらずんば、焉ぞ此の如きを得んや。史家、或は大化の變動は、氏族分散の權力を、王室、政府に集合し、文物典章、擧げて支那に依倣したるが爲に、精神上及び物質上、俱に幾多の威信、資財を耗損して、韓土を失へりと論す。而も之を思惟するに、其論は全く事由を顛倒すと謂ふべし、其實は、外交外事の急に因りて、内國の變動を生せる者のみ。

蘇我氏の權勢久し

欽明以後の七代 初め、欽明帝、蘇我氏を輔相臣大とし、三十餘年の治化を布き、其三皇子・一皇女(敏達、用明、崇峻、推古)相繼ぎ登極し、又五十餘年、此八九十年、實に蘇我氏の執政に由る。舒明帝、更に敏達の長孫を以て其後を承け、蘇我氏の女を納

れて次妃と爲し、古人大兄を生む。帝崩し、皇后寶踐タカラ祚す、之を皇極帝と爲す。皇極は、舒明の弟茅渟王の女にして、二皇子あり、中大兄(本名葛城)と曰ひ、大海人と曰ふ。

蘇我氏は、大臣武内宿禰に出づ。武内、神功皇后を輔け、西征して海北を伐ち、韓國を附屬して、應神、仁徳の盛代を開き、國家に大勳あり。其子孫、紀、平群、蘇我、巨勢、葛城の諸氏、世々大臣に任じ、朝柄を執る。欽明帝の時、大臣蘇我稻目武内六の女を納れて、用明、推古二帝を生み、用明の皇子に上宮聖徳太子あり。蘇我氏は、是より獨盛にして、王室の政權、殆外戚に移りて、中臣物部大伴以下の諸貴族(大連)や、衰ふ。

時に、蘇我氏の專權已に四世、稻目より入鹿まで一百年、暴威薰灼、凶逆到らざるなし。中大兄皇子、發憤之を除かむと欲し、中臣鎌子を得て、計謀に參與せしめ、遂に蘇我入鹿を誅斬

皇極女帝



して、朝廷を清くす。皇極帝之を偉とし、直に天位を中大兄に禪らむと欲す、中大兄恭遜して、古人大兄と輕皇子を推す。古人大兄、法興寺に詣り、剃髮僧と爲り、吉野に入る。此に於いて、寶太后極皇の弟珂瑠德孝高御座に升りたまひ、中大兄を皇太子と爲し、萬機を攝行せしむ。之を大化元年歲次乙巳とす、朝廷年號あること此に始まる唐貞觀十九年西曆六四五。大日本オホヤマトの名字を以て、國朝の大號と定められしも、此際といふ。

傳に曰ふ、鎌子連は輕皇子の知遇を受け、皇子は寵妃阿倍氏が姪身なるを賜はり、此胎生男子ならば汝が子とせよと約し、程なく男子を生めり、僧になして定慧といひ、談峰に妙樂寺を建つ、かくて、又、中大兄皇子の知遇を受くるに及びて、皇子も亦寵妃車持氏を賜はり、此胎生男子なりければ、鎌子の次男となれり、即不比等なりと。則、鎌子は既に均く二皇子の寵遇を得

中大兄と古  
輕皇子并  
親の聲望

たるに、特に中大兄に勸めて、庶兄を立て給へと申し、事深き慮りあるべし。抑、古人大兄は、久しく蘇我氏の擁戴する所たり、且、中大兄を罵りて、韓人といへるを見るに、中大兄の漢風を愛し給ふを憎めるなれば、志嚮に於いても既に相反すること論なし。中大兄、固より之を立てんとは思ひ掛け給ふまじきなり、鎌子豈之を知らざらんや。然るに、古人大兄をしも薦めたるは、但形式の辭にて、實意は輕皇子に在らん。蓋、中大兄にして直に皇位の羨望の故かと邪猜するもの、なしとも言ふべからず。されば中大兄は之に因り、外は舅王(輕皇子)に譲りて、恭遜の美德を示し、内は負荷を軽くして、自由に改革の大事を處辨せんに、便宜なるを得たり。是皆、鎌子が中大兄の爲に謀りて忠なる所、而して我が私シの爲にも、前年、輕皇子に對して、誰能不使王天下耶との舊約にも背かざることを得べし。されば、輕皇子天位に即き給ひて、大化改革の大詔は煥發せられ、新政天下の耳目を一變したれども、これとても、皆、中大兄皇太子と鎌子の内臣との規畫する



孝徳帝の不平

【律令修撰及寧樂朝編】

二二四

所にして、天皇は徒に號令を發し給へるに過ぎざりしなり。かくて、十年を經たまひては、さしも柔仁にまします天皇も、不滿におはしましけん。晩年には、太子と御不和して、憂憤位を去り給へることも、前史に見えたり。以て當初の事情を推すべし。〔萩野氏通史、參取伴氏松之藤靡編、長等山風編〕

天智の智勇は聖徳に超えたり

誰か大化變革の發動者たりし乎、蓋變革は、蘇我氏の希望にして、厩戸太子以來、改進黨の定論なりしと雖、今や其實際の施設に當りしものは、葛城の皇子と中臣の鎌足なり。此二者は、蘇我氏を倒せりと雖、其進歩を主張するの點、佛教を採用するの點に於いては、敵手の爲さんと欲する所を遂げたるもの也。其大陸文明を採りて、光彩彬々たる政府を作らんとする志望は、實に聖徳太子と同じ、而も葛城王子の勇往の氣象は、遙かに厩戸王子に越え、眼中殆朝廷を空うせり。鎌足の如きは、其謀主にして、後來藤原氏專横の端を開くと雖、葛城に對しては、むしろ寵臣にして、權臣にあらざる也。若、其深謀遠慮に至りては、葛城更に大なるものあり。大功を立て

英雄天子

、豪族を亡ぼしながら、敢て自皇位につかず、己の舅なる孝徳を推して位につかしめ、自は其太子となりて、凡百革新の衝に當る。已にして孝徳の崩するや、人心の猶未、己に集らざるを知り、又皇極を擁して重祚せしめ、躬東宮に屈すること十六年。而も、此間に銳意、國體を變せしかば、神武以來一千三百年、日本は初めて君民共治の國家らしき形體を備へ、律令制度初めて成るに至れり。然れども、此英雄天子も、其缺漏なきにはあらず、而して其缺漏は、餘りに多く、威武を示し、華麗を好み、たまへるに在り。思ふに、此英雄天子は、大陸文明に熱心して、事會を待つ能はず、朝廷の力を以て、一國を改めんとしたり。近世の語を以て批評すれば、貴族的急進黨にして、百官、其威權を仰ぎ、志望を知れるものは、皆尊重して措かざりしも、天下の衆民は、改新の施設を便とせずして、之を非議す、亦免れざる所の者歟。

### 孝徳以後の皇統

大化元年十一月、古人<sup>フル</sup>大兄<sup>オホエ</sup>の皇子、蘇我

田口川堀と、謀叛の事あらはれ、誅滅せらる。後五年、右大臣



中宗天智

蘇我倉山田石川麿、又嫌疑を以て除かれ、蘇我氏の餘炎亦盡く。孝徳、在位十年にして崩す。皇太子猶踐祚せず、寶太后重祚し、齊明帝と號す、在位七年にして筑紫行宮に崩す。皇太子初めて位號を正くし、又十二年にして崩す、之を中宗天智帝と爲す。凡、大化より此に到る二十有七年、三朝を代ふるも、其實、皆中宗の治なり。皇太子大友之に繼ぐ、之を弘文と爲す。弘文の立つや、叔父大海人皇子(前東宮)と善からず、遂に兵を構へて相戦ふ、官軍敗亡し、大海人自立す、之を天武と爲す、是に於いて皇統は天武に移る。

古人大兄の  
亡滅

長等山風書曰、古人大兄は太子中大兄と、異母兄弟にておはす。皇極太后御位を古人に譲らむと詔りたまひけるを、固く辭はずひて出家し、吉野に入り佛道を勤修しおはしけり。かれ、輕皇子受禪したまひけるが、翌年、古人大

大友皇子の  
敗軍

兄謀反の企あらはれければ、中大兄もはら事執持ちて、古人を亡ぼしたまへり。後の大海人の舉動、自相似てきこえたる趣あり。神皇正統記曰、第四十天武は、天智の同母弟にて、皇太子に立ちて、大倭にましましき天智、近江にて御病あり、太子を呼びたまひしに、告げ申す人のありければ、太子の位を自退きて、芳野に入りたまふ。天智かくれたまひて後、大友の皇子、猶危まれけるにや、軍を召して芳野を襲はんとぞ謀り給ひ、軍破れて皇子殺され給ひぬ。○讀史餘論曰、第四十天武天皇、御兄天智の御よつぎ大友天皇にそむきて戦はせ給ひし事、よの常の征討の例には同かるべからず。大友の軍利なくして、天武世をうばひ得させ給しかば、大友の其君に叛かせ給ひし如くに申傳ふるか。まさしくは、大友は天智の御よつぎをうけつがせ給ひて、帝位にましませし御事なり。且は、天智の崩し給ひしやうも、あやしき傳へも侍れば、世の申し傳ふる所、信しかたくや侍らむ。されば、天武は一旦御軍にうちかたせ給ひて、世を知るしめされしかど、其後わづが七代、百餘年がほどにて、其玄孫稱徳の女主にて、



壬申の亂に  
於ける蘇我  
中臣の黨派  
分裂

つひに絶させ給ふ。天智の御後は、御孫光仁の世を知らせ給ひしより、今に絶えさせ給はねば、天の有道にくみし給ふ所、明らけしと申すべし。○久米易堂曰、歴史の事跡は、好惡の集まる淵海にして、其中より愛憎の波浪は湧起するものなり。故を以て、史學は常に事實を確めて礪砥となし、眞理闡究の利刃を研磨せざるべからず。壬申の亂の如き、世人その事實をよく確めずして、まづ弱きを扶くる俗情に驅られ、又模擬心を交へて愛憎論を作す。思ふに、天智帝は皇太弟を廢する意無く、太弟も亦平氣におはしたるに、帝の病重らせ給ふに及び、蘇我赤兄、中臣金等が、大友皇子を唆動し、太弟を失はんと、隱謀を企てたるなり。當時の公卿が、毎に新王を擁立して政權を執る習慣は、鎌足が孝徳、天智、兩帝に結納し、之を推立して國事を濟したるにて、近き證例を見るべし。又、蘇我家の兄弟相傾くるは、久し、蝦夷入鹿の亡びし後も、雄正(大臣馬子)の孫の子、石川身刺(身刺)赤兄等あり。身刺は、兄石川(倉山)を譖殺し、赤兄は有間皇子を死に致したる程なれば、隨分權詭の臣なり。されど、壬申の首謀は、中臣金なり、中臣の家系を按ふるに、片

能古の三子ありて、長男御食の子は鎌足にて、藤原氏を始め家聲を興す。次男國子の子國足は、大中臣氏の祖なり。末男糠手の長子をば金とす。蓋、金が野心、鎌足に代りて自家に權勢を收めんと、赤兄等と結びて、大に圖る所ありたるべし。而も大海人皇子の雄拔神武は、久しく群卿の望みを集む、金赤兄等、よしなき謀を天智に勸めて、却りて滋賀都を墟落となしたるは、自其身を料らざる者と謂ふべし。

天武の男系  
天智の女系

天智、天武の、兩系の始末を通考するに、天智の二皇女、持統は天武に配し、元明は岡宮ツカ天武の皇太子、名は草壁、即位せずして薨すに配し、各一時、幼主に代り登極したまへりと雖、天武の統を離れず。五世天武、岡宮、文武聖武、孝謙聖武、孝謙九十有八年にして、其治世盡き、大友の弟田原施基の子、白壁王、中宗の皇孫を以て立つ、光仁帝是なり。而して、光仁の子桓武が、平安の朝廷を開きたまへることは、前編既に之を



述べたり。

久米氏奈良朝史曰、上古の風俗を考ふるに、血族國家の初めは、男女相耦ひて祭政を主とする習法にて、早くより宮掖に權勢を收められしに、推古皇極齊明の女王朝を経たる、飛鳥奈良朝には、百官士庶も、皆、後宮宮人の門に媚びて請託するに至る、亦其所なり。天武帝の時に之を覺り、禁戒の詔さへ出たり。然るに、其後も、持統元明元正の三女主あり、即位して皇孫、皇弟を保育せらる。此形勢に因り、いと々宮掖の女權を増長し、聖武帝の世となりては、宿習固結したりと推論するも、決して過言にあらず。此積勢の中に、巾幗の奇傑アガタ三千代出て、藤原氏の女光明子を、破格にて皇后に立てさせ、帝の在位廿五年の後、太子の内親王孝謙に禪位あり。孝謙女帝の時、光明太后に攝政の名は無しと雖、其姪の藤原仲麻呂が、政權を弄したれば、宮中の情弊は、想像するに餘りあるべし。(母をば特に親祖といひ、女人入眼オシナアルジの女主は古風俗なり。唐制の男子偏崇の法を移しながら、女戸主は之を改廢するに至らず。令集解「父不定嫡子死、母見在、以誰爲戸主、答嫡子幼弱、

女主數朝にして宮中に親權存す

民間婦女の調貢を全免せらる

以母爲戸主。まして、光明昇天後の孝謙に至りては、更に甚し。讀史者は、是れらの朝に觀察するに、先此女子の身位の、後世の比に非ざるに注目し、而して後悟る所あらむ。○古へは、男女ともに、弓箒ユヅリ手末の調貢を勤めしといふに、大化には、田の調となり、大寶には、全く男子をのみ、課丁課口とす。婦女の負荷は、直接に擔ふ所無きものとなれり、これ亦一考を要すべき事例なり。

皇居及び國都の推遷 上世の朝廷は、公私必しも分たず、

祭政相一致して、内外大小の諸部族を統治する所の諸家あり、共に王室に奉事す。故に、文理繁密の法を備へずと雖、恩威情誼の、其間に流行する所あり、以て四方を服屬し、天皇の教化に従はしむ。皇居は、歴代大倭に在り、然れども、質朴の俗、唯宮室ありて都城なく、專高御座の所在に就き、之が殿舎を營み、仰きて宸極ミヤノキと爲すのみ。韓漢諸國の文物、東移以來、

宮室ありて都城無し



古代の風氣習俗漸變り、民人の生業、官吏の職掌、從ひて改まり、政府・都城等の形狀、亦改まる。

朝廷をミカドといふ

顯宗天皇紀に、臨朝秉政を「ミカドマツリゴトシタマフ」と訓み、其他には、朝廷又朝堂を、大かたミカドと訓みたれど、天武天皇紀には、朝廷をマツリゴトドコロと訓みたるにて、則、御親政の所なるを知るべし。古事記、清寧天皇段に、「明旦之時、意富祁命、袁祁命二柱、議云、凡朝廷人等者、旦參赴於朝廷、晝集於志毘門」とある。志毘門とは、大臣大伴眞鳥の子にて、日本紀には、鮪の字を用ゐたり、ミカドとは御門なり。

飛鳥は小墾田の朝より經營に就く

推古帝の時、聖德太子、聰明博文の資を以て、庶政を總攬し、初めて憲法を條章し、官位・朝禮衣冠進退を定め、京都を飛鳥の小墾田ウケノタに經營し、宮闕を起し、天閣を壯にす。又、大路を難波に通し、外賓を延見す、朝廷政府の觀、是より盛大なり。舒明帝の岡本宮、皇極帝の板盖宮等、皆此都邑に在りて、中大兄が蘇

我入鹿を斬りたまへる大極殿、亦是なり。孝德帝、難波の航津を便とし、遷都して長柄豐碕宮に居りたまひしが、久しからずして復都す。三韓離立の後、天智帝、淡海の志賀を以て、東北の要衝と爲し、之に遷都したまふ。弘文帝大友敗るゝに及び、其大津宮荒廢す、僅に五年を経たるのみ。

飛鳥京の諸宮、並びに大津宮の地理遺址につきては、近時、喜田氏の論考あり。又、奈良京の條坊、その他につきては、前賢も已に其說あれど、喜田、關野兩氏の著證に至りて、愈精密なり。

開國五十年史云、初め、橿原に樽風峻峙ウツクミツクサたる皇居は建てられ、齋藏イハクラは設けられ、崇神・垂仁の時、内は池溝を開き、船舶を造り、又租調を起し、屯倉を設けて、富國強兵の本を備へ、外には宰將を派遣して討平を加へ、版圖を擴めらる。景行(十二代)に至り、西熊襲を平げ、東蝦夷を伐ち、遂に仲哀神功に至りて、西方に兵を用ゐらる。其三韓征服以來は、難波を西都となし、半島と大陸の

古代の都邑



文物を輸入すること非常に多く、國運頓に隆興し、其結果として各地に大聚落起る。就中、大和・平原は歴代皇居の所在地なるより、到る處に般庶の市巷を開かれ、商業貿易の事さへ起れるなり。やがて、政治上には中央政府の組織を必要とし、皇居の建築も、亦前代の如く簡易なる能はず。皇極の飛鳥宮は、已に板葺となり、造營に諸國の課丁を發して、東は遠江、西は安藝に至る。蘇我入鹿の殺害せらるる時、帝は大極殿に御し、中大兄皇子は衛門府を戒めて、一時に十二の門を鎖さしめたりといふ。一隅を擧げて、以て三隅を反すべし。齊明の岡本宮は、更に瓦葺とし、周垣を田身嶺に築き、嶺上に天宮を起し、東山には石を積みて垣となし、爲に十萬餘の工夫を用ゐらる(後、持統の朝に及んでは、一般の官舎皆瓦葺となる)。この間に遷都の事あり、孝徳の難波大造營も果す能はず、飛鳥に復したるより、遷都問題、次第に困難となる。天智は果斷して淡海の志賀に遷りたまふも、國民之に心服せず、日々夜々火を失するを見たり。則、壬申戦争の勝敗は、大多數の遷都反對者が、皆淡海を去りて大和に向ひたる情由も、亦これあるべし。

## 飛鳥の諸宮

## 淡海大津の遷都

## 藤原奈良の造都

天武は飛鳥の清原キミノハラに宮居し、持統の時に藤原に移りたまふ。藤原は飛鳥の谷口なる平野にて、地勢平夷、百官の寮舎、皆建築する所あり。文武帝大寶の政令は、實に此より發す。元明帝の時に及び、藤原の地、猶狹きを以て、奈良に遷り、宮城市區を開き、平城と號す、初めて眞の大都府を見る、七朝七十餘年の京たり。其間に、聖武帝は、山背恭仁宮、紫香樂宮シカカ(近江)を營み、又難波に修築ありしも、皆一時の遷幸に過ぎず。延暦遷都の後に至り、大和を稱して古京と爲す、其地、推古・聖德以下の故跡遺物、千餘年を経て、今日に存する者あり。

天武天皇は、元の飛鳥に復都して、淨見原宮キヨミハラに居たまふと雖、難波を別都と爲し、また、凡都城宮室、非一處、必造兩參との大詔を發し、遠く信濃に其地を相するに至る。されば、天智帝の近江令を定めしより、大寶令發表の當時



に至る、五六十年間は都府問題を以て、天下の一大事件となしたる時代なり。而も、持統帝卜定の藤原宮は、飛鳥の方域内に止まると雖、峽中を出て、平野に就き、規模擴張する所あり、其經營の跡も考ふべし。造都造宮の朝の諸章に散見す

國勢の一變は韓半島の離畔に由る 我神州、その五畿七

道、六十國の疆域は、大抵、天武の時に定まり、文武の制に成る。中宗改新の初めに當り、任那日本府已に衰亡し、新羅百濟高麗鼎立して強を競ふ。我ミコトモチ宰使、其諸國に臨み、之が統御に従事するも、動もすれば亂を作す。大陸の形勢、一變するに及び、益甚し。韓土服屬の當初、東朝鮮卑は、漢人を破り、黄河を略有して北朝を立てしが、我推古の頃より、東胡勢を失ひ、漢人復起りて隋唐の朝を開く。隋唐の主、頻に地を東方に求

大陸南北分  
立の形勢と  
相因る

西北の國境  
を定界す

め、半島爲に犯さる。是、我蘇我氏專横の季世にあたり、國家内外の危殆、此に極まる。中宗、是の日に、出て、經營三十年、或は舟師を渡島に出たし、或は行宮を筑紫に進め、恢復の務、怠る所なし。而も、大に効を收むる能はず、此に於いて全く韓土を棄つるの已むを得ざるに陥り、對馬海を劃して國境を立て、西北の幅員定まる。是より後、防備を邊界に厚くし、政治律令を其以内に布き、國家の形勢一變す。其西南、東北、二方の邊郡、海島は、天武、文武の時と雖、未定まらず、平安の京に及ぶも、沿革する所あり。



## 第一章 大化改新

難波長柄宮の政務 國家臣民の督制は、上世以來、ウヂカキ氏骨の部族結合に由る。中宗の改新政治は、主として是等の制度を變し、時世の適合を求めたまふに在り。今、章を分ち綱を立て、先其次第を詳論し、上古と中古以上と以下との差異を見るべし。

孝徳天皇

大化元年乙巳、太子中大兄、大政を統べ、天皇孝徳皇祖母極皇を奉じ、群臣を召して曰く、天は覆ひ地は載せ、帝道惟一なり。而も、末代澆季にして、上下序を失ふ。皇天、手を我に假し、暴逆を誅殄せしめたまへり。今より以後、君臣無二なれ」と。阿倍倉梯麿を擧げて左大臣と爲し、蘇我倉山田石川麿を右大臣と爲し、以て大臣、大連の輔相に代へ、中臣鎌足を以て内大臣とす。阿倍は大彥命孝元天皇の裔にして、都鄙の著姓たり、聲望武内の諸氏と相匹敵す。石川麿は、即武内族なり。蓋、此二人の擧用は、人心衆意の、猶名族舊家に歸仰せるを察するに足る。而して、太子機密の參決は、專鎌足に在り、鎌足、亦學生高向玄理、法師僧旻を擧げ



難波長柄豊  
碕宮

て國博士と爲し、律令の更定を謀る、之を難波長柄宮の新政と總稱せらる。

難波長柄宮は、豊碕宮とも云ひ、上古の高津宮の跡にて、天武・聖武の難波宮といふも、同地にして異宮ならむ。俗説、今の大阪市中の蝦蟆高津行宮址をば、仁徳帝の高津の地といふは誤れり。蝦蟆は孝徳帝の行宮址にして、西成郡の郡處なりと雖、之をタカツと混すべからず。又、今の西成郡、別に長柄本庄(豊崎村と改む)の地名あるを以て、之をば孝徳朝の宮廷に擬すれど、是は弘仁・仁壽の頃の長柄川、長柄橋の地にて、宮城の地と同一ならず。凡、難波の碕とは、今の大阪城より天王寺へわたる一帯の高丘をさし、殊に玉造・石山の地形をば、押出る難波といふべければ、彼の豊碕は出埼にて、之を高處といふも、皆、大坂城の高地を眼目として呼ばれたる名なり。

孝徳天皇、初稱輕皇子、皇極帝母弟也。皇極帝四年六月、授璽天皇、令踐祚。天皇讓古人大兄皇子、皇子固辭、入法興寺爲僧。於是天皇升壇即位、是爲天萬豐日天皇、尊皇極帝、曰皇祖母尊、立中大兄皇子、爲皇太子、始置左右大臣及内臣。十九日天皇與皇太子、奉皇祖母尊、誓盟群臣於大槻樹下、告天神地祇

君臣無二の  
政道

國號の由來

日本

ニホンとい  
ふ唱

曰、天覆地載、帝道唯一。而末代澆薄、君臣失序、皇天假手於我、誅殄暴逆。今共灑心血、而自今以後、君無二政、臣無貳朝。若違此盟、天災地妖、鬼誅人伐、皎如日月也。乃紀是歲、爲大化元年。

我國朝の大號に日本の文字を定められしも、此朝とぞ。古賢云、日本とは、もとより比能母登といふ號の有しを書ける文字にはあらず、異國へ示さむためにことさらに建てられたる號なり。公式令、詔書式義解に、明神御宇日本天皇詔旨とあるをば、以大事、宣於蕃國使辭也といへるにて、之を知るべし。孝徳天皇紀に、大化元年秋七月、巨勢德太古、詔於高麗使曰、明神御宇日本天皇詔旨、云々と見えたる。これぞ、新に日本といふ號を建て示したるはじめなりける、云々(本居氏國號考)。されど、當時いまだニホンの音讀、並びにヒノモトの別稱は、上下一般の認知を経ず、日本もよみてヤマトといふこと舊によれり。而も日本の文字既に定まり、其書記の漸く廣まるや、ニホンの唱も、いつとなく公私に起りけむ。又、唐朝に聘禮の機會を以て、ニホンの國號は、彼土の聞知する所となる。(本字の古音はホヌなるべし、之をホンといふは轉呼なりと知るべし)



日出また日本といふこと

國郡志云、推古朝、通聘隋國、詔書稱曰日出處天子、日出處天子、據善鄰國寶記、引經籍後傳書、及隋書、或東天皇、猶未別立國號。至大化元年、宣詔蕃國、始稱曰明神御宇、日本天皇、日本書紀、以爲永式、令義解。昔者、皇孫之降、筑紫、相朝、曠夕、暉之所照耀、以營皇居、古事記。成務之定境界、又以天日、經緯天下、定地稱。其意蓋謂、益日出之邦、而處其根本、將使海外諸蕃、仰其末光、則日本之號、實胚胎于古、至是、更定爲馭宇之大號也。日本之大號、不詳其起於何世。書紀、垂仁朝、加羅王子阿羅斯等、新羅王子天日槍之歸化、神功征韓時、新羅王之降、彼皆稱天朝、曰日本。應神朝、高麗王上表、又稱日本國。則外蕃稱天朝、曰日本、其所由來蓋久矣。

韓人の用語に由る

日本の文字、神功紀なる新羅國王の言に、吾聞東有神國、謂日本、亦有聖王、謂天皇、必其國之神兵也、とあるなどは、韓人の實録なるべし、伴氏中外經緯傳、すべて、海表服屬の當時、韓國に在りし操觚執筆の者、本朝を望みて、日本、日出處、東等の用語を爲し、に出で、後定まりて、遂に大號に立ちしならん。萬葉の歌句に、日本の山跡の國の鎮とも、います神かも、云々。ヒノモトは

オホヤマトといふ名號

ヤマトの枕辭にすぎず。

古言を考ふるに、國朝の大號はヤマトといふ者、是なり、又、オホヤマトと接頭するは、廣大、元本の義を表す。古書之を録するに、多く倭、日本等を以てし、音字にて寫せるは稀なり。倭といふは、もと漢人が其海東の民夷に泛稱せしものなれば、由來詳ならず。而も、我邊隅の人、彼土に交通するや、漢人視て倭國と爲したり。既にして、我文籍の採用に及び、之に仍りて改めず、遂に國朝の名字に假る。

漢人は倭を以て我に擬す

「いざ子ども、たはわざなせそ、天地のかためし國ぞ、夜麻登島禰は、萬葉集」。その外、古事記、日本紀、所々に夜麻止、夜麻登、野摩等など書す。後漢書、魏志には、耶馬臺、隋書、北史には、耶摩堆と書したり。後漢書、倭在韓東南大海中、依山島爲居、凡百餘國。自武帝滅朝鮮、使驛劉歆曰、使驛、按當作譯、通於漢者三十許國。國皆稱王、世々傳統。其大倭王、居耶馬臺國、唐章懷按、今名邪摩堆、音之訛也。○北史、倭國在百濟新羅東南、水陸三千里、於大海中、依山島而居。魏時、譯通中國、三十餘國皆稱王。夷人不知里數、但計以日。其國境東



西五月行、南北三月行、各至於海。其地勢、東高西下、居於耶摩堆、則魏志所謂邪馬臺者也。

倭を和に改む

天平勝寶四年、大倭字を改めて大和に定めらる。之より後、倭和の俗用、兩字通ひて別つなし。但し、國朝の正號、大事に當り、外國に對して、必日本と書すること、は、之よりさき既に其制あり。又、天平年中には、大養德の號あり。又、奈良朝の歌詠に、ヒノモトを以てヤマトの枕詞と爲す者多し、而も、ヒノモトを直に國號に代用せるものを聞かず。其後二百年、平安朝の中に及び、ヒノモトの大號、かれこれ見ゆれど、文藻詞花の用語に外ならず。

ヒノモトの語意用例

萬葉古義云、皇朝は、天津日の大御神の生アレデ出ませる本つ御國なる謂にて、日の本つ國といふ義かとも聞ゆる事なれど、しかにはあらず。但し、藤原良經公の、我國は天照神の末なれば、日の本としも云ふにぞありける」とよみ給ひたれば、日の本つ國の義とすることも、いと後の世のことにはあらず。國號考にも、その意に取れり。そは、古學者の心にとりては、誰も然あらせまほしく思ふ事なれど、往古はたゞ何事も、あるがまゝに云ひて、後の世の

ごと、異國に抗アゲて、皇朝のことに尊きよしを、稱へ云ひしやうの趣は、一つも見えたること無ければ、なほしかにはあらずと思はる。

秋津洲又は敷島などいふこと

秋津洲は、もと夜麻登の葛城カクラギムロ室の地に此名あり、孝安帝の皇居以來、秋津島夜麻登の稱あり、のち遂に、總國號にも呼ばるゝことゝなる。磯城島、又敷島、師木島にも作る。夜麻登磯城の皇居號に出づ、後、總國號にも轉用せらるゝこと、秋津洲の例に同し。秋津に飽足の借聲あり、磯城に敷座の借聲ありて、古祝詞に、皇神の敷座す、島の八十島云々佳字とす。その他に、又、浦安國といひ、秀眞國といひ、千足國といふ、みな古への諺に出でしなり。日高見國も、大倭の一稱にして、初め山地にかけし古諺に起る歟。但、蝦夷の占住地に、日高見國の號あると、相混淆すべからず。

公民の新制 大化の大改革は、先地方諸國の政を修めしめむが爲に、宰使を發して、戶籍田畝の校勘を行ふ。上世の俗、貴賤の別は、延いて主従の義を存し、王臣は皆氏號あり、其名は朝に著る、之を貴族、良家と爲す。貴族、良家は、多く賤隸奴婢を有し、各一地の主、一群の長たり。其土地を以て分つ者は、國造、縣主、和



人衆と土地  
を併有する  
氏族

【律令修撰及寧樂朝編】

二四六

氣・稻置・村主等の稱あり。部衆を以て分つ者に、又、臣連・伴造の稱あり。此數者、皆所在に土地と民人を私有し、供職を朝廷に奉す。而も、歷年の久しきに及べば、各家諸族に、盛衰興廢なき能はずして、占奪兼併の争訟世を逐ひて滋く、積弊漸く甚し。

孝德紀の一所に、又、部曲の流弊を論して、「臣連・伴造・國造、分其品部、遂使其民、父子易姓、兄弟異宗、一家五分六割、由是争競之訟盈朝、宜悉皆罷臣連等所有品部、爲國家民」。品部は某部といふに同じ、シナベと訓むべし、部曲といふにもかかはらず。即上古の賤隸なり。

上代の風習を稽ふるに、天皇は、臣下に氏姓を賜ひて、階級を立て、部類を別ち、臣連・伴造といふ、其品類甚多く、臣連最貴し、其宗長を大臣・大連といふ。此外つぎの職業も、皆其姓氏につきて、世々朝廷に仕へたり。中臣連、齋部首は祭祀を職とし、物部連・大伴連・佐伯宿禰は、武事軍務たり。商長は貿易を掌り、船史は船賦を掌り、屯倉首は儲米を掌り、藏部は府庫を掌り、秦公は貢絹を掌る、並に財務の職なり。吉士氏は外國に使し、又蕃客を接遇

臣連・國造・伴  
造の部曲

伴造・國造の  
二大類別

するを掌り、曰、佐氏は通譯を掌るが如きは、外交の職なり。田部連は田部を管し、阿曇連は海部を管し、山部公は山部を管するが如きは、山海の職なり、膳臣・多米連は膳羞を掌り、水取造は水漿を掌り、酒部君は釀酒を掌り、服部造は衣服を掌り、車持公は車輿を掌り、玉作連は玉を攻き、鏡作造は鏡を鑄る。其他犬飼・烏養・繪師・土師等、百般の技藝まで、各其職あり、之を世襲す。品類部屬甚多し、よりて八十伴緒、百八十部などいふ、後に百官百工といふが如し。地方に於いては、國造・縣主・和氣・稻置・村主等の家あり、孰れも其方域大小の地を治めて、朝廷の藩屏たり。されば、此氏姓は、やがて上古の職官にして、天下の土地人民は、此氏姓につきて分れたり。而も之を大別して、伴造・國造といふべし。其伴造類には、謂はゆる大臣・大連の如きを巨魁とし、專人衆を以て部を立て、其占有の土地、之に係屬す。其國造類は、國造を稱首とし、專國土を以て領を立て、其寄住の人民、之に係屬す。名を、貢へる氏族にも、伴造類のものあり、職掌の名を氏族に負ひながら、却りて土民を治むるなど、入り雜りは物の勢にてあれば、唯大概にて悟るべきなり。

又、朝廷には天子の御料・官田以下、后妃・皇親に至るまで、食邑あり。而して、其崩

【第一章 大化改新】

二四七



歿したまひて、後嗣なきも、其田土を收公せず、永く名代子代、后部乳部等の民を置き、其名を垂る、是古禮なり。ただ、其田民の管掌は、往々にして其歸着を失ひ他に占奪せらる。是等の紛亂を理し、系屬を明にするは、亦國政統一の最急とする所とす。

天子の御料は、之を御宅屯倉とも、官家とも書すといふ、遠近處々にあるが、首長ありて之を治む。渡の官家とて、海外の蕃國、新羅、百濟、任那なども、之に准せらる。子代も、后部も、乳部も、天子の名代に准すべき者にして、皇子皇后の名代をば、子代后部といふ也。乳部は、皇子女の乳養せられし里の家にて、上古の皇子女の名は、此乳母の名、里の名に因る例なれば、乳母の家の一部民が御料と爲るも、其故ある如し。さて、孝德紀の本文に、昔在天皇等、世混齊天下。而治其所置子代入部云々とあり。一書に入部をイルトモと訓したり。飯田氏通釋に、イルベと訓み、古の風俗に、部曲を立つることを入るとも云へるにや、御名を其部民に入れたればなり。下文には、爰以神名、王名、入他奴婢穢汗清名ともあるに合せ考ふべしと論す。一説に

は、入部もニフベと訓み、壬生部乳部に同じといふ。

是の時に方り、太子勵精して治方を求め、務めて禮法を以て下に臨み、率先して更革の新政に就きたまふ。因りて奏して曰はく、國に二王なし、萬民を使ふは惟天皇ありと。部民五百二十四口、屯倉一十八所を朝廷に奉還したまふ、以て着手如何を見るべし。やがて、臣連伴造國造等の封殖せる部曲部民を田莊私田ふいをも奉還せしめられたれば、百姓人民の、従前貴豪に驅使せられしもの、皆國家の公民と爲り、大御寶と呼び、又御民と呼ばる。

食貨志云、凡上世之制、朝廷已置屯田、屯倉、以供國用、而歷朝又多置子代部、子代入部、皇太子及諸皇子、亦置壬生部、御名入部、案、壬部、乳部、入部、音訓互通、蓋皆同義、謂皇子湯沐也。諸部、皆使臣連伴造國造等、掌之、而臣連二造等、亦各有部曲田莊、以食其力。然、歷世之久、臣連二造、或相略、以自封殖、其有權勢者、領部曲尤衆。如諸入部之民、及數世之後、即臣連二造、驅役徇私、不輸貢賦、至此其弊滋甚、蘇我氏之亂、實由于此。孝德帝即位、皇太子中大兄、與中臣連鎌足、輔贊大政、一新舊弊。



此改新の旨意は、大化元年紀に、詔曰、自古以降、每天皇時、置標代民、垂名於後。其臣連、伴造、國造、各置己民、恣情驅使。又、割國縣山海林野池田、以爲己財、爭戰不已、或兼併數萬頃田、或全無容針小地。及進調賦時、其臣連等、先自收斂、然後分進。脩治宮殿、築造園陵、各率己民、隨事而作。易曰、損上益下、節以制度、不傷財、不害民。方今百姓猶乏、而有勢之者、分割水陸、以爲私地、賣與百姓、年索其價。從今以後、不得賣地、勿妄作主、兼併劣弱。百姓大悅云々とあるもの、最明暢なり。(文中に賣與とは賃貸をいふ、近世の小作田と損上とは、臣連國造伴造等を損することなり。名を後に垂るの下に、脱字あるか、標代の民の弊害を擧げられし文句あるを要す)。二年紀の首に、四大事の宣言あり、愈、條目を具ふ。宣詔、下新令。其一、罷前代所置子代之民、處處屯倉、及臣連伴造國造村首所有部曲田莊。大夫以上、賜食封官人百姓賜布帛、各有差。其二、新定畿内國界、修京師、置國司郡司、郡分大中小。其三、造戶籍、定田畝、制班田收授之法。其四、罷舊賦役行租庸調之法云々。論者いふ、上代の封建の政俗、此に至りて大一變し、漢土郡縣の法に就くと。

國郡志云、中宗輔孝德帝、布改新之政、混一海内、以爲國郡、混一以下、常陸風土

改新の四大事

混一海内、  
爲公民公田

御民又大寶  
といふ

記、延曆儀式帳、停屯田、及王臣部曲山莊、皆爲公民公田(日本書紀)。○公民を古言に大寶といへり、殊に大化以後、曆世の天子の即位の日は、皇親以下天下の人民を集め、大詔を宣たまふの詞に、集侍れる皇子等、王臣百官人等、天下の公民、諸々聞食こし食せと詔るとあり。此に用ゐる所の公民の字は、即オホミタカラを譯したるなり。其臣民に在りて、亦自稱へて御民と云へるは、天平六年、海犬養宿禰岡麻呂、應詔歌に、ミタミワレ、イケル、シルシアリ、アメツチノ、サカユルトキニ、アヘラクオモヘバとある是なり。蓋、上に在りては愛重の意を致し、待つに邦國の寶を以てし、下に在りては大君に服従し、自視て以て幸福の臣民とする者也。然るに、此國家公民の制も類廢し、中世に及びては、彼の霸府の業、武門の政、士人と平民との間に等族を分ち、甲者公權を專有して、乙者預らざるのみならず、其私權を併せて、乙者其享有を全くすること能はず、公民の義、是に於いて滅絶したるに近し。而も天運循環し、維新の後、屢大令を發せられて、幾多の殊權を廢し、日本臣民たる者、始めて、平等に其權利を有することゝなれり(伊藤氏憲法義解)。



封建を廢して天下を一  
人に兼併す

新井白石曰、尊祖敬宗は、先王の道、之を尙ぶ所以、古今易へず。在昔封建の治一尺の土、一民の衆、祖宗以て私徳を賞せず、君長敢て已に貳あらず、亦何ぞ己に私することかあらん。天智帝、その兼併を憎みて、而して天下を以て一人に奉せんと欲すれば、其兼併を爲すこと、孰か焉より大ならん。昔秦天下を併せて郡縣となす、帝亦天下を併せて郡縣となす、其事同といへども、その義は大に異なり。秦の六國を滅し、は、諸侯は猶其敵國なり、三代の制度を廢せしは、猶その異姓なり。天智帝の滅する所は、社稷の世臣なり、其廢する所は、祖宗の舊制なり。秦の制を創めしは、天下皆その惡を知る、帝の法を變せしは、天下皆其善を稱す。何となれば、後の國家に長として財用を務むるものは、其利を以て自之を利せんとすればなり。故に、其流の弊、以て萬世に傳へて、天下亦皆之を知ること能はざるなり。悲いかな。易に曰く、天地の大徳を生といひ、聖人の大寶を位といふ。何を以て位を守る、曰く仁。何を以て人を聚む、曰く財。夫、命を天に受け、生民の主と爲りて、人の後を絶ち、人の利を奪ふ、天下の惡、此より大なるは無し。

大勢一轉の  
機運

秦は三世にして其族を亡ぼし、帝は二世にして其宗滅す、皆爾に反るもの也。それ自作せる孽の遠るべからざる、實に此の如きか「白石遺文」。○伊達千廣曰、我邦上古前代は、皆骨<sup>カハチ</sup>氏族の治め方なれば、國造伴造、自がし、國々所々、群々家々を領<sup>ウシハキ</sup>て、戸數、田數など、細かにそれを朝廷<sup>ミカド</sup>には知食さざりしなるべし。そを、孝徳帝の時、改めて土地を盡く公田と定めて、制度を立てらる。されば、かの聖徳太子の憲法に「率土兆民、以王爲主、所任官司、皆是王臣、何敢與公、賦斂百姓」とある條文の、つひに行はれたるものにして、今迄の臣連の骨ども、其威權を折かれ、誠に雲泥の遠といふべきなり。それも天下の大勢、かく無くしては、叶はぬ故なるべし。また、若有求名之人、元非國造、伴造、而輒詐訴言。自我祖時、領此官家、治是郡縣。汝等國司、不得隨詐、便牒於朝、審得實狀、而後可申などあるも、一變の際にして、今まで國造伴造の領知したる土地は、尤正さるべき事なれば、各もく、其遠祖の功勳、あるは殊なる御惠もて賜ひたるなど、くさくさの故由をも皆訴出けむ。さるからに、其中には實ならぬ事も訴出て、領知失はじと欲せし族もありけん。



當時の有さま、目前に見るがごとし。其世のさまを考へ見るに、上代可婆禰の手ふり、世々經て自然かゝるさまと變りけん。時勢は轉變、恰四時の遷るが如く、夏日の葛、冬夜の裘、いかでか一偏を固執せん。純一無欲の小兒を善として、名利色欲の熾盛なる壯年を教へんとすとも、勞して功なく、其教いたづらならん。故に、古今の英主賢臣、時に應し機に乘し、さまざま思ひはかり賜ひし業は、其時世の勢を深く考へ見るべき事にて、膠柱の論は立つべくもあらずなん。〔大勢三轉考〕

此に於いて、従前國家所有の公民、並びに大小氏族所領の私民、一切擧げて國司の理治に任せられ、天下の園池水陸即、耕田以の土地の利は、朝廷、百姓と俱にせしめ、統率簡實の政を布き、中央集權の勢を生ず。而も、朝務公事に従ふものは、食封祿料を頒給せらるゝを以て、貴豪も亦其地位を保ち、百官群臣と稱せらる。されば、大化の政治を論評して、名を變して實を變せず、封建の舊きに合せて、郡縣の新きを採るといふ者あり。

東西の古史を考ふるに、上古は産物の集積、資本の富有も、之を施すの智な

し又、路無し。而も、世を經るに従ひ、貧富の懸隔を生したる原因は、土地兼併にあり。故に、人民大多數の福祉を圖らんには、土地公有主義は、毎に社會協和改革、上下の要項なり。故に田土はすべて村民の公有共耕と爲し、未開の園地水陸の利は、其地方の住民之を分つの慣習ありて、古來兼併を忌めり。食封をヘヒトと訓む、戸人なり。書紀通證云、杜氏通典、唐封公侯、無國土、其加實封者、食所封之戸、給租庸調。今按、我邦大化以前、猶漢家封建之制也。以後、則依李唐之制也。さて、大夫以上といふことは、祿令に、三位、大納言以上、一百戸より三千戸の差あるを指す。食封は、戸人を充て賜ふなれば、新にヘヒトの名も生れしなり。官人の百姓は、やがて百官にして、之には布帛の祿を、それ／＼季節毎に頒給せらると知るべし。

大化の新制により、土地は私有を禁して、一切之を國有となししに因り、人民は之を畊作することを得れども、賣買讓與することを得ず。但、宅地園地に限り私有を許し、官許を得て之を賣買讓與することを得るものとす。此宅園に、次いで重要な物は、奴婢及牛馬とし、各人之を所有し處分する



ことを得べし。田令に「凡賣買宅地、皆經所部官司申牒、然後聽之、關市令に「凡賣奴婢、皆經所部官司取保證、立券付價。其牛馬、唯責保、立私券とあり。これ物權に關する規定と謂ふべし。

戸籍の校勘

戸籍亦成り、戸中の一家長（一房長）を推して戸主と爲し、國家公民の督課を之に托す。大寶令に至り、更に五保の制を布き、比隣の五戸に檢察せしむ。凡民の憂訴は、必しも族長に告げず、直ちに鐘を鳴し、若くは匱に投書して、天子に奏する所あらしむ。但し、人民、猶良賤を區別して、平等を得ざるは、時宜に依れるものとす。天智帝の時に及び、家人の一類を定めて、之を家部ともいふ、古の部民の習の遺れる者とす。

良民

前にも見ゆる如く、氏族制の古代には、各氏は、之に従屬する部曲の民を便役して、其世襲の職を營みたり。部民の首領を伴緒トモノリと云ふ、其數甚多きを以て、或は八十伴緒と云ひ、又百八十部と云へり。されば、部曲の民は、純粹の氏人の末のみにあらず、時に他氏族のものをも併略す。而も、一般尋常の平民にして、貴賤の間に立つべきものとす。大化改新の時、陞せられて良民となれるは、此部民なり。さて此改新の政治は、氏族主義を罷めて、

戸内家族の編制

人民平等に就かしめむとす。而も實際、家族親族は、極めて密接夾雜して、之を一戸一戸に分たんこと、甚難かりき。是に於いて、族長の統率を廢したりしも、猶戸籍の一戸中は、一家に限らず、親近なるもの數十家を包有せしめ、其家長の主なる者一人を以て、戸主として、之を總領せしめたり。然れども、已に戸には古の氏の如き私地部民等なきを以て、戸主は氏上の如き權勢を有せず。又、財産其他の權利上、各家長をして、其戸主より獨立せしめられたれば、戸主の權薄くして、數十の戸内男女を制御し盡さざりし。令集解曰、一戸之内、縦有十家、以戸爲限、不計家多少、三浦氏法制史參考。この戸内の家をば、房とも呼ばれたり。

飯田氏書紀通釋云、大化改新に、臣連の部曲は、一旦解かれて、悉く公民となりしを、天智帝紀甲子歲に、氏々の民部家部カキベヤケベを亦定めたまふとあり。蓋、形勢を見て、姑く法を緩くしたまへる者にして、後、天武帝紀四年に至りて、諸氏に給れる部曲カキノタメは、今より後之を除けとあるにて、其始末を見るべし。大寶令に、家人といふは、此遺れるものならむ。

改新後の家内の部民







陵戸

品部雜色

戸籍も久し  
からず

典樂寮の樂戸七十乳戸五十造酒司の酒戸鍛冶司の鍛戸三百園池司の園戸種土工司の泥工主水司の氷戸宮陶司の宮陶戸七十など猶多かるべし。陵戸は、守墓の煙戸にて、山守部とも謂はれたり。すべて、此陵戸官戸は賤民に部屬すと雖、其門戸を立てて、職業を務むること、百姓良民に比視して、或は優勝するも、劣れりとは爲し難し。唯、其奉仕の跡が、一事に專にして、官府に依り（一般の世人の需用に應へず）たる爲に、公民に編附せられずして、官戸と定められしなり。又、其口分田の班給、租庸調等の負擔に於いては、全く公民と異なることなし。之を雜戸ともいはれたり、賦役令に、又、雜戸、陵戸、品部、徒人の語あり、品部、徒人は、官奴婢に同しかるべし。又、義解には、雜色人といふを、品部及雜戸等と註釋す。

天智即位の九年に至り、又戸籍を造り、これを庚午年籍といふ。凡戸籍は、大化の制以後、六年に一造し、五比三十年間は保存し、それを過ぐれば漸次に取り捨つる例なるに、此庚午年籍のみは、永世除かすして後の信證となさると。而も、是れら戸籍、田籍計帳の民政は、繁文の憾なきにあらず。急々如律令の施行、果

大團結を解  
きて中團結  
を保つ

して幾代なりしにや、平安朝に及べば、已に大半は空文、その實なかりしに似たり、多く便宜權略を以て治術を成せり。

惟ふに、氏骨時代の、家族制村落の、共産共耕法が支へずして、班田法此に代る。之を伴部の供職よりいへば、八十伴緒變して、百官百工と爲ると謂ふべし。要は、大家族の擬制破れて、中位の團結を保ち、其數房共同の一家族には、猶家人、私奴婢を包容したるなり。之を官府に見るも、雜色、公奴婢を解く能はず、其程度知るべし。されば、當時の戸籍は、一方に良民の地位を高めたりと雖、一方には賤隸の屈伏を加へたる歟。後に至り、戸籍の校勘亡びて、均田も支へ難く、皆私田に變ず。而も、家人、郎從の習を盛大ならしめて、君臣の擬制に就かしめれば、中世より、一戸内に於ける家族、房の共棲共産は破れ、却りて自然の狀勢に従ひ（分家を自在にし）、夫妻子女の少數に留まれり。即、中世以後には、領家又は地頭の領分の大團結に就き、却りて戸内の中等團結を解きたるなり。大化、大寶の戸口數につきては、平安朝編第八章に其説あり、大略、男女合四百餘萬口かといふ。



戸や家の原  
義

部曲と氏上  
との關係

大氏小氏及  
び戸内の經  
濟關係

氏族家族及び戸口 夫、改新の制は、戸籍と班田、二者によりて眼目を立て、其戸と口を以て政治の要樞と爲せり。而も、氏族組織の上より考ふるに、原始に、戸は古言へといひ家の單位にして、其聚落は五家とも呼ばる。彼の大氏に對する小氏の部も、元來同一のへなり、後沿革して、家は原始家族の狀を保ちながら、部は主從團結の形狀に移れるものとす。即、部の首長を特に氏上氏長といふも、元は戸主家長の發展にすぎず。惟ふに、小氏は、大氏に對して又此義を有し、百八十氏は皇室に對する、亦然りとす。今や、公民公田の主義に改新せられ、戸口の獨立を以て、治法の大目標とすと雖、其最下層に賤民を遺したる、亦其以ありと謂ふべし。部曲の解放も、未、戸内の人口にまで及ぼす能はざればなり。福田氏經濟史云、上古の風俗を推すに、大氏は、法律上及び政治上の單位にして、小氏は經濟單位なり、との結論を得べし。而して、小氏は、其經濟單位として獲得せる所の物を、是に屬する各戸に分配して、各戸の欲望充足の用に供せしむ。されば、この戸は、小氏に對して、又一の經濟單位を成し、戸に屬する家屬員は、各戸の内部に在りて、家長により大綱を握らるゝ法則

個人を認め  
ず

戸の獨立を  
以て氏族團  
結を破る

に従ひ、其戸に給せられたる物を消費するなり。而して、個人は法律上にも政治上にも、若くは經濟上に於いても、決して單位を成す者にあらず。是等、何れの關係に於いても、個人なるものは、未、認め得られざりしなり。彼れ氏族の盛代には、小氏が經濟行爲の單位なれば、凡ての經濟行爲は小氏の内にて共同して行はれ、戸は固より獨立の經濟生活を營まず、まして其戸の内なる各個人は、何等の意味を有せず。小氏の内部の組織を見るに、何れの氏にも、氏人、即自由なる良民の外に、血縁なき數多の男女隸屬す、之を部曲といへり、後世戸内には、之を家人奴婢といふに同じ。已にして、佛教渡來して、個人存在を覺醒せしめ、つづいて氏族の制度を打破せる大化改新の號令は、各戸の分裂に際して、土地の使用收益權の、相續に關する詳細なる規定を設く。是ぞ、やがて事實に於いて、特に各戸に分られたる土地に對して、戸の特殊占有權の存在を追證するものに非ずや。さて、新たなる班田の制は、毎戸に使用收益を許すと雖、名義の所有權は國家に留保せらる。而して、大寶令は、百姓の住屋宅地、及私墾田の賣買を聽す。



墾田に二種あり、公墾田、私墾田是なり。班田租は、收穫の百分の三分、乃至五分に當れども、公墾田の地代は收穫の五分之一なり。私墾田は永く其の戸に使用収益を許し、且租税を免除せる如し。

又、戸内に於ける家族、並びに家の相続、及び親姻婚嫁の風俗につきて、古今の法制の通考すべきものあり。家の繼承は、嫡子孫に因るべきこと、文武の大寶令に條掲せらる、然れども、家産分配は、なほ父祖の意に任す。故に、未、家督を擧げて一子に相傳ふるの習あらざる也。家族は、多く傍系の男女をも籠めたるを以て、數家共産の體の姿態を具ふる所ありて、財物の處分は、必しも戸主の自由に屬せざりしと云ふ。親屬、姻屬の席次、亦後世と少異あり。

戸内の小家族を房と云ふ、天平七年紀に「諸國所貢力婦延喜式に、普力婦、又女丁といひ、准仕丁、免其房徭、並給田二町、以充養物」とあるにて、僅に其名字を見るべし。房徭とは、戸中の共同房男口の庸役にて、全戸を免せらるゝには非ず。さて、戸内の房數の多少は、やがて其家族の貧富小大に由るべしと雖、一房五人とすれば、十數房以上にも及べるならむ。賦役令云、凡封

戸主と家族

戸内の房

戸内の男女

大家族の戸制

戸、皆以課戸充、調庸全給、其田租爲二分、一分入官、一分給主。民部式云、封戸率租、每戸以四十束爲限。四十束の租は、田二町六段餘にあたり、男女十六人許の口分なり。然らば、當時、一戸の平均十六人許にて、之に五歳以下の小童を加へなば、二十人餘を數ふべし、即、四五房の平均なりと想はる。福田氏經濟史云、戸とは單に夫婦と其直系の子孫より成る家族、即、今日の意味に於ける家族と同じからずして、一家に同棲せる全員、即、兄弟姉妹、從兄弟姉妹、及び其子孫をも包含す。奈良朝の古文書、家屬共産體の戸口、九十を超ゆるものあり。稍減するも、二、三十を數ふるもの、比々皆然り。すでに當時、氏の舊組織破れ、大化改新を経て、戸を經濟單位とすれば、戸の主長たりと雖、全戸の財産に對し、所有權を有するを必せず。大寶令は、相続を分ちて二種とす、家督相続、及び財産相続、是なり。之を相続の兩分と云ひ、家産共有の遺制、數百年に亘りて維持せられたり。されば、明治三十一年より實施せる日本民法が爾餘の規定に於いては、多く範を歐洲諸國の民法に採れるに拘はらず、尙、家督相続と財産相続とを分つを以て知る可



戸主と家長  
に異義あり

し。戸令凡、戸主は家長を以て之を爲せよと。義解は之に註釋を附して曰く、家長とは嫡子を謂ふ也。凡、繼嗣の道、正嫡相承く、伯叔有りと雖、傍親と爲す、故に嫡子を以て戸主と爲す也と。而して、雜令に曰く、凡、家長（原註、祖父伯兄の屬を謂ふ、戸令の嫡子を家長と爲す者と、其意義同しからず）在れば、子孫弟姪等は、輒く奴婢、雜畜、田宅、及び餘の財物を以て、私に自質舉し、及び賣ることを得ずと。則、知る、大寶令は、家督相續に、長子の對外代表權を命するも、財産の管理は、直ちに長子に移らずして、前戸主の屬なる年長者に在ること、往昔の如くなりしを。而して、之を千有餘年の後世に比較するに、今や如何。

後世との比  
較

(一) 法律上に於いて、今日の戸は、家族全員の共同擔保團體として、存在せず。

(二) 經濟上に於いて、今日の戸は、其家族員の各獨立なる營利行爲を許し、個人が分家を立て、其家を去ること、容易なり。

(三) 今日の家族の人口數は、一家の平均凡五人に過ぎず。即、西歐諸國の

家督相續

家族よりも多からざるなり。之に反して、古への家屬共產體は、此十倍若くは其以上の人口を包含し、徳川時代に於ても、經濟狀態の發達の程度の低き東北地方に在りては、頗多數の人口を包有する家屬共產體存せり。

遺産分配

相續の古法は、已に家督の嫡子に在るを明言すれど、遺産は必しも家督と相伴なふものにあらず。（今多く見る所の、嫡子の遺産全部收得の習慣は、全く近世（總）封建以後に定まれるもの如し）。故に、死者、遺言を以て、財産處分を定めたるときは、是に依りて分配すべしと雖、然らざるときは、令の正文に従ひて、分配すべきものとす。即、嫡母、繼母、及び嫡子は、各遺産の二分を、庶子は一分、女子、妻は各半分の分配を受くべきものとす、と云ふの類也。令制前の實際を見るに、稀に末子を後嗣となす、幼稚を愛するは、情勢の免れざる所なればなり。但し、嫡子（本腹（ムカヒ））が常に他の子女に優先したるは、古今違はず。

令制に至りて、養子を明認す。曰く、子孫無きもの、其親族の子を養ふ。養子は



養父の四等以上の親にして、昭穆の列次に合ひ、十六歳少かるべし、又賤者を子とするを得ず」と。是亦、古來の風習ならむ、たゞ之を條文にせられしのみ。

等親法

大寶令なる親姻の序次は、五等親までを親族とし、其計算法は、彼の羅馬法式、寺院法式に似ざるは勿論、又、血族、姻族を分たず、唯、身分關係の親疎に従ひて、之を分類す。是蓋、支那法式に依りたるものにして、假令へば、父、母、養父母、夫、子、養子同之爲一等。祖父母、嫡母、繼母、伯叔父、姑、兄弟、姉妹、夫之父母、妻妾、姪、孫子、婦、父妾、爲二等の類是なり。○廣池氏韓國親等論曰、我國の儀制令五等親は、唐法に因ると云はむよりも、むしろ周代の古禮に合ふ者とす。周禮の血縁親等は、唐に至りて變し、一種の尊卑階級、喪服輕重の法と爲れるに、我古法は、五等の名を唐法に模しながら、其實を異にす。而も韓國にては、等差、世數を寸といひ、全く羅馬法と符合するは、最奇とすべし。其八寸親内をば堂内といひ、通常近親族の界限とす。惟ふに、我邦及び支那の親等制は、君臣師友にまで及ぼすべき、義理、道德の意味をば、血肉を本とせる親等に擬へ加へて、變化沿革せる者ならむ。

嫁婚の習慣

唐典に摸せる婚例

又、古來の婚嫁、夫は數婦を有するを妨けず。蓋、夫妻必しも同居せず、故に甲妻と乙妻とは、各居室を異にし、兒女も亦異母兄弟たることを知るに由なく、遂には、同胞相悦ぶを尤めざるが如き、風習さへ生したるものならむ。而して、血族を保維する爲、愈近親結婚を忌まざりしも、其故ありと謂ふべし。

令制、男子は十五以上、女子は十三以上に至れば、其婚嫁を聽さる。婚嫁には、必婚主を定む、婚主とは祖父母、又父兄の如き、家長をいふ。媒人、先男女の許に告げ、家長に請ひ、婚主を定む。婚主たるべき人なければ、男女の隨意に之を定む。即、結婚、離婚は、婚主、近親の承認を要す。凡、妻を離婚せんに、一、子なき時、女子は有りともし、子と爲さず。二、姪、佚なる者。三、舅、姑に仕へざる者。四、多言なる者。五、盜竊する者。六、妬忌する者。七、惡疾ある者は、之を去る。但し、七出の狀ありて、離棄すべき理ありとも、一、舅、姑の喪を經持したる者。二、娶りし時、賤くして、後に貴くなりたる時。三、受くる所ありて、歸す所なき者、里方の斷絶をいふは、三不去といふ。然れども、姪、佚、惡疾、及び義絶の罪を犯し、者は、三不去の理ありとも、それに拘らず離



古來の風俗

棄する事を得。離婚の證は、夫自事由を書き得ずば、他人に書かしめ、氏名の傍に指畫して信とす。女子より離婚を求むるには、契約後三月を経て、も、婚式をなさざる時、婚式執行後、夫逃亡して二年還らざる時、又外國に没落して三年還らざる時、子あらば、五年を待ちて猶還らざる時に限る。是は令制の大意にして、唐典に摸せる者とす。又、古來の習慣の、當時禁斷せられしは、勢を恃む男、浪りに他の女を要し、其女、人に嫁すれば、嗔りて兩家の財物を求め、己が利とする者あり。又、先に夫を亡へる婦、十年、廿年を経て、人の婦となり、又は未婚の女、始めて人に嫁する時、斯夫婦を妬みて、祓除せしむる者あり。又、妻に嫌はれ、離れたる男の妻を強ひて事退の婢となす者あり。コトサカは、今俗の手切にて、代價を食るならん。特に例を擧げて、戒飾せられたり。

夫婦財産上の關係は、夫婦財を共同するを以て、夫に父あるの時は、婦の將來る所の財産は、當然、夫の父の所有に歸するものとす。令集解に「假、有婦隨夫之日、將奴婢牛馬並財物等、寄從夫家。夫婦同財、故歸夫物。亦有父、父子同財、因轉爲舅物」云々。

一家共財

口分田毎口二段

公田の班授 公民、公田を定めて、租庸調を以て、舊の賦役(供職)に代ふるを、改新四大事の三、四と爲す。其口分田の收授は、戸籍と計帳に因り、六年毎に之を行ふ。毎男に二段を班ち力作せしめ、毎女に其三分二を授く。段別段は古の當り、長三十歩、廣十二歩あり、稷稻七十二束にして、二束二把を納税とするを大法とす。而も、是は熟田の收むる所にして、又庸調の負擔あり戸内の家人奴婢も其の班給せらる。後、白雉大寶の沿革あるも、少異に過ぎず。

田租の法、太古は幽邈なれば、窺ひ知るべからず。崇神天皇の時、男の弭調ユハズミツキ女の手末調タナスエノミツキを定め、仁徳天皇の時、三年の課役を免し給ひし事、國史に見え、たれども、田租の事は其詳説なければ、亦知るに由なし。土地を測定するに、千代チシロの語あれど、其數を詳にせず。新撰姓氏錄、輕我孫の條に、成務天皇の時、千代に、二十千代云々とあり。推古天皇のころの事ならむといふ。降りて推古天皇の時に及び、土地を數ふるに代と云ひし事、上宮聖德法王帝説に見えたり。又、令集解に、度地五尺爲歩、即高麗術云、今尺大六尺。政事要略に、額田國造今足の勘文を擧げ、以大方六尺爲歩、步内得米一升此大也、二百五十歩爲

二百五十歩  
五十代の令  
前田制



五十代と云へば、一代は高麗尺(大寶令の大尺)の方六尺(令の小尺七尺二寸尺曲延びたれば、減每五歩にして、方五尺和銅の大六尺八寸七分許六歩の積に當る(元老院田制篇、大藏省田租沿革要記)之を令前の高麗法ともいふべし。

上古耕地の面積、一定の尺度なし、唯代シロなる語あれど、横山由清氏は、代とは、其の用に供するもの、(禮謝に供する物を禮代レキといひ、幣帛に供する物を幣代ヒキといふがごとし)の義となし、野中準氏は、代とは、其地相當の物を産するの義なりと云へり。思ふに、代は元來一定の量を意味せず、人が生計を營むに足るたげの土地を表すに用ひられたるものなるべし。但し、大化の改新によりて、百代は一人の口分田たる二段に相當し、五百代は一町、即十段に當ると定められたり。(福田氏經濟史)

大化二年、三百六十歩、一段の新制を布かれしも、實積は前の五十代に同じ然るに、白雉年間新法も中廢して二百五十歩の代制に復せしが、後五十有餘年を経て、文武天皇の朝に至り、(大寶三年)令を改正し、大化の制に返り、租調庸を定めらる。蓋令大尺方五尺積の三百六十歩に、七十二束の稷稻粟穀三斛六斗、米二束二把の租税なれば、約百分の三を官に納る。又七十二束

三百六十歩の令制

百分之三收租

の春米は、三斛六斗、之を令大升又減大升と稱す。之を令前法にて云へば、五十束の春米二斛五斗にて、斛斗束把の數名は違へど、其實は同じ。令前穎一束の穀一斗、重さ十斤大兩百六十兩といふは、米に春ヒきて五升(令前升)今の壹貫八百匁、三升餘にもあたらず。

其白雉の改制は、一段五十代の古法に復れるにて、大寶令は又大化の三百六十歩に依る者とす。即、令前と令内の二制あり。慶雲三年に至り、令前の束把斛斗を以て、令内三百六十歩の田積に應用することゝなる。

慶雲三年に至り、又改正あり、勅、凡田租、取令前束、擬令内把、令條段租、其實猶益。朕念、百姓有食、萬條即成、民之豐饒、猶同充倉、宜段租一束五把、云々。令前とは白雉の制を謂ひ、令内とは大寶の制を謂ふ。此勅書の意は、彼二制の束把を比擬するに、大寶の收租は、白雉より増加す、因りて一段の稷稻七十二束の内にて一束五把を收めよ、今令前の町租十五束と、令の町租二十二束とを准算するに、令前の十五束は、令の二十一束六把に當れば、其過差正に四把、米と爲して二升なり、故に、其實猶益と云ふものなり。即、一段の

白雉大寶の束斗改變



稷稻五十束、此稅一束五把といふ代の古法に返れるなり。

かくて、慶雲より和銅の年間に、度量衡の法も變し、いよいよ段別稷稻五十束段一の三百六十歩、一步は方六尺なれど、和銅租稻一束五把と定められ、其稻一束の春米五升といふ。即、段別貳斛五斗にして、令前の高麗量なり、之を令制の參斛六斗の實積と對比すれば、又同量とす。されば、當時上田の收穫は、今升の一石六斗五升許にあたるごとし。前賢之につき、議論多し、猶考ふべし。

段別貳斛五斗といふ、蓋和銅大量にして、一斛は今の六斗六升餘にあたるとすれば、其上田の稷米一段一石六斗五升餘と知るべし。(延久宣旨の斗法色葉字類云、方一尺六分、高三寸六分)といふに據れば、又、今升の六升二合許なり。且、此二斛五斗は、やがて二百五十代の高麗尺一步一升の遺法なれば、三百六十歩の一步には、令前升六合九勺四才餘を得べく。之をば大化大寶の量法、大一升といふ。即、令制大一升は、今の四合六勺許歟。今日現存する古器中、此斗升に稍近きは、法隆寺銅製の釣升、銘に「重大廿六斤、一石四斗」とあるものにて、今升の六斗四升九合許を容れ、此一升は即四合六勺餘にあたれば、

慶雲和銅改正例

收穫量古今比例

令前升は中世の升なり

最信憑とすべし。(政事要略の弘仁勘文に「段内得米三百六十升此稱減實」

此大二百五十升此稱大升とあるに注目すべし。因りて算法を立つるに、今の

京升の六合六勺は、令前升白雉慶雲和銅と同じと同量にして、京升の四合六勺許は、令制減大升大化大寶に同量なり、やがて左の如し。

二百五十代、三百六十歩之收穫米。(上田一段、面積實收、不易)

令前量二百五十升。(白雉慶雲和銅算法同之)一升當京量六合六勺

令制減大升三斛六斗。(大化大寶依之)一升當京量四合六勺

近世京量一石六斗五升許

此草稿成れる後、黒川氏古量考を讀むに、令前一升は、大化の六合九勺に當るといはれしは、頗符合したるを悦びたれど、黒川氏は又、令前升を全く後世の京升に同量なりと爲さる。即、往時の上田一町五百束は、今の二十五石にあると爲す者にて、耕耘の精密ならざる昔に、餘りに多量の收穫ならずや。又、黒川氏は、慶雲には小廿二束の租を、小十五束に減(三割二分減)すと云はるるも、疑ふべし(小廿二束を、大十五束に改められしならむ)。其和銅大升をば、京升四合七勺(六合九勺の三割二分減)と推されしは、法隆寺の釣升に合ふに



量法異説

似たれど、此四合七勺を以て、和銅の田米二十五斛(一町)に乗すれば、段別一石一斗七升許にて、餘りに過小なり。令前の收穫、段別二石五斗(今升)の上田が、いかなれば、かくまで減小せむや。すべて、令前令内の田積と獲稻は、其實は同度量なれば、之を計れる名數の變を以て、實數の變と爲すべからず。法隆寺に、太子升とて、當時の一斗量と覺しき(今升五升四合弱)ものあり、又、興福寺南圓堂に布施升あり、其容全く法隆寺太子升に同じといふ。されば、これ令前の一升量なるべしとも疑はるれど、準すべき目標立たず。さて、前賢大寶令の少量を今升四合五撮、其三升を大升とし、今升一升三勺五才と推算せるは、横山由清なり。狩谷望之は、大寶少量升は今六合六勺餘、大量升は今一升九合八勺餘と推算せり。屋代弘賢は、大寶少量升は今一合四勺餘、大量升は今四升三合五勺餘といふ、紛紜甚し。狩谷氏が、唐少量を我の令少量にあてて、今升六合六勺といはれしは、やがて我の高麗升(令前升)にして、和銅の大量ならむ。度法に高麗尺(令前尺)が令制大尺と爲り、唐大尺が令制小尺と爲れるにも合せ考ふべし。

田品を分つ  
も其租を均  
一にす

田畝の肥瘠を視て品等を爲すことは、令内に見えず。格式に至り、四等の田品を立つれど、租稻は各十五束の均一なり。故に、上田は舊に依り百分之三なれど、下々田穫稻百五十束には、百分之十を輸する法也。其不公平なること、疑ふ

勘租公平法

べしと雖、田租はもと輕賦なれば、之を問はざる者歟。平安朝に及び、延暦中、不三得七の法を設け、以て之を寛假する所ありしも、天長に至りて停止し、又貞觀に至り、増租の事ありしも、忽舊制に復す。又、課丁には口分を増加し、四段の多きに至り、女にも一段を給する等、隨時の更正ありしも、漸く頽廢を免れず。

民部主計勘租の例、通計國中、以七分已上爲定、所餘三分、任國司處分とは、一人一家の作毛を問はず、一國の通計を以て、定租の内七分を收公して、三分を免し、其三分を以て國司に委任して、水旱等に備へしむるを謂ふなり。

即、不三得七是なり。延暦十六年、此法を改めて、不二得八にせられ、計人別

所營町段云々とあるは、是は通計の法を改め、人々營作する所の町段の作毛の上にて、此不得の法を施されしなり、通計にては、窮民必しも恩澤を蒙らざるも、此法にては、必恩澤を蒙るなり、其十九年、不三得七に復せられ、不四得六の法を雜へて、天長

八年に至る。是より後、此法も復たび見えず。貞觀六年、山城大和守紀今守上言、三事。其一、復舊出舉正稅事。貞觀四年三月格曰、除諸寺燈分料之外、悉停出舉、但增收田租、以充例用并雜用者。今檢彼年稅帳、可收租稻、其數乏少、曾不足徭給之功食、多費用往年之正稅。其二、減徵田租事。同前格云

増租して庸  
役を減せん  
とすも途  
げとす



田租恒例、段別一束五把、今増加口分田段別一束五把、雜色田段別五把者。而國內水田不必一等、上中田少數、下々田多數。至徵田租、動致未進、加之、下田以下、無人買作。是は地子田の事なり、地子田は餘力を以て賃租し、耕すなれば、薄利と知りては買作する者無し、然則、田疇荒廢、翹足可待。其三、増加民徭事。同前格云、民徭三十日、今免二十日、若不足例役者、給功食、雇役、其料用租内者。今准格旨、給功食、徒盡官物、而慣古先之舊規、嫌當今之新制、不早改帳、恐致公損、請復舊法、以叶民望。勅許之。是にて、田租出舉等、總べて舊法に復せられしなり。延喜式に、四等田の例法を載せて曰ふ、凡公田、穫稻上田五百束、中田四百束、下田三百束、下々田一百五十束云々。其租、一段穀一斗五升、町別一斛五斗、皆令營人輸之云々。

田租四等例

田品租率比例圖		田品租率比例圖		田品租率比例圖		田品租率比例圖	
田	地	穫	稻	春	米	租	稻
上田	一町	五百束	二十五斛	十五束	七斗五升	百分之三	例
中田	一町	四百束	二十斛	十五束	七斗五升	百分之三七五	
下田	一町	三百束	十五斛	十五束	七斗五升	百分之五	
下々田	一町	百五十束	七斛五斗	十五束	七斗五升	百分之十	

收授類擾

惟ふに、班田の收授は、官民ともに煩擾の患あり、其如法遵行は、數度ならずして止みたるに似たり。而も、猶公田課丁督責の吏務を失はず、幸に調役の續くありて、平安朝の中世に至れり、事彼の篇章に述べし如し。概して之をいへば、田畝の直税は薄く、戸口の間税に厚かりしごとし、即庸調を重賦大役とす。又、田租は、之を國府公廩の運用處分に委任し、割きて京送するもの多からず。京師は、專調庸に依りて、其財政を立てたり。(下第四章、租庸調の運用處分に參考すべし)

公私田の名目

古法家の公私田の用語に、輸租田、口分田、位田、職田、賜田、墾田などを私田といひ、すべて或期限の間、官府の手を離れて、私人の使用自在なるいふ。故に、公田とは、未班未給の剩田、公墾田の、毎年賃貸せしむる輸地子田を、主に公田といふ、(外に神田、寺田、公廩田、教旨田の如き不輸租田あり)。されど、口分田も毎六年に收公し、位田、職田、賜田も、或年限に收めらるゝ者なれば、永世私財には非ず。此編中に、諸處、公田といふは、輸地子田は申すまでも無く、輸租田をも、常に公田と見做して論述す。何となれば、立法の大義は、田



土國有に在れば、班給の剩田をのみ公田といふは、妥當ならず。輸租田は、むしろ公田の最正大なる者とす。

賃貸田は、其田品、稷稻の比例、皆口分と同じ。而も、地子は頗重くして、租稻の外に、全稻五分之一を收むと定めらる。即、上田町別五百束には、其歳租、地子合せて百十五束を官に輸すものとす。此地子を價直といひ、賣買ともいふは、古風の遺れるならむ。大化以前の諸家の私田には、年々價直を論定して、貸與したるものありて、彼元年の詔文に「分割水陸、以爲私地、賣與百姓、年索其價、從今不得賣地作主」とあるは、正に之をいふ。而も今や、官家は其地主と爲り、賃貸法を襲用して、剩田を競賣する者とす。

又、庸調の新制、其庸は一戸毎に布一丈二尺、又、五十戸毎に仕丁一人、及び從丁を出し、もしくは、一百戸毎に馬匹、兵士、采女の布、米を負擔す。其仕丁料、每戸布一丈二尺、米五斗なり。調は、絹、纒、布等の各種の土宜を納るゝ也。町別に布四丈（絹は二丈とす、繩之に副物、贄物の貢あり。其餘、兵士馬匹、并びに每郡少領以上の采女、及其從丁從女三人の貢進あり。是は、大化二年正月號令、四大事の第四なる

賃貸租百分二十三

餘地子の由來

大化庸調の制

が、其歳八月に、戸別の庸を男身に收むることゝせらる、負擔は愈加へられし者の如し。

大化の庸は戸別の調（戸別の調は、大化の庸は、戸別の調と稱へられ、一戸に贄布一丈二尺を本とす、之に加ふるに、官馬は、一百戸毎に中馬一疋を輸し、細馬ならば、二百戸毎に一疋を輸さしめ、其馬を買はむ直は、每戸庸布一丈二尺とす。兵士は、人の身毎に刀甲弓矢幡鼓を輸す、又、庸布にて之を代辨するならむ。仕丁は、舊三十戸毎に一人なりしを改め、五十戸毎に一人、廝丁一人を從ふ）として、諸司の使役に召さる。五十戸を以て仕丁一人の衣糧に充て、每戸庸布一丈二尺、米五斗。采女は、郡の少領以上の姉妹、及び子女の形容端正なる者、從丁一人、從女二人を貢し、百戸を以て采女一人の衣糧に充て、每戸の庸布、庸米は、皆仕丁に准す。而も、此庸も、號令後に、忽、男身の課賦に移されしが、其詳細は、舊史逸して傳へずと雖、大寶令に參考して、其負擔の益加はりしを知るべし。

租庸調の由來及び輕重

按、上古の賦役は、調と役の二種なるに、此に租庸調の三種は、全く唐制に因



れり。田租をタチカラといひ、庸を戸別の調といひ、調を田の調と立てられしは、共に新義のことならむ。而も、古代のミツギの有様を考ふるに、大化の制に田調といはれしが、最舊俗の男女の調に似、庸が人身の役に近きものなるべし。其田は、戸口に班給せらるゝ者なれば、調も庸も實は戸口の責にして、調庸を最も重き負荷とす。(假令、男女五人に一町許の班田あれば、此租は七升五合、庸は采女、兵馬仕丁の料を合すれば、布四・五丈、米一石以上にも超ゆ。調は布四丈に副物を合すれば、又米一石以上に當る。田税は最輕少なり、是最も新儀の事なればならん。かくて、戸別の庸を男身に移されては、其増加頓に大なりしならむ。大寶の改制に至り、田調も亦戸別調に變せらる。(戸別ながら、男子をのみ課口と爲し、女子は一切課丁に非ず、また古の男女の調に同一ならず。而も又數年ならずして、畿内及び西海の庸を全免し、七道の庸を半減せられしは、此賦法、人身の役、もしくは人身の布が、民間の最苦痛とする所なりければならむ。則、上古より中古にかけて、主要なる課賦は、むしろ戸別の調にして、田租にあらず。(單に、

男子をのみ課口と爲す

大寶上産戸別の調

夫役人別の庸

田租の輕きを視て、悅民の政と爲し難し、貸貸田五分之一の地子は、二石五斗なるが、口分田も調庸を合算せば、貸貸田と大差なからむ)

大寶の制、調は戸に課するものにして、戸内の正丁・次丁・中男をして、絹・綿・絲・綿布の内、其郷土の出す所に隨ひて、之を納めしむ。但し、鐵・鐵・鹽・魚・介・海藻・鮮等の一種を以て、代納するを得。凡、納物の比例、次丁二人、中男四人は、竝に正丁一人、絹八尺五寸に准するものとする。庸は口に課するものにして、正丁歳役十日、次丁五日、家人奴婢の代役を許す。若、其現役に服せざるときは、庸布二丈六尺、次丁一丈三尺を納めしむ。正丁匠次丁匠、共に正役以上に服役するときは、之を留役と稱し、正丁匠留役三十日、次丁匠の留役十五日に達すれば、其租調は俱に之を免するものとす。又、仕丁は、二人に増さる。數年ならずして、内國(畿内)の庸を全く停め、外國(七道)の庸は半減せらる。慶雲三年格、京及び畿内、宜しく人身の布を罷めて、戸別の調を輸さしめ、外邦の民と異にして、内國の口を優にすべし。調を輸すの式は、一戸の丁に依りて、四等の戸を制せよ。正丁は歳役に庸布二丈六尺を收む。今、歳役の庸を軽くして、人民の乏を息めむと欲す、宜しく



半を減すべし。西海太宰所部は、皆庸を收むることを免すとある是也。而も京畿には不時の徵發多く、遠地には國郡の課責あり、人民の負擔は輕易に非ず、唯、其力の限りを盡すのみ。是等の制度、歷世多少の沿革ありて、平安朝に至れり、今大要を擧ぐるのみ。

大化大寶當時の米布調物は、諸貨の交易仲介の用を爲したれば、其比例は、又物價の標準たらむ。大化の庸貨布一丈二尺と米五斗は相當り、大寶の正丁一人の調は、

米布調物の  
比價

布二丈六尺廣二尺 眞綿一斤十六兩 生絲半斤八兩 絹八尺五寸廣二尺  
望陀布一丈三尺廣二尺と各相當る。

當時の絹繩は、六丁にして匹を成す、匹は長五丈一尺、廣二尺二寸をいふ。絲綿布は、十六兩を絢とし、二斤を屯とし。布は長五丈二尺、廣二尺四寸を端とすと。但し、其廣幅の數尺に及ぶは、二幅三幅の合尺ならむ。又、其尺度は、後の御服尺にて、大尺といへ、者なるべし、鯨尺にも近し。

權衡度尺の  
古制

令制の權衡は、大兩(唐錢十文)、今十匁にあたり、大斤(十六兩)、今百六十匁(世

に唐目といふ)。又令前の習、斤(十六兩)は、百八十匁(世に大和目といふ)にあたる。令制の度法は、從來慣用の高麗尺を以て大尺とし、唐の大尺を探りて小尺となしたるまでなり。此小尺は、後の曲尺にして、世に遺存するは、東大寺所傳の天平尺(曲尺九寸七分八厘)、法隆寺所傳の鎌牙尺(同上)、岩代國懸日寺所傳の鎌牙尺(曲尺九寸八分二厘)なり。又この大尺、即高麗尺は、中古竹量と稱して用ぬしが、近世に至り遂に吳服尺とはなりぬ。和銅六年、度量衡の改制あり、従前の大尺(高麗尺)を廢し、唐の大小尺を用ぬて、其大尺(令小尺)を常用と度地とに用ぬ、小尺(曲尺八寸一分五厘)は、晷景を測り、湯藥を合するにのみ用ぬしめらる。和銅小尺の今世に残りたるは、高野尺(曲尺七寸九分)、東寺金蓮院尺(八寸一分強)等なり。

國郡里の制 改新四大事の二として、號令して曰く、京師を修め、畿内を定め

東は名張に至り、西は赤石に至り、國郡の制を更むと。五十戸を里と爲し、三里を南は兄山に至り、北は逢阪に至る。小郡とし、大郡は四十里に達す。里長あり、郡司、國司あり、國司は四年交替の官とし、京師より差遣せらる。郡司以下は、舊の國造、伴造の家に取り、多く世襲の職たり、國郡の大小領と云ふ者是也。又、關塞、邊防、驛傳の法を定めて、軍備を整ふ。靈龜元年に至り、里を郷と改め、又、條里の區分を明にせらる、其事は下の第



里を郷と改む

第六章に載す。

栗田氏庄園考云、郷といふ名の見えしは、和銅の詔ぞ始めなるべき、古へにありて里といひしを、後に郷と改めしなり。孝徳の御世に國郡里を定めて、國をもて郡を統べ、郡をもて里をすべたりしを、和銅に至りて郷と云ひしが、靈龜に正しく郷字を用ひられしより、郷の下に里といふを置れたり。その里は、即後の村といふに、大抵同じかるべし。常陸風土記に、信太郡高來里云々、乘濱里、東有浮島村、また行方郡、自郡西北提賀里、以北曾尼村とあるによりて、古の里は郷なり、里の下にある村は、後の里といふものなる事を知るべし。播磨風土記に、小川里の下に高瀬村、豊國村、英保村あり。上野國金井澤村なる、神龜三年丙寅碑文に、上野國群馬郡下贊郷、高田里とあり。大館高門古文書律書殘篇に、國郡郷里の數を擧たる中に、郡五百五十五郷、四千十二里、萬二千三十六。是等に依りて、郡郷の下に里と書けるは、後世の村なるを辨ふべし。

萬葉集に楚シモトとる五十戸良イヘナサが聲とある句を、古人は解きて、里長が其民の賦

評部縣も郡に同じ

役を駈り催すなりと云はれたり、然らば五十戸長なるべし、不審、郡は當時の新語にして、或は評字を假る。蓋、當時の韓人、コホリの語ありて評と書き、漢字郡縣の義にあたる。我朝之により、國の屬なる區劃に命するに、コホリの語を以てし。評部共に用ゐられたり。而も公文、遂に郡字と定まれるを以て、評縣部等の字は、數年にして止む。

類聚國史郡司部、延曆十七年、詔曰、昔難波朝廷、始置諸郡、仍擇有勞、補於郡領云々。皇太神官儀式帳には、難波長柄豊前宮御宇天皇、天下の評を給ふ時に、十郷を分けて、度會の山田原に屯倉を立て、新家連阿久多督として仕奉き、云々。此に屯倉といふ郡家に同く、評督は即郡司なり。又、常陸風土記に、多珂郡。至難波長柄豊前大宮臨軒天皇之世、癸丑年、多珂國造石城直美夜部、石城評造部志許赤等、請申惣領高向大夫、以所部遠隔、往來不便、分置多珂、石城二郡云々。○莊園考云、書紀の雄略の卷、又安閑卷、欽明卷などに、郡司といふもの見えたるは、例の撰者の文のみにこそあれ、當時の稱にはあらず。又、許富理といふは、古よりありし名にはあらず。新井氏曰く、コホリ

評は朝鮮語



は韓語より出でたり、今の朝鮮語に郡縣をコホルといへりと、此説さもあるべし。繼體の卷に、韓國の地名に熊備己富理、また背評ともあり、評は彼國の方言にてコホリと訓めり。漢籍梁書にも新羅俗、其邑在內、曰啄評といへることあり。さて、皇國にても韓言にならひて、郡に評字を用ひたりしことあり。續紀卷一に、衣評督衣君縣、助督衣君互自美とあり、衣評は薩摩の類、姓郡なり。さて郡と云ふ名を定められたるは、上件の如く、孝徳天皇の御世より始まれる事なれば、それより以前の卷に郡とあるは、當昔の稱に非ず、たゞ撰者の文なれば、字に拘るべからず。○萬葉集に「郡問へど、云々」とありて、國郡同義にも使用せり。又、萬葉訓義辨證に「卷六、筑前國宗形部、この部はコホリと訓むべし。續紀三十二、信濃國水內部、類聚名義抄にも部をコホリと訓む云々と辨せられたり。さて、コホリは其治所をもコホリといひ、古へ國府をばクニといふに同じ、又コホドともいへり。このコホドは、治所官家の義也。今、此コホリの號の採用せられし始末を推し求むるに、彼れ大化改新の際に、國評てふ制を建設せられ、其國てふは、從

國郡の地域

前の數國を合せたる大地域を以て之に充當せしめ、評は大略古の國なり、之に縣字を當てられし例もありて、國の屬稱たる行政區劃、第二級の名辭は、其用字用語、共に不定なり。大化元年紀に、縣字を傍訓してコホリと讀ましめたる句、數所あり。而も遂に郡字に一決し、之をコホリと呼ぶこと、定まりしは、全く改新政治の威力とも謂ふを得ん。然らば、此コホリて、韓語は、大化以前には、如何に使用せられしやと問ふに、難波の津の客館に、大郡小郡といひ、專遠蕃接遇の廳舎に名づけらる。即、當初は、必しも行政區の義にあらざりしを悟るべし。

難波の郡宮

欽明紀、於難波大郡、次序諸蕃。推古紀、饗唐客等於難波大郡。孝徳紀三年、饗小郡、營宮、天皇處小郡宮、而定禮法。○大郡とは、東生郡、郡家郷、味原郷にわたれる宮館にて、之を大宮とも客館ともいへり。小郡は、其南にて、讚揚郷に屬し、蝦蟇ともいふ、郡處の訛也。郡戶、郡戶、高津ともいふ、皆同し。今、皆、大坂市内に、其故地を探るべし。

關塞

京畿東北の警固は、鈴鹿、伊勢、不破、美濃、愛發、越前、の三關とし、諸國亦、山海の要害を相して、關塞城隍を置く。當時の城は、高地に據りて柵を設け、堅守の用に供



したるものにして、近世の築城の状とは異なり、又壕を穿つを水城ミヅキといふ。烽火は、山岡に設け、晝は烟ケムリを放ち、夜は火を放ちて、非常の信號とす、相去ること四十餘里、古法の一里は、今法の約六分一に當る。兵士防人サキモリを徵發して、これらの處に駐守せしむ。

關塞をセキト、キドなどいひ、水陸山海、共にこれあり、關津ともいふ。夜暗の通行を禁止し、日中と雖、一々誰呵し、其通過公許の票符を過所クワッソといひ、本貫本司より之を判給す。其潜行を越度ワチドといひ、嚴罰あり。西南海、蕃客の私市、東邊北境、蝦夷の交易等、皆關塞の監視を免れず。關塞には、衛士兵士といひ、關守モキキといふ、邊防には防人といふ、防人に崎守、島守の古名あり。驛傳をハユマといふ、早馬なり。

驛傳道路

驛傳の法は、國郡每三十里に驛家ウチヤを置き、驛馬ウチウマ常備の傳馬ウチウマ補充の傳馬ウチウマを備へ、鈴契スズケ形ナリの傳符を以て、之を乗用せしむ。凡、官用の急なるは驛馬に乘じ、緩なるは傳馬に乘せしむ。驛に長あり、富豪を擇び、驛戶、驛田及び給稻の例あり、驛夫の徭役を免し、官人乘馬の數を定む。兵部省に、其驛政を管理せしめて、警急飛走の報

告に便ならしむ。一日傳馬行程約七十里、水驛には船を置かる。山陽道を大路とし、東海、東山、兩道を中路とす。驛馬は大路に廿疋、中路に十疋、小路に五疋とす。其馬は驛稻にて買ひ備へ、傳馬は每郡に五疋、當所の郡稻にて買ひ充つ。但し、此に注意すべきは、古の風俗に、穢を祓ひ忌を持つこと嚴重なる者あり。因りて旅人の行止に障礙を加へ、役民の上下にも、途上に乞ふことを憚る。

改新號令の日に、特に著き愚俗弊習を禁止し、旅人路頭に病死すれば、路頭の家、何の故に人を余の路頭に死なしめたるかとて、死者の友伴を留めて、強ちに穢除せしむ。又、百姓渡津に溺死すれば、逢ふ者、何の故に我を溺死人に遇はしむと言ひて、溺者の友伴を留めて、強ちに穢除せしむ。是に由りて、兄の渡水して死するも、其弟屍を收めざる者多し。役民、路頭に飯を炊けば、何故に恣に余が路頭に炊くぞとて、強ちに解除せしむるものあり。もし甌コシキを借りて飯を炊き、其甌物に觸れて覆れば、甌主乃穢除せしむ。凡、是の如き類、愚俗の染む所、今悉く禁斷す、復、爲さしむること勿れといはれたり。

旅行に忌祓の障多し



此に至り、かくの如き弊習を禁斷し、又騎行の人途上に馬疲れて、其地に飼養を寄託するには、必村長に告げしむる等の新令あり。而も、當時の設備、官納の貢租さへ、驛傳に頼りて傳送する能はざりしが故に、遠國より夫馬を差して、京師に輸送せざるべからず。而も、山川險惡にして、行程の遲留甚し。又、驛家には官人の止宿を許可ありしと雖、尋常の行旅は、千里に糧を裹み、夜毎に草の枕なり。和銅錢の通行、漸く普きに及びて、沿道の富豪、長者をして、路傍に米を賣與せしめらる。又、貢物を海路にて運漕するは、初め禁制なりしに、天平勝寶以後に至り、太宰府博多津並びに山陽南海は、海運を許し、猶保險は國司連主に徴したり。斯く、當時の貢物は、陸運を主としたるが故に、行路の不便は、推想に餘りあり。諸島國、及び大路の渡津は、皆船隻、水手の備あり。又、難波津を西南の門戸として、京に出入したり。平安遷都後は、與等津を設け、又、敦賀、滋賀の兩津を開いて、北陸出羽の水運を利用せられたり。而も終に東海に及ばず、東海の航路が、越路出羽のよりも遅く發りしは、注目すべきことなるべし。

律書殘篇に、大倭京の時、諸國の去京行程を録し、河内山代ヤマノの半日を最近とし、日向廿一日、海路三十日とあり（本篇は誤脱多く、東國は全く缺く）。筑前太宰府は缺け、豊前は十五日とあり。延喜式には、太宰府十四日、海路卅日と録し、日向は太宰府より更に六日程といひ、海路無し、對馬をば海路更に四日程とす。又、最遠の海路、出羽井口府五十二日、陸路二十四日、陸路陸奥（多賀府）二十五日とす、以て大概を推すべし。○續紀、天平十一年、諸國駄馬一匹の所負の重さ、大二百斤を改め、百五十斤と爲さる。大斤は、今の百六十匁ならむ、即、二十四貫匁に輕減して、遠路の困難を救はれしを覺る。

二官八省の職司 大化五年、朝廷、博士高向玄理、曼法師の二人に詔し、隋唐の成典を參考して、官制を潤飾し、初めて八省百官を置く。中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内、之を八省と曰ひ、太政官を以て之を統ぶ。而して、神祇官を其上に置き、祭政一致の國風を存す。職員は、官守の高下に從ひて、貴賤の品位を明かにし、織繡紫等の十九階の冠位を立て、其服色を定めらる。

官省職司の要は、下の第五章大寶の律令に因りて概略を得べし。我國



の神祇官は、隋唐の大常寺に相當するものにして、我國にありては、官省第一位にして、隋唐にありては、六部の下、九寺の上にある。我國、ことに神祇を尊崇する厚きの故なり。太政官は、唐の尙書省に門下省を併せたるものにして、唐の尙書令、左右僕射は、我國の太政大臣、左右大臣にあたり、中務省は、唐の中書省に相當す。その餘の比當を求むるに、式部は吏部にあたり、民部は戸部、司農等を併せ、治部は禮部に鴻臚寺を併せ、宮内は光祿寺、宗正寺に工部を併せ、大藏は大府等にあたり、兵部は大僕寺、衛尉寺を兼ね、刑部は大理寺を兼ねるとも謂ふべし。即、我邦にては、神祇官、中務省及び宮内省、大藏省殊に重く、古の三藏、齋藏、内藏、大藏の餘風遺習の保存せられしを知るべし。

職官志云、上古官職之制、大連、大臣、并伴造、百八十部、國造、縣主、及山海之官、田牧之司、鎮蕃之宰、内外大小之員、建設措置、莫所不備。故能經綸締構、千百年之隆治也。唯歷世綿邈、世官之家、或墜其職、貴族大姓、時匪其人、法制紊亂、積弊滋生、則不得不變通也。故大化更革、建八省百官、置國司郡領、一變封建、而

爲郡縣之治矣。然、如中臣齋部之於神祇、大伴佐伯之於衛府、高橋阿曇之於内膳、國造縣主之於大小郡領、名變而實不變。蓋、兼封建郡縣之制、而用之、所以斟酌古今損益、法度施時措之宜也。參酌日本書紀、古事記、續日本紀大意。

○高橋氏は、阿倍義の臣の分派にて、膳臣に出づ。其内膳職の世業は、官職改新の後も易らず、志摩若狹淡路などの魚味介藻を司り、其由來は高橋氏文に見ゆ。聖武天皇の詔の中に曰く、大伴佐伯の宿禰は、常も云ふごとく天皇が朝ミカドに守り仕へ奉る事、顧みなき人等にあれば、汝等シメツの祖どもの云ひ來らく、『海行かば水づく屍、山行かば草むす屍オホキ』の邊にこそ死なめ、のどには死なじ』と云ひ來る人等と、なも聞しめすと、云々。

冠位は、昔推古の朝に創められ、此に至り凡四十七年。後、十五年、天智帝二年に補正を加へられ、又廿二年、天武帝十四年に、親王諸王十二階、諸臣四十八階と改められ、明淨、正直勤務追進の八品あり。又、十五年にして、大寶の改定を見る。天武十一年に、従前の位冠を停められ、親王以下、百寮、庶人に至るまで、皆漆紗冠を用ひしめらる、是より冠制と位階は兩分す。



凡、我邦の文物憲章の製作稱して中古王政の美觀と爲すもの、皆此間の修定に出で、大寶の律令に成る。百官の朝服禮服はいふもさらなり、平民百姓の習俗も、之に因りて一變し、以て中世の國風を生ずといふ。

【第一章 大化改新】

	小	大	小	大
	智	智	義	義
建	小	大	小	
武	黒	黒	青	
立	小	大	小	小
身	乙	乙	山	山
	下	下	下	上
小	小	大	小	小
大	小	大	小	小
建	乙	乙	山	山
建	下	中	下	中
進	追	追	務	務
進	追	追	務	務
進	追	追	務	務
進	追	追	務	務
進	追	追	務	務
進	追	追	務	務
廣	廣	廣	廣	廣
大	大	大	大	大
大	大	大	大	大
大	大	大	大	大
大	大	大	大	大
壹	壹	壹	壹	壹
壹	壹	壹	壹	壹
位	位	位	位	位
位	位	位	位	位
位	位	位	位	位
位	位	位	位	位
位	位	位	位	位

小	大	小	大	小	大	小	大	推古十一年制
信	信	禮	禮	仁	仁	德	德	十階制
大	大	小	大	小	大	小	大	大化三年制
青	青	錦	錦	紫	紫	繡	織	十階制
大	大	小	大	小	大	小	大	同五年制
山	山	華	華	紫	紫	繡	織	十階制
下	上	下	上	紫	紫	繡	織	十階制
大	大	小	大	小	大	小	大	天智三年制
山	山	錦	錦	紫	紫	縫	織	二十階制
下	中	下	中	紫	紫	縫	織	二十階制
								天武十四年制
		淨	淨	淨	淨	明	明	諸王以上十二階制
		廣	廣	廣	廣	廣	廣	十二階制
		肆	肆	貳	壹	貳	壹	十二階制
		位	位	位	位	位	位	十二階制
勤	直	直	直	正	正	正	正	天武十四年制
廣	廣	廣	廣	廣	廣	廣	廣	諸臣四十八階制
肆	肆	肆	肆	肆	參	參	壹	四十八階制
位	位	位	位	位	位	位	位	四十八階制
位	位	位	位	位	位	位	位	四十八階制
位	位	位	位	位	位	位	位	四十八階制
位	位	位	位	位	位	位	位	四十八階制

【律令修撰及寧樂朝編】



黒川氏風俗説曰、推古帝冠位の制を定められしより、有位の男子は、皆一髻に總べ、衣も左衽に改め、韓漢の風に參取せられしと雖、一般の百姓は、なほ二髻、即ミヅラを結び、右衽なりけむ。其後、孝徳、天智、天武の三朝に、更に冠位、並びに衣服の制度、いよく精密になり、謂はゆる東方禮儀の邦とまでなりぬ。されば、士庶一般の公會の服制につきて、制限あり。天武天皇十三年詔曰、男女之衣服者、有欄、無欄、及結紐、長紐、任意服之。其會集之日、著欄衣、而著長紐。唯男子者、有圭冠、而著括緒禪。有欄とは、上衣の長く膝下に至るを欄といふなり。結紐とは、あるは上衣の襟を結び固むる紐にして、長紐は、其餘を垂れて裝飾とするなり。括緒禪とは、袴の裾に緒を施して、踝の上にて括るものなり、後世奴袴指貫サシスベといふ袴は、此の括緒禪の一轉せるものなり。圭冠は帽子なり。つづいて、持統天皇七年、天下の百姓には、良民に黄色衣、其の奴婢に皂色衣ソウイロを服せしむと、號令あり。上古、庶人は多くは織りたるまゝにて、晒さぬ布をぞ着たりけむ。よりにて俗人を白衣といへり、それをば今黄色衣と定めらる。

是歲(大化五年)左右兩大臣並びに薨し、巨勢徳太古、大伴長徳之に代る(已にして僧旻卒し、玄理入唐して客死す)。而も、内臣鎌子、專維新の庶政を理す。孝徳帝は篤く古を好みたまふ、故を以て、太子改新の政治、往々當今徳孝の意に協はずと雖、猶其賢明に服し、忍びて萬機を太子に委し、其成功を觀たまふ。

阿倍大臣倉梯麿病死の後、數日、倉山田大臣石川麿、其弟日向字曰の讒言に因り自殺し、一家殉死す、時人之を哀む。蘇我日向は太宰に任し、筑紫に赴き、同胞赤兄は猶朝廷に奉事す。孝徳天皇には、一皇子在す、有間皇子といふ、阿倍倉梯麿の女の生めるなり。孝徳の崩後に、齊明女皇、牟婁(紀伊)の温泉に行幸あり、留守官蘇我赤兄、皇子に政治の三失を語りて曰く、大に倉庫を起て、民財を積聚する、これ一つ。長く渠水を穿りて、公糧を損費する、これ二つ。舟に石を疊みて運び、積みて丘となす、これ三つなりと。皇子、赤兄が心腹を布くと思ひ、喜びて曰く、吾が年、始めて兵を用ふべき時なりと、赤兄と盟ひて歸る。而も夜半、赤兄兵を以て急に皇子及び與黨を捉へて、牟婁の行在所に送る。皇太子(天智)命して皇子を絞殺せしめらる。

有馬皇子の變

蘇我赤兄の謀



白雉改元

赤兄のこの一舉、蓋皇太子の爲に、皇子を謀れるなり、赤兄が、のち大津の朝に左大臣たりしも由あるべし。やがて之を推して、以て孝徳・天智の際會を知るべく、又、赤兄が他年壬申の變亂に會へるにも、合せ考ふべし、

大化六年、穴戸國司、白雉を獻る。百濟君豐璋、及び道登法師、旻法師等、符應を引きて、是れ吉兆なれば、天下に赦して民心を悦ばしむべしと上奏す。因りて朝儀を備ふること元會の如くし、百官を召し雉の輿を觀たまひ、太子、大臣と聖徳を奉賀す。詔して、白雉と改元し、百官に物を賜ひ、穴戸國三年の調役を復す。

此時の詔書に、祥瑞時見、以應有徳、其類多矣。所謂鳳凰、麒麟、白雉、朱鳥。若斯鳥獸、及于草木、有符應者、皆是天地所生、休祥嘉瑞也、と宣れるが如きは、皆讖緯の學に本つけるを見るべし。讖緯の學は、命數を卜知する方術にして、陰陽五行の說に胚胎し、前漢の末より彌盛なり。我の留學生、投歸僧等は、尙此說を受け傳へて、本邦に吹擧したるなり。これより後は、祥瑞凶咎毎に改元あり、陰陽道は政治朝儀の要樞に用ゐらる。

白雉五年十月、孝徳帝難波宮に崩し、東宮中大兄、猶踐祚したはず、皇親母尊

齊明重祚

を奉して政を視る。翌年乙卯正月、皇祖母尊即位あり、重祚なり。後に奉諡して、前度には皇極といひ、再度には齊明といふ。重祚の女皇は、大倭飛鳥に遷都して、板蓋宮に居たまふ。

## 第一章 征夷・援韓の雄圖

淳足磐舟棚

蝦夷の種類 孝徳の朝に、中大兄太子、又内外の形勢に慮り、諸國人民私藏の兵器は、東國の外、皆集めて武庫に收めしめ、越國には淳足磐船の二柵を修造し、兵・民を移して之に充て、以て蝦夷に備ふ。當時、蝦夷その類凡三あり、遠き者を津輕蝦夷と曰ひ、越路の遙北に居る。次を龜夷と爲す、山道・海道の毛人にして、東國路の奥に居る。次を熟夷と爲す、柵養夷、田夷、俘囚の類にして、邊國に雜居す。其化馴せざる者は、猶肉を食ひて殺を嗜み、又凶暴にして物を害ふ、駕御頗難し。

蝦夷は、清寧天皇・欽明天皇の朝には、内附を請ふもの多かりしに、敏達天皇の十年、數千の衆を以て邊境に寇す、よりにて其魁帥綾糟等を召して、誅罰せ



んとし給へるに、三諸山に向ひて、子々孫々天朝に背き奉らざるべしと盟ひしかば、釋放されたり。此後、陸奥、東國の道の奥の蝦夷は、愈内附せしなるべし。越の蝦夷は、皇極天皇の元年、數千内附し、朝廷にて其魁帥に饗を賜ひ、大臣蘇我蝦夷も、之を私第に饗して、厚く撫諭する所あり。孝德天皇の朝、越の淳足磐船柵を治めて、蝦夷に備へ、信濃、越の民を以て成らしめ、之を柵戸といふ。柵養とは、柵邊に安置給養する者にして、後の俘囚の名目の起因ならむ。田夷とは、其耕作する者に名づく。大抵、越路の毛人は、化服に易く、東路の毛人は、最頑梗なり。當時の書辭に、東夷、北狄の名を分つも、其生熟、硬軟に由る所あるべし。

蝦夷南北遷徙説

蝦夷は、本、北島に出て、南下し、又北に退きし者歟、是は人種遷就の大疑問とす。今、其根本の判別を爲すを得ずと雖、有史の初めには、夙く蝦夷は南方まで廣布し、而も世を逐ひ大和人に其占居を譲りて、北に去るを見る。されば二千年來の歴史は、蝦夷の形情、北退を常としたり。因りて憶ふに、鎌倉時代に謂ふ所の千島の三黨とは何ぞ。北海道志には、按するに、蝦夷の種類、内郡に雜居するもの、其始め得て詳にす可らず。景行紀なる征東の詔に曰く、東

津輕粗熟の三類

渡黨日本唐子の三類

夷の中、蝦夷尤強く、邊界を犯し以て人民を畧す、往古以來、赤、王化に染まずと、是に由りて之を觀れば、其内地を侵犯する、由りて來る久矣。齊明紀なる伊吉博德書に曰く、蝦夷三種あり、遠者は都加留、次は麤蝦夷、近者は熟蝦夷と。其意には、都加留は荒服、渡島に在る者なり、麤蝦夷は都加留に次ぎて遠き者、内地に在りと雖、王化に服せざるなり。而して熟蝦夷は最も近く、已に王化に服する者なりと。今之を史書に考ふるに、桓武の朝、臂懸の典を擧げられしより、居止する者は歸化し、奔竄する者は海を渡り去る。爾後の稱は、專海外に在り、其種を以て、亦三と爲す。日本、唐子、渡黨と曰ふ。日本は蝦夷本洲の人類なり、唐子は外國の雜種なり、渡黨は内郡の人、海を渡りて移れる者なり、云々と論す。而も、諏訪大明神緣起の本文に、渡黨も他の二島(黨に通ず)に混すとありて、又、夷種の一也。蠣崎家譜以下、近世の諸書に、之を以て内郡渡航の和人にのみ押し當つるは、誤れり。蓋、渡黨に三類二種あり、第一は渡島蝦夷にして、本來占住、阿部比羅夫征伐以前の夷種なり。第二は津輕蝦夷、麤熟蝦夷の敗走渡海せるにて、前者と合同して、北島に退守する者。以上二類は、もと一種に出つ。諏訪緣起に、渡黨といふは、專之を指す。第三は、松前舊事記に、文治五年、鎌倉右大將の、奥州泰衡追討したまふ節、津輕・糠部より人多く此國へ逃渡。彼等、薙刀を船舷に結び附け、權として漕渡、是當國車權の根元なり、是より東の方障(一作牟)川、西の方與伊地、四十里程の内、村々里々人民



ヒノモト夷  
は東北に退  
却せる歟

居住す」とある一類にて、夷俘と雜居するも、本來和人種なり。然らば、他の日  
本種は何ぞ、已に渡島蝦夷にあらず、又敗退雜類にあらず。道志に、本洲(北島)  
の人種と爲すに従ふべき歟。則、ヒノモトといふも、實は我日本の故にあら  
ず、今日の千島アイヌの祖先にあたるごとし。今の千島アイヌを、蝦夷語に  
て特にチユアカクルといひ、チユアカは日出處の義なり。其島嶼連串して、勘  
察加に至る、實に東北方に居る。西鶴の一目玉鈴に、蝦夷島に日の出の濱と  
いふがありといへるも、ヒノモトの名と相渉る者に似たり。また、蝦夷管領  
安東氏の祖先に、日下將軍と呼ばれしものあり(會津四家合考、藤崎安東系圖)  
日本狄を服屬せし人なればならん。日下將軍といはれし致東が、應神天皇  
の時の人と傳へらるるは、信し難しと雖、其蝦夷管領の家祖に、日下の稱號あ  
るは、之を諏訪縁起に合考して、狄種の一に中古ヒノモトてふ者の存在せる  
を會得するに足らん。

阿倍比羅夫  
肅慎を伐つ

東國の毛野氏、越國の阿倍氏は、世々蝦夷制御の任に當り、邊國を鎮撫す。阿倍  
氏の舟師最も盛んにして、北海に往來す。齊明帝の時、越國守阿倍比羅夫、遠征  
して渡島に後方羊蹄の郡領を定め、肅慎種と遇ふ。蓋、南下の部種にして、當時  
渡島に至りしものなるべし。東國は、夷種麁獷甚し、日高見北上以北は、其盤曲  
の地にして、海道磐城、山道石背を以て其關門と爲し、我人民の移殖は、名取、多賀

津輕渡島は、  
越路に屬す

に及ぶのみ。謂はゆる東北二路の熟夷、田夷は、此間に雜居せる者ならむ。

渡島は、津輕と共に、古の越國の部屬なるべきことは、記紀の古典に依りて  
之を悟るべし、殊に出羽國を置かれし後は、明かに其部内たり。されば、寶  
龜十一年勅、出羽國言、渡島蝦夷、早效丹心、來朝貢獻、爲日稍久。方今歸俘作  
逆、侵擾邊民、宜將軍國司賜饗之日、存意慰諭焉(續記)。延曆二十一年官符、渡  
島狄來朝之日、所貢方物、例以雜皮。而王臣諸家、競買好皮、所殘惡物、以擬進  
官。仍先下符、禁制已久。而出羽國司寬縱、曾不遵奉、爲吏之道、豈合如此。  
自今以後、嚴加禁斷(三代格)など見えたり。この渡島は、齊明四年紀、六年紀、  
持統十年紀(越度島養老四年紀等)に見え、當にワタリシマとよむべし。原  
書古傍訓に、渡の下に「リ」とあるにて、之を證すべし。神代紀に越洲とある  
も、やがて越度島と同一なるを見る。村尾氏續紀考證に、渡島、其地必渡海  
而至、因爲名、又冠以途之所由、曰越度島云々。  
我古史に肅慎國と録し、よみてミシハセといふものは、渡島の地が、蝦夷以  
外の異族に占據せられしを指すに似たり。齊明紀に、越國守阿倍引田臣

肅慎狄人  
渡島に至る



比羅夫の討伐せるもの、即是なり。持統紀及び養老四年紀、靺鞨國といふ者亦之に同じ。共に、漢人謂ふ所の東北夷種の國名を以て之を録するも、必しも其地に非ず。中世近世に、唐子<sup>カクト</sup>唐人と稱へらるるもの、即、ミシハセの種裔なるべし。この肅慎は、齊明紀の古傍訓、並に釋紀秘訓にミシハセとありて、「ミ」の古字「ア」に近似すれど、彌の傍と阿の傍、阿之八世に非ず、彌之八世なり。凡、肅慎人の南渡來航の初例は、欽明五年紀、佐渡國の御名部<sup>ミナベ</sup>埼に至れること、彼條に詳にす。又、高句麗渤海國の官民の、前後我越國<sup>ミナベ</sup>北海道より出羽へ涉るに來れるにも合考すべし。齊明の朝、阿倍比羅夫北伐して、渡島の蝦夷を招撫し、之を以て導者と爲し、舟師二百艘、肅慎を撃つ。是一舉、蓋もと深謀雄圖あり、肅慎靺鞨の北道を求め、以て半島克服の經營に從はんと欲する者。但、百濟の事急にして、唐兵驟に半島に到る。此を以て、比羅夫は直に班師して韓に赴かざるを得ず。而して又、其雄志を遂ぐる無くして敗る。阿倍氏北伐の跡の審ならざるは、是の故のみ、

半島の危急 是より先、皇極帝の時、百濟王義慈、新羅を攻め、大耶城<sup>今陝川郡</sup>以下

唐太宗出師

四十餘城を奪回し、任那諸韓の舊域を復す。百濟駐在の國宰<sup>トチ</sup>安曇比羅夫、其狀を奏上す。天皇、三輪東人を之に赴かしめ、其地を擧げて更に百濟に賜ふ、東人調貢の數を定めて還る。新羅大に懼れ、唐兵を請ひて我に當る<sup>唐貞觀十九年</sup>。我の大化元年乙巳<sup>西曆六四五</sup>なり。唐主<sup>太宗</sup>親兵を督し、高麗を伐ち、遼河を渡りて、海陸並び進む。而して唐軍利なし、師を返す。たま〜我博士高向玄理等入唐す、唐人我使者に因りて、共に高麗を伐ちて、新羅を援けむことを要す。我朝拒みて聽さず。今や、半島の三國、離合叛服して、疑懼安からず、相率ゐて本朝に恭事し、以て倚賴を謀る。舊史に云ふ、孝徳の朝、三國の貢使、毎年競ひ進めりと、是なり。其高麗の大使、年々入朝せる如き、蓋、從前未之なき所なり。而も、新羅最奸詐なり、玄理出使して、質を本朝に納れしむ。大阿飡金春秋至る、春秋英偉、嘗唐主に見え禮遇せらる。春秋のち國に還り兵を起して、三國を削平し、半島を統一す、新羅中興の主、太宗と曰ふもの、是なり。

新羅は、眞平王の時、任那諸韓を併呑し、國勢興る。其女德曼立ち、之を善徳王といひ、在位十六年。從妹勝曼代り立つ、之を眞德女主といふ、我大化三

三國恐懼

金春秋



新羅太宗

唐兵新羅と  
共に百濟を  
伐つ

年丁未なり。服制禮節を定め、唐家貞觀の盛朝に歸屬す。真德女王、八年にして薨じ、王族春秋眞智王の孫に立つ、我白雉五年甲寅唐高宗永年なり。新羅の志は、大唐の威を假りて、傍國を壓せむと欲す、故を以て唐に依附するこゝと最厚し。其貢使、唐服を着けて我筑紫に到る、右大臣德太古奏して曰く、新羅の亡狀、今にして伐たずんば、後必悔あらむと。而も、其議は未行はれず、唐主太宗已に殂する後、その將李勣、猶軍を遼東に屯し、頻に高麗を謀る。金春秋、時に新羅女王の跡を承け、勃興の機會に會ふ、之を太宗武烈王といふ。

齊明重祚五年己未唐高宗顯慶四年唐又使を出し、百濟を襲はむと欲し、本朝入唐の使者を拘留す。翌年、唐將蘇定方、舟師を以て白江に入る。新羅王太宗其將金庾信と、兵を携へて之に會し、百濟の都城泗沘を圍む。百濟王、其執ふる所となり、遂に官人以下百姓一萬餘口と、共に唐に送らる。定方既に百濟を定め、三十七縣を置く、凡一百二十萬口なり。而も南方の地服せず、劉仁軌、劉仁願の二將を留めて之に當らしめ、定方は北向して高麗を伐つ。

林氏朝鮮史、三國の興亡を通考するに、高句麗、百濟は、其國を立ること新羅

三國の興亡

に後れ、而して其亡ぶること之に先だち、新羅獨存して、其後尙二百六十餘年の國脈を保つものは、何ぞや。土地の廣狹を以てすれば、高句麗、百濟は皆大にして、新羅は殆、其半に居れり。甲兵の衆寡を較ぶるも、亦二國に及ばず、故に侵凌の禍を蒙ること古來數多なり。然りと雖、之を二國に比して、勝る者あり、曰く人和なり、曰く地利なり。新羅は、人皆節義を崇び、戰に臨みては進死を榮とし、退生を辱とす。而して、其國は遠く支那に離れ、中間に麗、濟あり、暗に二國を以て藩屏と爲し、直ちに支那の力制壓伏を受くること、亦尠し。是、強大なる者先亡びて、弱小なる者反りて存する所以なるべし。

太子母后を  
奉し筑紫に  
征行す

齊明重祚七年唐龍朔元年太子皇祖母尊皇祖母尊を奉して西征す。百濟西部恩率鬼室福信等、家國の傾覆を憤り、兵を起して任存城に據り、使を本朝に遣し、質王子豐璋の急に國に還り王位に即かむことを請ふ。太子、行宮を筑紫の朝倉に定め、又磐瀨に移し、大兵を召集して、百濟に赴援せしむ。阿曇比羅夫、阿倍比羅夫、毛野稚子等、その兵に將たり。たま〜祖母の天皇、行宮に崩したまひ、太子監國



し、豐璋の還國に臨み、織冠を授けて褒寵し、廷臣の女を擇び之に妻し、特に護兵五千を以て之を送る。百濟の舊民、豐璋の至るを悦び、皆起ちて之を迎ふ。時に、皇太子喪服して萬機を決行し、兵馬多忙、猶即位せず。此辛酉の歲を、稱制元年と曰ふ。行宮は、材木手巧を盡さず、時人稱して木丸殿といひ、ハタススキ鱧薄尾花さか昔き黒木もて造れる宮は萬代迄にと歌ひ、後世之を神樂に播す。

朝倉行宮

筑紫朝倉木丸殿は、今、筑前上座郡宮野村朝闍寺を、故趾探索の目標とす。

磐瀬は、那珂郡三宅村の地にて、那の大津博多に臨み、之を長津宮といはれたり。上古の那津官家にて、最初の太宰府ともいふべし。此後、天智帝、御笠郡に水城を起され、更に太宰府を定めらる。

上古は、踐祚、即即位にして、兩事に非ず、分義解に、天皇即位、謂之踐祚、祚位也とある是なり。蓋天子之位、一日不可曠、歷世の宣命にも見え、古諺なり、故に、繼體天皇、群臣の迎ふる所となり、未、帝位を踐みたまはず、而して史臣既に「天皇移樟葉宮」と書したり「日本書紀、玉海」。然るに、天智天皇、重きを承けて仍皇太子と稱へ、七年の後に即位の禮を行ひたまへり。是ぞ、踐祚と即

位と、兩様の區別を爲したるの初めなり。其後、歷代の間には、踐祚の後、數年にして即位の禮を行はれたることありしも、神器は必踐祚の時に奉らるること、上古と異なること無し。〔伊藤氏憲法義解〕

我大兵百濟の急に赴く

白江の鏖戦

新羅王唐兵を假りて我藩封を破る。翌年に至り、前將軍阿曇の戰艦、一百七十艘、已に百濟に入る。豐璋、州柔城を捨て、避城に移る、我護軍秦田來津、其不利を説くも聽かず、唐兵頻に避城に逼る、豐璋守る能はず、州柔に還る。後將軍阿部毛野の諸將、又至る、率ゐる所の兵二萬七千と稱し、白江渚泊の船隻一千に上る。百濟高麗の兵を連絡して、唐軍を撃つ。新羅文武王新に立ち、才略父に過ぐ、唐軍を援けて之を導く。唐軍、州柔を抜かむと欲し、水陸路を分ちて之に赴く、先、白江に至り、我軍を襲ふ。我軍應戰、四合皆利なし、死傷甚多し。艦船四百艘一時に焚け、煙焔天を灼き、海水爲に赤し。秦田來津等、奮鬪之に死す。豐璋敗を聞き、小艇身を脱して、之く所を知らず。州柔任存の諸城、尋いて守を失ふ。唐は此に及び、初めて百濟の全土を平げ、改めて五十一縣と爲す。官軍は敗軍を收め、百濟の臣民を隨へ還る、時に唐の龍朔三年なり。

天智稱制二年  
西曆六六三



百濟先亡高麗尋滅

中宗(天智帝)出師、三年にして軍を旋す。亡王豐璋の弟善光亦投歸し、舊臣を領して天朝に奉事す、其部民數千あり。桓武帝の詔して「新羅肆虐、併吞百濟、即舉宗歸仁、爲我士庶、陳力從事、朕嘉其忠誠」と曰はせたまへる者是也、その人多く漢人を交へ、文學、兵法、經術、佛道、藥方を以て世に著れたり。百濟已に亡び、本朝援師を旋すの後も、高麗は苦戰孤立の間、なほ貢調を我に進む。已にして、平壤城破れ、王藏出て、唐に降り、國遂に亡びて、貢使亦絶ゆ。百濟滅後五年なり。唐已に二國を略取し、兵を置き吏を配せしが、各部の舊民及び倭人、凌轢して止まず。新羅文武王竊に謀り、各部を煽動して唐に背かしむ。唐の兵吏いよく、制御に苦む。新羅、その弊に乘し、唐人を撃ち、漸く之を境外に驅逐し、百濟の全土及び高麗の南方を定め、半島一統の朝を立つ。

半島三國の始末は、上古編に更に通論する所あり。又、新羅の離立は、下の第三章の初め、并びに第七章にも見ゆる如し。

新羅文武王

新羅太宗王は、百濟を滅却して、三國合一の地を作せりと雖、在位八年、壽五十九にて歿し、我齊明帝の崩と同歳とす。太子法敏繼ぐ、之を文武王とい

耽牟羅島

ひ、在位二十一年、我天智文武の治世にあたる。法敏の子政明(神文王)は、我持統の朝にあたり、唐にては、則天武后の治世にあたる。新羅神文王は、此間に於いて、全く唐の拘束を脱して、自立を爲す。

鬱陵島

耽牟羅島は、百濟の盛時之に屬し、其民、牧畜互市して、海中に生業す。百濟危急の日、島酋、其子を以て筑紫行宮に貢獻し、又欸を新羅王に通す。而して、韓土離立の後に及ぶも、島人しばしば、我に來貢す、一に度羅島と曰ふ、今の濟州島也。令集解に「諸國貢獻物、餌食、如吉備醕、耽羅脯云々」とあれば、久しく海中孤懸の一國として、我朝にも交通したるなり。此耽羅及び鬱陵の二島は、その後、我との交通絶ちしも、又新羅に服屬せず、高麗朝に至るも、海中の小王國たり。高麗史に「高麗文宗七年、耽羅國王、子殊雲羅、遣其子陪戎、校尉古物等來獻牛、黃牛角、牛皮、螺肉、榘子、海藻、龜甲、眞珠等物。王授王子中虎將軍、賜公服藥物。忠烈王二年、耽羅島主來朝、命序四品之下。高麗太祖十三年、芋陵島主、遣使者白吉士、入貢。顯宗二十年、羽陵即芋陵城主、遣使來貢」などありて、島主自保の狀之を想ふべし。



渤海王大氏

高麗の北境は、分裂して靺鞨及び契丹に入る。全土五部七十萬の民口、散して諸國に投寄す。其本朝に來る者、一千八百口あり。靺鞨は、古の肅慎種にして、其民、高麗と相依附せしが、我欽明帝の頃より、其部民、或は高麗と冒稱して、我北海に出沒し、往々我土豪と交通す。阿倍比羅夫が、援韓の前年、往伐せるものも亦是なり。唐軍の、高麗を滅し、引還るの後、靺鞨また聚りて立國し、高麗の餘衆、舊居を有ち、大氏渤海王と號す。

渤海大氏の起るも、則天武后の時なり、靺鞨粟末部の大部人乞々仲象といふ者、契丹種が唐に叛背するに當り、太白山を保ち、奥婁鴨綠江を阻みて自立す、之を國祖と爲す。其子大部人祚榮、十餘萬を屬し、高句麗の故地に據り、遂に遼東を併略し、唐主(玄宗)に請ひ、渤海郡王に封せらる、我元明帝の時也。

### 第三章 近江大津宮の内治

天智帝の内治 天智西征より還りたまふや、其明年を以て防人烽臺を、對馬壹岐筑紫に置き、水城を太宰府に築き、唐新羅の侵寇に備へしむ。尋いで百濟

太宰府を御笠に定む

國防と外交の一變

唐使羅客の待遇

人を役して、長門筑紫大野山對馬金田讚吉屋島河内等に築城せしめらる。

筑紫太宰府は、初め那珂郡の官家なりしを、御笠郡に水城を起されし時、更に此に府を移されし如し。されば、粟隈王などが、都督に任せられし頃に、御笠の太宰府は、其經始成ると謂ふべし。粟隈王は、橘氏の祖にして、諸兄の祖父なり敏達帝孫。觀世音寺、都府樓の建立も此際歟。

齊明帝の初め、新羅の入貢納質、停廢し、従前數百年、主従の名分破れ、干戈の間に、兩軍相見えしを以て、其間、彼我通聘なきこと十餘年。百濟、高麗亡ぶるの後、新羅又禮を備へ貢獻し來る。朝廷乃ち物を其王并びに上臣金度に賜ひ、舊誼を存せしむ。又唐將の屬吏を迎接して、和好を爲す。而も、嫌隙あるを免れず、故に是より後、文武の朝まで、使聘の抗禮を正すに及ばず。

稱制三年甲子歲(唐高宗麟德元年)唐將劉仁願、百濟より使を遣し、上表貢獻せしめ、使者筑紫に詣る。朝廷、其公使にあらざるを以て、入覲を許さず。即位四年辛未歲(唐高宗咸亨二年)唐使郭務悰等、六百四十七船を以て、百濟千四百人を送致し、太宰府に牒報す。たましく、天皇の喪に會ふ、乃事を以



て之に諭し、物を賜りて筑紫より罷還らしむ。又、新羅は、天智の朝に貢調の舊例を復し、爾後、天武・持統の二朝にも、進献年々缺くるなし。蓋、藩屬の實すでに存せずと雖、當時、新羅は唐師を却け、西北、百濟、高麗の舊域を拓かんと謀る。此を以て、本朝に通款して、東顧の虞を絶たんが爲に、陽に誠意貢調を表するも、其事もと賄賂、結納の手段に出でしのみ。

中宗援韓の武略は終に、功なかりしかど、晩年には、力を國家統率の經營に用ゐ、邊防を立て、律令を章にする等、頗る内治の整理を爲したまふ。即、六年丁卯、滋賀の大津に遷都し、七年戊辰、即位の禮を行はせ、皇弟大海人に命じ、冠位を改定して、二十六階と爲し、又、大氏小氏及び氏上氏人家部ウヂノカヘ家の制を明にせしめ、大化改新の主義に由り、治平經緯の大本を示したまふ。謂はゆる近江令是なり。後之を刪修して大寶令と爲す。淡海を遠淡海と分ちて、近江とすれば、チカツアフミと云ふ也。

近江令撰修

天智天皇、始めて律令を撰修せしめられ、近江令と稱して、二十二卷ありといふも、今傳はらず、律も撰修ありし歟、其卷數詳ならず、二十二卷の内歟。天武天皇の十年、律令を定め、法式を改めん爲に、人を分ちて行はしむとあ

るは、此律令の改正案にて、持統天皇三年に、諸司に之を班賜せらる、後又、文武天皇の時に改修せしめ、大寶元年に成る、律六卷、令十一卷。元正天皇の養老二年に至り、更に刊修せしめられ、律十卷、十二篇、令十卷、三十篇となす、これを養老の律令といふ。或は大寶令を古令、前令といふに對して、これを新令といふ。律令は、かくの如く數回の修正を経たりといへども、其大本は近江令を准據とするもの也。されば此の後、歴代の天皇の大事ある毎に下し賜へる宣命に、近江大津の宮に御宇天皇の、不改カヘき常典と、初め賜ひ定め賜へる法の、隨スまに云々と、仰せ出ださるるを例となす。又、十陵の制を立てらるゝに及びても、天智の山科陵は、永世奉幣と定められ、學者は又、神武天皇を太祖と稱し、此帝を中宗と稱し奉る。其國忌は、宮西の崇福寺志賀山寺に置かれしが、此寺、中世に至りて廢滅す。

滋賀遷都

喜田氏曰、天智の近江遷都は、其事輿誦人望に反して、百姓之を願はず、諷諫童論亦衆く、日々夜々失火の處多かりきと、日本紀に見えたり。十年十一月、火再三大藏省の官倉より發り、延いて宮城を烏有に歸せしめしが、翌月、天皇崩し、引續き壬申の亂あり、近江軍敗れて、大津京遂に廢せり。新都存在、僅に五



【律令修撰及寧樂朝編】

三一八

年なり。壬申後、天智先皇の皇后倭姫の御行未明ならず、弘文天皇陵、亦記録の之を傳ふるところ無し。但し宮殿は皆荒廢す、而してひとり崇福寺あり。四りて憶ふに、皇后の靜かに餘生を送り給し處、又、弘文天皇の屍を斂めて菩提を弔ひ奉りし處、必、此崇福寺の外にあるべからず。〔歴史地理雜誌〕

玉輿、畝傍の山の、檜原の、聖の御代ゆ、生れまし、神のことく、櫻の木、彌つぎく、に、天の下、知るしめし、を、空に見つ、大倭を措きて、青丹よし、奈良山を越え、如何様に、思ほしめせか、天離る、鄙にはあれど、岩ばしの、淡海の國の、漣の、大津の宮に、天の下、知るしめし、けむ、すめるぎの、神の命の、大宮は、こゝと聞けども、大殿は、こゝと云へども、春草の、茂く生ひたる、霞立つ、春日の霧れる、百敷の、大宮處、見れば悲も。〔人丸〕

抑、天智の西征の軍利あらず、全く韓土を離叛せしめしは、祖宗相承の業を墜せるに近し。而も天皇修文振武、之が克復を思ひ、常に武を講し兵を閲し、屢、近郊に狩したまふ。又、嘗、高安嶺に登り、慨然として大に修築を謀りたまひしが、亦民の疲弊を恤みて、其役を起したまはず。時人感歎して、仁愛の徳廣大ならずやと、頌し奉れりといふ。史を讀む者、亦成敗興亡の時運と、英雄豪傑の技倆が、如何に相向背離合するやを想ひて、中宗の爲に哀む所あるべし。

成敗の時運  
と英雄の技倆

藤原鎌足 内大臣藤原鎌足、中宗中興の政務を輔け、君臣水魚の如く相善く、信寵比なし。晩年、中臣連を改めて、藤原の氏號を賜ふ。其薨せむとするや、帝躬その邸に臨み、大織冠を授け、詔して曰く。天道は仁を輔く、善を積めば餘慶ありと、其子孫果して大に起り、皇室と尊貴を俱にして、今代に至る。世最之を偉とし、古今無比と爲す。鎌足の子、史尙少く、二女、一は皇弟大海人に侍し、一は皇子大友に侍す。

當時、内大臣は、左右大臣の下に班せりと雖、左大臣巨勢徳太古、右大臣大伴長徳は、齊明重祚の前後に死し、筑紫親征の時より、鎌足は專一の大臣として、十餘年の政に當る。

久米氏奈良朝史云、淡海三船の撰せる懷風藻序、淡海先帝之受命也、建庠序、徵茂才、定五禮、興百度とありて、學令は、此時既に備はる。大織冠傳に、帝令大臣、撰述禮儀、刊定律令。通天人之性、作朝廷之訓、云云。周之三典、漢之九章、無以加焉とありて、鎌足の儒學は、禮制法律を宗と講究し、以て近江令を修定したる者なり。天武以後は、やがて其潤色の時代にして、大寶、養老に



陰陽變理の  
儒學

成果す。さて、漢魏以來の經學は、唐に至り五經正義の著あれど、我大寶學令の定めは、易は鄭玄、王弼、書は孔安國、鄭玄、詩禮は鄭玄、左傳は服虔、杜預の注を用ふとあれば、五經正義以前の、鄭玄學を襲用されたり。而して、是等漢唐の經學は、後の宋儒性理の説とは大に異なり、禮法の講究、國家の事務に方り、其本文を經となし、其組織に因りて、天人の秘を窺ひ、陰陽の和を得るを造詣とす。是、漢儒以來の學風にして、天人和同、陰陽變理と稱し、宗教方術に近し。因りて、當時の學者は、緯書を敬重したること甚し。我日本書紀が、緯書運數の説より割出して、神武辛酉より天智甲子まで、一節の年曆を作爲したるにて、徵證せらるべし。此思想は、佛教と道教にも投合して、時に鬼神靈異の談論を沸起するあり。而も、儒家日常の筆舌は、政治的なり、歴史的なり、文學的なり。故に、應神雄略の朝より、海外歸化の才人は、學藝を以て諸家の書記屬僚となりて、大小政事の實權を左右したり。

凡世嗣に、父子相傳へずして、兄弟相及ぼすこと、古代往々之あり。中宗の皇弟大海人、雄姿岐嶷、多く天文、陰陽の方術に通し、中宗を輔けて功あり。鷗野皇長

淡海先帝の  
太弟と皇子

女を妃と爲し、皇太弟に擬せらる。既にして、事を以て中宗と相善からず、藤原家傳に云ふ、中宗一日、江上の臺に宴す、大海人長檜を執り、樓板を貫く、帝大に怒り、誅治せむと欲す、鎌足諫めて、纔に之を解く。皇子大友、亦魁岸にして、威貌あり、博學明悟、文章に長す。嘗詩を上にして、曰く、皇明光日月、帝德載天地、三才並泰昌、萬國表臣儀と、才名太、高し。太弟皇子、相競ふの状を見る。鎌足之を憂へ、夢に托して、皇子に説き、勤めて徳を修めて、人に天位を奪はるること勿らしむ、而も後に至り、其驗を見ず。

大友皇子は、幼より百濟の學士を師として、教を受けたまひ、筆を下せば、章を爲し、言を出せば、論を成し、識者其浩才を歎稱したり。かゝりければ、諸皇子中に在りても、最父皇の寵を得給ひしに、生母は伊賀の采女にて、身分卑き故にか、徳望功業の、尙、皇弟には敵はざりし故にか、抑皇祖(齊明)の教旨、默止がたき事情もやありけん、大津宮に移御のころほひ、大友皇子の年已に長けたるを舍きて、皇弟大海人を東宮に定めたまふ。又、鎌足の參與したる事ならむと云ふ。

大海人の東  
宮たる所以



松本奎堂曰、天智帝の位を皇弟大海人に傳へんといふは、是大海人を欺くなり。天智の心、傳へんと欲する所の者は、大友皇子のみ、而も伴りて之をなさんと欲するは、欺くにあらずして何ぞ。是より先に、大友を太政大臣と爲す、群臣其意を察せず、以爲らく、大友已に降り人臣となれりと。大海人は威望隆盛にして、年亦長す、皆謂ふ、皇位を嗣ぐ者は、必是人ならんと。帝の病大漸なるに及びて、衆意ふ所の天子、俄に身を桑門に捨て、而して大臣登りて皇太子と爲る。それ孰か政令の常ならざるに、驚愕せざらん。これ他なし、其始めの名正しからざる故に、終りの疑釋け難きなり。此の時に及びて、救はんと欲するも、亦已に晚し。然らば、壬申の變は、天智之を爲すか。曰く否、之を作すものは大海人にして、之を啓くものは、吾は天智と謂はざることを得ず。而も天智の之を啓きしは、其本大友を愛するの私に因れり。嗚呼、天智は中興の英主なり、而して一の私心あれば、則その禍尙且是の如し、况んや天智たらざるものをや。

太弟吉野に退き太子即位 十年辛未天智即位四年なり十月、鎌足已に薨じ、中宗病篤

きに及び、大海人を召し、傳位の旨を諭す。大海人固く辭して曰ふ、洪業を皇后(倭姫)に付屬し、大友王子に宣政せしめたまへと、便去りて僧と爲る。此に於いて、中宗は太政大臣大友を以て、更に儲君と爲し、左大臣蘇我赤兄、右大臣中臣金大納言蘇我果安、巨勢人、紀大人等、五人を召し、儲君に異志なきを誓盟せしめたまふ。大海人走りて吉野に入る。時人曰ふ、是れ虎に翼つけて野に放つに似たりと。既にして十二月、天智帝崩じ、皇太子大友、天津宮に即位す。

十年正月、初めて太政大臣の官を設け、大友皇子之に任じて、諸臣の上首たり。十月、天智病篤し、蘇我安麻呂を以て、東宮大海人を召さる、遂に後事を屬したまふ。東宮曰く、臣は不幸にして多病なり、いかでか國家を保つべき。願はくは、陛下、天下を皇后に授け、大友皇子を儲君に立てたまへ。臣は今より出家して、陛下の爲に功德を修めんと。やがて勅許ありしかば、直に落飾し、私藏の兵器を官に納め、供奉の舍人等を、途より還して、各自心のまゝに仕へを求めしめけるに、半ば去り半ば留りて、吉野に隨行す。

十月、天皇疾病彌留、勅喚東宮、引入臥内、詔曰、朕疾甚、以後事屬汝、云云。於

東宮固辭し  
て太后を勸  
む



是、再拜稱疾、固辭不受曰、請奉洪業、付屬太后、令大友王、奉宣諸政。臣請願奉爲天皇、出家修道。天皇許焉、東宮起而再拜、便向於內裏佛殿之南、踞坐胡床、剃除鬚髮、爲沙門。

西殿誓盟

十一月、大友皇子、在內裏西殿、織佛像前、左大臣蘇我赤兄臣、右大臣中臣金連、御史大夫蘇我果安臣、巨勢人臣、紀大人臣侍焉。大友皇子、手香鑪先起、誓盟曰、六人同心、奉天皇詔。若有違者、必被天罰、云云。於是、左大臣蘇我赤兄臣等、手執香爐、隨次而起、泣血誓盟曰、臣等五人、隨於殿下、奉天皇詔。若有違者、四天王、并天地神祇、亦復誅罰、三十三天、證知此事。子孫當絕、家門必亡、云云。五臣、又奉大友皇子、盟天皇前。

吉野の憂慮

天智の皇后倭姬は、古人大兄皇子の女なれど、王子無し、西殿佛前の誓盟にも立交りたまはず。又、天智の詔命を被りたまはず、此後は聞こゆる所無し。萬葉集に、大海人太弟の歌を載せて曰く。

三吉野の耳我嶺に、時なくぞ、雪はふりける、間なくぞ、雨は降りける、その雪の、時無きがごと、その雨の、間なきがごと、隈も落ちず、思ひつゝぞ來し、

その山道を。

蓋、壬申舉兵の變は、此十月、雨雪の山路に、已に憂慮せられ、思ひつゝとの一句にて、之を見るべしといへり。かくて、大友は危疑の際なれば、十一月、君臣特に西殿佛前盟誓の事ありて、形勢いよゝゝ逼り、十二月三日、天皇遂に崩御、たゞ一日を隔てて、皇太子即位。此時童謠あり、云ふ、

みえしのゝ吉野の鮎、鮎こそは、島邊も善き、吾苦しむ、水葱の下、芹の下、吾は苦しむ。

臣の子の、八重の紐とく、一重だに、未だ解かねば、皇子の紐解く。赤駒の、い往き難る、眞葛原、何のつて言、直にし吉けむ。

大日本史、按懷風藻、大友皇子、年甫弱冠、拜太政大臣、年二十三、立爲皇太子、會壬申之亂、天命不遂、時年二十五。由是推之、其年與日本紀及水鏡異。而其書成於帝大友孫淡海三船之手、則非舊史曲筆隱諱之比、疑得事實也。辛未歲十二月三日乙丑、天智崩。五日丁卯、皇太子即位、據水鏡及立坊次第。

壬申歲、大津宮には、其繼立の際なるが故に、兵を集めて變に備ふ。六月、大海人

太子大友即位



東國及び古  
京に兵を起  
る

天下兩分之  
祥

【律令修撰及寧樂朝編】

三二六

（前東宮竊に慮る所あり、二十四日、妃鷗野と與に、吉野を出で、急に東國に赴く。伊勢より美濃に至り、鈴鹿、不破の兩關を奪ひ、急に東海、東山の兵、數萬を徵す。大伴吹負、吉野、河内の兵を以て、大海人に付き、大倭の古京を略有して、寧樂に陣す。此に於いて、前東宮の兵、兩道より近江に逼る。而も吉備、筑紫等の諸軍は、近江の勅喚に應ふる者無し。

日本紀曰、六月二十四日、倭發御駕、夜半到隱郡、焚驛家、將及橫河、有黑雲、廣十餘丈、經天。時天皇異之、則舉燭、親秉式占、曰、天下兩分之祥也、然朕遂得天下歟。即急行、到伊賀驛家云々。式占とは、謂はゆる遁甲の數術なり、史記曰、者傳云、卜者必分策、定卦、旋式。注、式即栻也、旋轉也。栻之形、上圓象天、下方法地。用之、則轉天網、加地之辰、故曰旋式とあるに考ふべし。天武即位の後に、始めて占星臺を興さると云ふも、皆方術を好みたまへば也。

時に大友の皇妃十市王女は、前東宮の大海人の女なり、又、大海人の二王子、高市、大津も、近江大津に留まりたまふ。已にして翌年壬申、双方の形勢は、既に掩ふべからず、世人多く云ふ、嗣ぎて位に登るは、吉野の太弟なりと。

兵機迅速

東西布置先  
定

六月に至り、大海人は、美濃國安八郡なる御料地の官人多品治に要機を示して、急に不破の道を塞かしめ、廿四日、妃鷗野皇女及び草壁、忍壁の二王子、舍人女孀三十餘人を従へ、吉野を發して、遽に伊賀路に走りたまふ。其夜、名張、伊賀の驛家を焚き、天皇、東幸と唱呼せしめて、人馬を召せど來る者少かりしに、天明漸く數百衆を獲。又、積殖に至り、高市皇子に會ふ。已にして、伊勢國司の軍を召し、鈴鹿の山道を守らしむ。二十六日、三重に至る、大津皇子も、亦近江より來會す。遂に桑名に至り、二十七日、不破國府に入り、本營を野上に定め、桑名には妃を駐めたまふ。高市皇子は、諸兵をすべて和豐に屯し、尾張國司も來り付き、軍容頗振ふ。近江にては、大海人の東國に入りたまふを聞き、滿廷震動、使者を發して、吉備、筑紫、東國に告ぐ。而も吉備の國守當麻廣島は、もと吉野の黨なり、筑紫の大宰栗隈王は、防守の職、邊寇の備なり、内亂の爲にはあらずと爲し、並びに兵を出さず。東國の使者は、不破を超ゆる能はず。倭の京は、留守高阪王在り、大伴吹負、馬來田、兄弟之を伺ひ、其百濟の家より出で、數十騎を率ゐて、大軍、不破より至ると稱

【第三章 近江大津宮の内治】

三二七



し、留守司の營を襲ふ。高阪王以下、支へずして皆降る。因りて、人を以て不破の本營に申す。前東宮大に喜び、吹負を倭國將軍に拜せられ、此より三輪、鴨等の諸氏響應して、吹負の麾下に従ひ、吹負は部署して近江を襲はんとし、乃樂に向ひて進軍す。

壬申の亂 七月、兩軍の布置先成るも、官兵寡少、近江朝廷大に驚動す。二日、官軍出て拒み、連戰皆克たず。十七日、敵早く瀬田川に臨む。天皇、親將士を督し、橋西に陣し、又敗る。二十三日、粟津の守、尋いて潰ゆ、天皇、大津の山前に崩す、在位實に八月なり。左右大臣以下、皆捕へられ、中臣金は斬に處せられ、蘇我赤兄、巨勢人は流に處せらる。是歲壬申なり、故に壬申の亂と曰ふ。(唐咸亨三年、西曆六七二)

在位八月

近江軍連戰不克

七月二日、前東宮の部署兵は、一軍を以て伊勢より鹿太越して、倭の舊都に向はしめ、一軍は不破より近江に入りて、大津の新都を衝かむとす。伊賀は特に要害の地なれば、別に一將をして倉歷の道を守らしめ、又一將を以て荊荻野に屯せしむ。時に、官軍は山部王蘇賀果安、巨勢人等を大將とし、

數萬の衆を以て、不破を襲はんとせしに、途上に山部王心變りせしにや、二將に殺され、官軍の編制爲に亂れしかば、果安は自殺し、官軍の次將羽田矢國は、陣前より東軍に降る。東軍之に命して越路を平けしむ、二十二日に至りて、矢國等三尾城を抜く、城は近江高島郡にあり、官軍振はず。ただ一隊の兵は、不破に近迫して、玉倉部の地に至りしも、乍に擊退けらる。四日、吹負は乃樂山に屯し、近江の將大野果安と戰ひ、利なし、吹負僅に身を以て免れ、飛鳥の古京に還る。時に東軍多く不破に集り、勢益張り、七日、村國男依は、息長横河に近江兵を擊破し、鳥籠山、安川に進み、連戰皆克つ。十七日、栗太の官軍を破りて、二十二日、瀬田橋に迫る。

日本書紀は、大友を帝紀に列せず、是れ書紀の撰は、大海人統の朝に成り、君父の爲に忌む所あれば也。爾後、之を御歷代に數ふるなく、以て近世に至り、明治三年、弘文の謚を上る。大海人遂に飛鳥の淨見原宮に即位す、癸酉二月なり、之を天武と爲す。

大友皇子の立太子、及び即位の事、日本書紀に記されず。承和の古寫本に

大友皇子を帝紀に列せず



は、天智紀に受禪の文ありしといふものあれども、明確ならず。されど、天平勝寶三年に書ける懷風藻、また年中行事秘抄、大鏡、水鏡など、皆立太子、即位等の文あれば、此事ありしは實なり。而も日本紀に載せざるは、紀の撰者、舍人親王は、天武帝の皇子なれば、御父の爲に隱蔽する所ありしなるべし。近世、大日本史に至り、これを帝紀に列し、明治の初年に追諡ありて、弘文天皇と曰ふ。大友の崩御の地、山前ヤマノサキは、蓋幼時の潜邸、大友村主氏の家にて、乃、軍敗れて此に退きたまへる也。皇子與多王、年十二許、生母大友氏歟。遺詔をうけたまへるにや、舊址に就きて、大友村主と謀り寺を建つ。世を経て貞觀の頃に及びて、大友黒主、大友夜須良、更に官に請ひて、其寺を延曆寺の別院となし、僧圓珍に附せらる、三井園城寺是なり。伴信友の長等、山風、子細に考證して、故實を明にす。弘文の後妃十市皇女は、山前の變後、劍璽を奉し、所生の葛野王をも率ゐて、倭京に到りたまひしならん。

大日本史曰、日本書紀、以壬申年爲元年。今、以壬申歲、屬帝大友、以癸酉歲爲天武即位元年、故與本書、差一年。又按、藥師寺塔銅檣、有銘、相傳、舍人親王書。

弘文の後妃  
王子

藥師寺塔銅  
檣銘

其文曰、維清原宮、馭宇天皇、即位八年庚辰之歲、據此、則當時實以是歲、即位紀元審矣。如本書、以壬申爲元年、直欲以天武、接天智之統、故致此曲筆。

史の直筆に由るべきは、不拔の基礎なり、而も亦時に曲庇防衛して以て、體面を立つる、亦情勢に出つ、之を士庶の一家に視るも、若、人情の言ふに、忍びざるあれば、則辭令を設け、以て之を濟す。國家帝王の名教を垂れ、億兆を率ゆるや、古今多く此苦衷に由るに非る莫し。日本書紀、弘文天皇紀を立てざるが如き、又是の情勢に迫られ、君父の爲に忌諱を爲す者。則、史筆の一體、立教の一門と謂ふべし。彰考館の老儒、安積澹泊は、彼我の委曲を盡して、舊史に由るに、大友を以て統に係けずして、天武を以て天智の緒を接ぐ。天武の舍人親王に於けるは、君父なり、直筆之を書すること能はざるは、固より亦宜なり。而も、其近江の朝廷を書する、蓋はんと欲して、彰はるゝ者あり。觀者就きて之を釋ねば、則、其是非曲直、自掩ふは能ざらん。今敢て私意を以て之を斷せず、一に舊史の成文に徵し、立て、本紀と爲す、抑亦天下の公論に従ふなり。蓋壬申の亂、其原は天智の蚤く儲位を定めざ

君父の忌諱  
史筆の一體



るに起る、疾革かなるに及び、方に之を策立するも、亦已に晚し。天智の智慮、豈之に及ぶ能はざらんや、殆勢に不可なる所あるか。少帝も亦文雅餘りありて、材略天武に敵するに足らず、是を以て旗鼓一たび交はりて、大事去れり。淡海三船、其天命遂げざるを歎す、豈唯天のみならんや、亦人に由れるなり、悲いかな云々と述ぶ。其大友帝紀を立つるを以て、天下の公論に諉す。即、直筆記實の義に外ならず。大日本史の三特筆といふもの、唯、此帝大友紀は、記實の體を得たり、而も立教の義は疑ふべし。

直筆記實

#### 第四章 飛鳥の清原藤原兩朝

天武天皇 天武帝は、近江朝の律令を改むるの志あり、故に時宜の勅令多し。百官の進退、皆立禮を用ゐしめ、拜跪、匍匐の禮を停めらる。國郡の制度は、愈周密に赴き、巡察使を發し、吏民の情狀を觀せしめ、道路の因る所に從ひ、國を區分して七道とす。筑紫の邊防は、當時國家第一の重鎮にして、太宰府之を都督し、天智の時、栗隈王、府帥に任す。壬申の變、弘文帝使を遣して、太宰府の兵を召す。

軍政を整ふ

栗隈王

栗隈王辭するに、筑紫の軍は内亂の爲に動く者に非ずとの故を以てす。天武の朝に及び、栗隈王兵政長官と爲り、諸王以下、文武の諸臣に令して、皆兵陣の法に習ふ所あらしめ、京畿諸國に敕し、兵器軍械を修治し、馬歩の將卒を養成せしめらる。

舍人に功臣多し

壬申の功臣、多く舍人なりしかば、天武は舍人を頼もしき者とし、即位の年、詔して、凡初めて出身せん者は、先大舍人に仕へしめ、然る後に才能を選びて當職に充てんと定めらる。又詔あり、親王以下、初位以上は、人毎に兵器を備へしむ。尋いて、王卿には乘馬の外に、細馬を飼養し、召に隨ひて出さしめ、文武官は務めて用兵乘馬を習ひ、其裝束を備へしめ、常に試練して召集に應せしむ。若之を怠り、闕く者は、親王以下懲罰すべし。習熟せる者は、死罪を犯さむとも、二等を減す、唯才を恃みて故犯せるは、赦さずと定められ、時々親くこれを檢閲せらる。

頼山陽曰、天武之於天智、猶宋太宗之於太祖、而其於大友也、猶明成祖之於建文也。凡書紀所錄、以子書父、必有隱而不證、以曲爲直者、不可盡信已。吾特



惟天智不早定儲貳使太弟與太子分位疑似所以速壬申之禍耶。雖然以天智之智豈有不慮此察之事情有難言者矣。蓋天武之與天智同皇極之所出烏知無有如杜太后之使兄弟相及者哉。在天智之時有幸太弟必從有大號令必使太弟頌其久屬中外之望者可知也。唯然是以難於立年少之大友及大友年二十四矣乃以爲太政大臣蓋欲待其名望足敵太弟然後立爲太子而不圖其俄不豫也則不能不召太弟屬後事。而諸臣已知其旨所以蘇我安私戒太弟有披荆之請。其無燭影斧聲之禍者幸也。大友已立爲太子數與大臣詛盟而其防備太弟周矣。然適足以迫其起而決機赴會每爲所先制真建文之類耳。太弟之南已有放虎之目迫亦起不迫亦起。然因其迫以激衆心如不得止者扼其吭拊其背其敏兵機不啻過燕隸。而及難定獨流斬大臣數人不問其餘則非永樂瓜蔓抄之比宜乎能續天智之緒不失天下之望也。至其修明前制用心武備令親王諸臣官無文武務習軍事。如逆略後世文武分途國勢偏枯之弊者嗚呼是天武所爲武也歟。

氏族の制は天智天武の並びに意を注ぎたまへる所にして天智帝の時皇太弟

克續天智之緒

氏族の品級

〔天武〕に命して大小諸氏の氏上を定め刀楯弓矢を賜ひ亦其部民と家人本部書にいふの別を立てらる。天武帝の時更に諸氏の部民を除き其氏上未定まらざる者は速に定めしめらる。又詔して八等の姓を作り天下民人を品級す殆、爵位の類なり。其一真人は皇別に限る。其二朝臣は諸王臣の最上爵なり其三宿禰は朝臣に次ぐ。其四忌寸イキキ蕃別に限る其五道師ミチシは藝業の家なるべし。其六臣其七連は古の勢家の遺稱なり。其八稻置。此に於いて氏族と職號の古意漸變す。而して八等の外君首直及び諸部等猶存留し氏族の稱謂は爵位の賜叙と混亂す。

八姓の改定

氏族は上古以來百家を品第し諸職を襲用する所なりしに大化改新の後には家につきたる世職は稍廢れて各人の才能を取る事となる。而も尙調節の必要ありければ天智三年に氏上并びに家部を整理ありしも壬申亂後は其勳功によりて不次に拔擢せられしも多く官職と氏姓は愈相離る。天武十三年更に八色の姓を改定あり此に於いて從來諸氏の上たりし臣連は下りて六七等となり皇別の公キをば真人になされ從來の臣連の中特



氏上氏宗

に優れたるをば朝臣に列し、これに次ぐ者を宿禰となさる。すでに、姓號は古のカバネの意を失ひ、全く官職と相關らすなりぬ。然れども、天下萬姓を此八色に統ぶる事は、容易ならざりしにや、此後代にも、君首・造・縣主・直・村主・史・主・勝・祝・使・主等の諸姓は、尙散見して、氏號に附隨する所あり。伊達千廣曰、天武の御代の、八姓の御定め、に、近き世の皇族に出てたまへる真人をもて、最上とせられしは、さることながら、道師と云へるは、畫師・藥師なり。抑、臣連は、上古よりの貴族にして、雄略の御代、大臣・大連を置かれ、諸氏を統ぶるにも、臣連とたたへられし骨なれば、いま八色に定めらるるも、真人にさしつゞきては、臣連なるべきを、新に朝臣・忌寸などを置かる。物こそあれ、忌寸といふ蕃別、又道師の下に、この兩かばねを置かれたるは、容易からぬ改制なり。上古より蕃茂り來し氏骨なれば、大化以來、官職の新制こそは改賜ひにたれ、私には、猶其骨の手ふり俄に止むべくも非ず、諸人は、とにかく新なる職のかたには、心寄ざりけん。かれ、今さしも貴き臣連を、無下に落し賜へるより、昔の骨の實は失せて、かざしの花とは成りたる

臣連を降下す

實は十餘姓あり

道師忌寸

なり。かゝれば、官職は、上宮太子の御法に起りて、氏骨は清原天皇の御代に廢れたりと云ふべきなり〔大勢三轉考〕。○細井貞雄曰、道師といへる姓は、國史及姓氏錄にもみえず、又作八色之姓、以混天下萬姓といはれたれば、此外の姓どもは、みなとゞめらるべきことなるに、なほ君首・直・史・縣主等は、國史記錄にいと多くみえたり。因りて、ものにみえし十四種姓を集へて、其序次を考得しものは、一曰真人、二曰朝臣、三曰宿禰、四曰忌寸、五曰臣、六曰連。七左曰公、七右曰首、八左曰國造、八右曰伴造、九左曰縣主、九右曰直、十左曰村主、十右曰史。この十四種姓は、後世までも傳はれる名目にて、其序次に七より以下を左右にわかちしものは、彼も是も、上にも下にも序次しかたき姓どもなれば、左右にならべしなり〔姓序考〕。○久米氏曰、古來官司の職務は、是を藝業人に委ね、多くは外蕃の歸化人に掌らしめて、陪隸の如くに接遇したり。史書・秦・漢の諸氏は、其最なるものなり。天武の八姓に、忌寸・道師は、其等の氏氏のために設けられし名なるべし。後の太政官・中務の史官、内外記局、みな此藝業の人の職にして、官位こそ微賤なれど、實際に



政務を執りしは、中世まで久しく此諸氏にあり。因りて又惟ふに、古來割據の國造伴造が團結力を失ひたるは、鬪爭戰亂の結果よりも、むしろ遺産配分の成り行きに由る者なるべし。相續の殆無制限なる習俗は、近古迄の慣例に非ずや、况や上古の事をや。すべて世を経るに従ひ、臣連の豪貴も、二造の盛強も、其一族遠孫、衰微離散し、各數町の田を受けて、僅に家名を存續する様になり、遂に部民と同く、編戶さるゝに至るも、亦命數あるごとし。やがて、國郡組織を整頓すべき時運に屆きぬ。是は、戸口繁息の自然力に致さるゝ所なりと雖、亦此時運を利用して改革を施し、良好に海内統一を裁制したるは、當時の君臣の智能によらずんばあらず。今、此事を戸籍に證實するに、正倉院文書、大寶、養老の戸籍、每戸の姓氏、某部と稱ふる伴造の部民多きが中に、或は臣姓、連姓、或は朝臣姓あり。又、國造、縣主、及び貴族の錯はるは、皆國縣君長の陵夷して、公民に化り下りたるなり。

天武帝在位十四年、朝堂に大臣を置かず、諸皇子を任用して、政務に當らしむ。諸皇子、各文才武略あり、聲望皆揚る。帝の即位も、天智の太弟を以て、太子を

豪貴も編戶の民と爲る

諸皇子文武の才略

排し、經歷常道に非ず。是を以て、深く子孫繼承、嫡庶和睦の事を慮りたまひ、特に皇后及び草壁(日下部)大津、高市、忍壁、刑部等の六王子に詔して、相盟約して、千歳の後も一母同産の如く、交情變なきを期せしめらる。尋いて、草壁を立て、皇太子と爲す。

天武帝の時、壬申佐命の功臣は、皆賞録せらるゝと雖、驕誇の甚しきに到らず。蓋、帝の武徳に畏服制抑せられて、其調節を得しに由る。諸皇子中にも、高市最大功あり、又、凌轢の跡無し、大津皇子、獨その終を令くせず。

天武は、歌舞の賞鑒を善くしたまふ、菅吉野離宮に在りて、神女の舉袖して遊べるを觀て、をとめさびの詠あり、因りて内教坊に五節舞を造り、後世依用して、新嘗、及び大嘗祭にも之を奏す、此事本朝月令に見え、日本紀に載せず。日本紀に據れば、天武四年、百姓の能歌ふ男女、及び侏儒、伎人を獻らしめ、十年、新宮にて鼓吹の聲を試みて、調習せしむ、鼓吹は唐の軍樂なり。十二年、小墾田舞、及び麗濟羅三國の樂を奏す。小墾田舞は、推古朝に來り傳へし所の伎樂の舞なるべし。十四年、詔して、諸歌男、歌女、鼓吹者は、子孫に

歌舞雜伎



傳へて教習せしめ、又、隼人の相撲を延見あり。凡、歌舞雜技は、此朝に於いて頗興隆したり。持統七年、正月十六日の夜、漢人等、踏歌を奏す、男女隊を成して唐詩を謠ふ、其同唱萬年アラレと云ふに因りて、アラレ、シ震走と云はる。但、當時、唐樂の傳來につきて、所見なし。續日本紀、聖武帝以後に至り、始めて唐樂、吐羅度羅とも云ふ、西域吐火羅の、又、樂、林邑樂、渤海樂の名著る。或はいふ、我邦に入れる大唐樂に、新古の異流あり、其古樂は藤原宮以前に傳へし者にて、新樂は聖武以後の東渡ならむと。いかにも、正倉院文書、天平中のものに、已に唐古樂の語多ければ、天平を以て新古を分つこと、當に然るべし。而も、平安朝に及べば、その天平寶龜は、又前代の古樂と爲り、更に新渡來の踏舞、新轉寫の譜曲を見る、亦其所とす。(平安朝の古新は、仁明の前後に區分し、奈良朝の古新は、天平前後に區分すべしと雖、其天平前の古樂とは、實は伎樂にて、之を吳樂とも、胡樂ともいふ)

持統天皇 丙戌の歲一云改元朱鳥、西曆六八六天武天皇崩し、皇后朝に臨み攝政す。大津皇子、才器を恃み、新羅僧に誘はれて、皇位を窺はむことを謀る。事發覺し、太

后之に死を賜ふ。皇太后攝政三年、皇太子、草壁薨す、太子の妃は、太后の異母妹安倍姫後即位して元明といふにて、皇孫珂瑠尙幼し。皇太后乃即位す、之を持統帝と爲す(天智の女なり)。高市皇子を太政大臣に任じ、儲位に擬せられ、多治比島皇別宣化帝裔を右大臣に拜せしめ、藤原の宮地を相して、新京を造らしめらる。

大津皇子の禍より後は、天武の皇子、迭に知太政官事となり、而も王卿軋轢の絶えたるは、母后持統即位して、皇孫を保育せられ、繼體の疑惑なき故なるべしと雖、亦、安倍、石上、石川等の大臣家、各一門繁盛して、相牽制したるにも因るならん。當時、官職の政治にして、氏族奉仕の風廢れたりと雖、又、氏上の設けを爲して、諸氏の本末統屬を便せられたれば、氏族の團結、全く消滅したるに非ず。

皇極女主の時、朝堂の正殿に大極殿の名あり、蓋、上宮太子の飛鳥小墾田宮にて、朝制整理の後、古代の毎世遷宮の例漸く終りて、ほゞ飛鳥を帝都地と定められたるに近し。孝徳帝の難波造營は、別都の規模を廣められたるにて、京都の實を具へず、故に帝崩して飛鳥に復せらる。天智帝に至り、



淨原宮

近江の滋賀の天津に造都ありたれど、是も壬申の亂にて廢し、再三、飛鳥の淨原キヨハラに復したり。天武十三年の詔に、凡都城宮殿、非一處、必造兩參ニサヘといはれ、先例を推して、難波に遷幸ありしに、翌朱鳥元年正月、難波大藏省より失火して飛鳥に還幸あり。又三野王を信濃に遣はし、地形を視せしむ、將都是地歟カと記す、而も其地を得ず、帝は京郊を巡行ありて、宮室の地を相たまふ。其年天武崩じて、持統帝の世となり、藤原の地を巡覽して、遂に遷宮あり。藤原は、飛鳥の谷口を承くる平野にして、必天武帝の相定し給ひたる處なるべし。此時代は、山南に吉野離宮ありて、常に遊幸せらる。柿本人麻呂の歌に、八隅知し、吾大王の聞食す、天が下には、國はしも、多オホにあれども、山川の清き河内と、御心を、吉野の國に、宮柱、太敷きませば、百礮城の、大宮人は、船並て、且川渡り、舟競ひ、夕河渡る、此川の、絶ることなく、此山の、彌高からし、珠水の、瀧の都は、見れど飽かぬかもと詠したるにて、當時の光景を想像すべし。藤原は、昔允恭帝の別宮ありて、衣通ソトホリ姫の爲に藤原部を置かれし地にて、香山の南傍に當り、又、中臣鎌足の邸となりたる大原の地なり。而

吉野離宮

藤原宮

して、持統文武の新宮は、釋日本紀に、師説、此地未詳。愚案、氏族略記云、藤原宮、在高市郡鷲栖坂北地トといひ、萬葉集に、荒妙の、藤井が原に、大御門、始め給ひて、埴安の、堤の上に、ありたたしと詠して、香山カサの埴安池の西に當る平野と知らる。其經始より十年を経て、慶雲元年の調査、百姓の家宅の、宮中に入るもの凡一千五百戸といへり。條坊の區分、殿舎の興造、土木の功の容易ならざりしを見るに足らむ、奈良朝史。大略、香山畝火山、耳成山の、三山の中央を占め、飛鳥の溪流之を貫流し、北方卑低にして、南方隆起す。鷲栖の地名は、今畝火陵神武帝陵の東十町許にのこり、方に飛鳥京城の中央に當るといふ。

持統帝即位の後六年、高市皇子又薨し、立太子の議あり、弘文の遺子葛野王カトマ進みて曰く、繼承の事は、嫡子、嫡孫相傳ふべきのみと。嫡皇孫珂瑠、困りて東宮と爲り、遂に受禪して、藤原宮に登極す。かくて、皇考を尊みて、岡宮天皇と曰ひ、皇祖母上皇に太上の尊號を奉る。大寶の令制に至り、親王諸王の繼嗣法、皆揭示せらるゝ所あり。

高市太子を  
追尊して岡  
宮天皇とい  
ふ



憲法義解云、日本書紀に據れば、仁德天皇の季弟菟道稚郎子の言に、「昆上而季下、古今之常典」と。葛野王、持統天皇に進奏するの言に、「我國家爲法也、神代以來、子孫相承、以襲天位、若兄弟相及、則亂從此興」と。則、祖宗以來、子孫直系相傳へ、長幼序に従ふを以て、天位繼承の正法とす。而して、其兄弟相傳ふるは、反正天皇の履中天皇に於ける、允恭天皇の反正天皇に於けるより始まり、皆已むを得ざるに出て、其正に非ざるなり。今、典範第二條第三條繼承の法を一定して、後王の爲に常經を貽し、敢て權宜左右することを容ざるは、蓋亦、祖宗の遺範を恪み、永く亂萌を後裔に絶つ所以なり。○同書又曰、太子傳の職は、大寶の令に見ゆ、而して之よりさき、持統天皇記に、以直廣壹當麻國見爲東宮、皇太孫太傳の事を載せられたば、蓋其來ること久きなり。今、典範に、天皇幼冲の爲に太傳を置くことを定むるは、保傳の任、其重きこと攝政に亞げばなり。○令制によれば、皇兄弟皇子を、皆親王とす、以外は並に諸王とす。親王より五世は、王名を得るも、皇親の屬籍にあらざると定められ、婚姻には、王は内親王を娶り、臣は五世王を娶ることを聽さる。

但、親王家の養子について明文なし、(戶令に、四等親以上の養子といふは、專庶人についていへるにて、亦、官位の人にも通用せらるべき者なるべし)平安朝に及び、此定めも自然に破れ、嵯峨皇女は藤原良房に降嫁あり。終には皇養子の事ありて、近世の習俗となれり。

佛教は、蘇我の滅亡にも拘らず、已に國教となりて、絶大の勢力を得たりしが、天武の世に至りては、更に一層の勢力を加へたり。蓋、天武は雄才大略の姿を備へたりと雖、豪傑の士に往々存するが如く、鬼神方術を信するを免れず。壬申の兵起るや、天半の黒雲を見て之を卜し、天下兩分の兆となしたる如く、毎に巫祝を招き之に依頼す。故に、漁獵に制限を附し、腥肉を禁め、畜類を放つの令も、此時より初め、毎戸に持佛を置かれしも、此時にあり。佛教神道、靡然として風を爲しぬ。而も、持統は沈靜にして思慮あり其父天智の氣象を遺傳し、大海人王流離の間にも、之に従屬して内助の功少からず。遂に其治世の後を承けて、實位に陞り、朝廷に權を專にする諸臣もなく、而も大化以來の改進黨義を取り、敢て失はざりしを見れば、實に其



賢女皇たりしを知るべき也。殊に、此時、海波の彼方は、則天武后の治世にして、宗室を殺して、權勢を張り、帝王を廢置すること、奕碁の如くなりしに比して、持統は、守成の女皇としては、殆、間然する所なし。〔三千五百年史〕

文武天皇 文武帝、藤原宮の治世は、續日本紀の首にあたり、朝儀嚴整、臣僚列位して、蕃客夷蠻も之に交り、文物の美、是に於いて大に備はると稱す。其藤原宮の都邑、亦條坊の經紀ありしごとし。即位の後、五年、改元して大寶といひ、律令の頒行あり。知太政官事、忍壁親王、左大臣丹治比島、右大臣阿倍御主人、大納言藤原不比等、朝政を輔く。

文武帝が、持統天皇の讓を受け、即位せさせ給ふ時の詔に、「現御神と、大八島國所知天皇が、大命らまと詔りたまふ大命を、集侍れる皇子等、王臣、百官人等、天下公民、諸、聞食さへと詔る。高天原に事始めて、遠つ皇祖の御世より今に至るまでに、天皇が御子之阿禮坐さむ、彌繼々に、大八島國將知次と、天つ神の御子隨も、天坐神之依さし奉りし隨、此天津日嗣高御坐の業と、現御神と、大八島國所知倭根子天皇命、持統天皇をいふの授賜ふ、貴き廣き厚き

朝儀嚴整  
物之美大備

禪位の宣命

藤原不比等

中臣の三門

大命を、受賜り恐坐して、此の食國天下を、調賜ひ平賜ひ、天下の公民を、惠賜ひ、撫賜むとなも、隨神思召さくと詔賜ふ、天皇大命を、諸、聞食さへと詔る云々。文武帝、藤原不比等の女宮子を納れて夫人と爲す。不比等は、乃父の遺業を繼ぎ、律令の政治を完成し、功勳太、高し、然れども、恭謙、朝に仕ふ。此に至り、帝、鎌足を追褒して、武内大臣に比し、封五千戸を賜ひ、永く家に傳へしめたまふ。大寶四年、改元して慶雲と曰ふ、其四年、帝崩す、壽二十五。皇子首尙幼し、帝の母立つ之を元明天皇と爲す、天智の女にして、岡宮の追號天皇の妃にましませり。

藤原氏の門閥の盛大になれるは、一朝の事には非ず。之を鎌足以後に視るも、鎌足の薨せる後は、不比等幼少にして、中臣金鎌足の從弟なり、金の父糠手は、鎌足の父御食の弟壬申の兵亂を招きて、斬罪に處せられ、天武の朝には、其弟の大島神祇伯を兼て、藤原姓を稱す。中臣意美麻呂御食の弟國子の孫なり、父を國足と云ふは、大津皇子の舍人として、其叛逆に連坐す。されば、當時、中臣は三門に分れ、皆藤原姓を稱したれば、鎌足の大功も至榮も、爲に晦まんとす。不比等は、系譜に、有所避事、便養于山科田邊史大隅家、



其以名史也」とあり。田邊史は、蕃別漢王知聰の後なれば、蘇我氏の家政が東漢直の手に出たるが如く、中臣家には田邊史等が其政を爲し、山科は鎌足が維摩會を設けし興福寺の根本地なれば、此に退きて、世業の史學と、并せて明法學を、不比等に教授したるべし。不比等が、天武の朝に判事となりたるは、卅一歳の時にて、文武二年に詔して、藤原朝臣の姓を不比等に承けしめらる。而も神事に供奉する意美麻呂等は、舊中臣姓に復せしめ、此時より藤原は不比等一流に定まりしなり。（意美麻呂の家は、大中臣といふ、其子孫永く神祇の職をうけたまはる〔奈良朝史〕）

伴氏松之藤原編曰、鎌足公の二女五百重娘は、しめ天武天皇の夫人となされ、新田部親王を生み給ひけるを、いかなりけむ、後に不比等公の妻となりて、麻呂卿を生し給ひけり。即、尊卑分脈には、天武天皇女御、後舍兄淡海公密通、生參議麻呂卿とあり。其ころ、不比等公既に右大臣にて、正しき姉を妻とし給ふべきにあらず。これ、不比等公が、鎌足公の眞の子にては、おはさいるが故に、五百重娘の聲となり給へるなり。大鏡、公卿補任などに、不

不比等は皇胤

比等公を天智帝の落胤と云ふに従ふべし。（不比等の兄定慧法師をば、孝德帝の遺腹の子といふと、一つなみの傳説なり）

### 第五章 大寶養老の律令

律令修撰の大成 文武天皇即位の五年辛丑唐則長安元西曆七〇一建元して大寶と曰ふ、大化以後、白雉、白鳳、朱鳥等の改元あれど、年數斷續して詳かならず、大寶より後、年號初めて明かなり。忍壁親王、藤原不比等、勅を奉して、律十一卷、令六卷を修撰し、之を天下に頒行す。明法博士、諸道に出て、新法を講す。此に於いて、大化改新以來、漸次施設の政法大に定まり、朝廷百官の禮儀、京畿國郡の統制始めて精確なり。我王朝、千餘年間の典型、全く之に因る。養老中、刊修して律令各十卷と爲し、延暦の朝、又刪正あり。然れども、大抵、大寶の舊に遵依して、大變改なし、概して大寶律令と曰ふは、之が爲なり。

當時、政事の軌範は、皆隋唐に取り、唐に律令格式の四書あり。律とは、今代の刑法にして、懲肅を宗とし、令格式に違ふものを處するの典則なり。令

律令修撰の始末

軌範を隋唐に取る



とは、朝廷政府國民に關する、各種重大の條章なり。格は、律令に就きて、時宜の教命なり、或は以て令を改め、或は以て令を補ふ。式は、政事執行の規程にして、最も委細を悉す。

養老令の目録

養老の令十卷、三十篇、凡九百四十九條。義解天長年中、清原夏野の撰註、集解延喜の頃、法家惟宗直本の集等ありて世に傳ふれば、完存にちかし。其目錄は、官位令、次に職員令、後宮職員令、東宮職員令、諸家職員令、次に神祇令、僧尼令、次に戶令、田令、賦役令、次に學令、官吏養成の選叙令、繼嗣令皇族及び五位以上、次に考課令、祿令、次に宮衛令、軍防令、次に儀制令、衣服令、次に營膳令、次に公式令詔勅諸公文の制式、次に倉庫令、廩牧令、次に醫疾令、假寧令官吏休暇歸省の事に係る、喪葬令、次に關市令、次に捕亡令、獄令、及び雜令度量衡家人奴婢の事等なり。

唐典との差別

令は、其成文の狀より言へば、甚、唐令に似たり、然れども、其精神主眼に至りて、自、大差別あり。而も、律に至りては、唐律と大異なく、唯、刑の輕重を斟酌したるのみ。故に論者云ふ、令は國家の舊章を増損して、唐土の任賢舉才の義を加へしのみ、體制に古今の變なし、故に國民貴賤の品級の如き、大化

以來、多少之を破る所ありしと雖、遂に亡ぼす迄には至らず、中ん就く、神祇官の制、最、精神を見るべしと。

祭官を上首とす

神祇太政の二官、神祇官は、二官八省一臺の上首に置かれ、上古なる祭政一致の禮俗を存せむ爲に、國家の神祇祭嘗、及ト兆と、即位踐祚の祝壽を、此に掌らしめ、以て天日嗣の神聖を表示す。中臣氏、齋部氏、世、祭官たり。中臣は、天神の辭章を奏す。官長を伯と曰ふ、是等の尊嚴は、韓唐諸外國の嘗、之なき所なり。

大嘗及新嘗祈年

神祇は、往昔、中臣氏の職なり、藤原鎌足も之に任じたり。律令政治の世に及ぶも、諸王并びに名家の清選に由る。中世、花山院の玄孫、顯廣王、伯となりしより、子孫相承け、竟に世職となり、他族を任せず、白川伯家即是なり。大副は、大中臣、齋部、下部の三姓の人、之に任する例となりしが、後世、藤波、大中臣、吉田、下部の兩家のみ、連綿して、齋部氏は遂に絶ゆ。大嘗會は、天皇即位、天神地祇を祭らせたまふ大祀にして、その由來最も久し。古は、大嘗、或は新嘗ともいひて、其別あらざりしに、天武天皇より、年毎に行ふを新嘗といひ、世毎に行ふを大嘗といふ。凡七月以前、位に即き給ふ時は、當年事を



行ひ、八月以後なれば、明年事を行ふ、其日は十一月下卯を用ふ。凡、散齋一月、致齋三日、其供神の大幣は、九月より始めて、三月の内に造り了らしめ、其祭事は悠紀須岐の國司、專之を行ふ。悠紀とは天神を祭る殿にて、須岐は地祇を祭る殿の名なり。祈年祭は、雨風の災なく、年穀の豐饒を祈る祭なれば、每春二月之を行ふ。延喜式の載する所、太神宮以下三千一百卅二座二千八百六十一處、之を式内社といふ。

太政官

太政官は、政事八省の中府にして、太政大臣、左右大臣あり、機務を總攬す。大少納言、辨官、數人あり、庶政に參議し、其下に左右史、大少外記、史生等之に屬す。天平以後に至り、内大臣、中納言、參議等の令外官を増さる。

三公の職掌

太政大臣は、一人(天子)に師範として、四海に儀形たり、邦を經し道を論し、陰陽を燮理す、其人無ければ則闕く。左右大臣は、衆務を統理し、綱目を舉持し、庶事を惣判することを掌る。彈正の糺當らざれば、兼ねて之を彈することを得、之を三公と云ふ。大納言は、庶事を參議し、宣旨侍從獻替を掌る。少納言は、小事を奏宣し、鈴印傳符を兼監することを掌る(令義解)。内大

官務局務

臣は令外官なり、廢置一ならず(又、准大臣あり、一條帝の朝、藤原伊周之に任す、儀同三司と稱す)、中納言、參議も令外官なり、天平中より見ゆ。大同元年、六道觀察使を置き、參議を以て之を兼ねしむ、尋いて八道とし、八座參議の號あり。又、この官廳に、少納言局、左辨官局、右辨官局の三局あり(中世、左大史にて左右辨官を兼掌して官務といひ、外記の之首、少納言局の事を行ふ、これを局務といふ、併せて兩局といへり)。凡、天下、詔勅計會の數、官符受領の式、諸司皆七月を以て斷とし、十二月を以て勘へ終りて、太政官に送る、諸國も朝集使に附して之を致すを例としたり。

中務省

八省寮司 各省は、長官を卿と曰ひ、大少輔あり。中務、式部の二省は、宮中と政府との間に居り、直に民に臨むこと無し。中務は、至尊の侍從、傳宣、上奏を掌り、又内藏、及び修史、禮佛の所たり。侍從、内記、監物等の官あり。舍人、内藏、縫殿、陰陽、内匠等の寮司あり。又、中宮職を兼ね、後宮職員の事を視る。式部は、内外百官の名帳、考課、選叙、又は學校等の事を掌る、皆官吏身上に係る者とす。凡、綸言を詔書、勅書とす、案成れば年月の下に日を御筆し給ふ、これを御書

式部省



中務は内藏なり

日といひ、中務省に留め、別に一通を寫して、太政官に送る。大納言覆奏する時、月日の傍に可の字を御書し給ふ、これを太政官に留めて案となし、更に官符に作りて、施行す。八省以下、内外の諸司、太政官及所管に上るを解といふ、諸司相管隸するにあらざる者は移といふ、官人主典以上、事に縁りて諸司に申牒するを牒といふ、雜任には辭といふ。中務は、唐典の中書省式部は吏部部李に當る。然れども、上古の祭政に、齋藏内藏、大藏の三藏職あり。その發展の跡より之を推せば、古の内藏ウチツクラが分れて中務宮内の二省と爲れりと謂ふべし。

治部省

治部は、貴人僧侶の身上を管理す。玄蕃寮を置き、諸外國蕃客の朝聘、送迎を視僧尼の名籍をも掌る。雅樂寮、諸陵司、喪儀司等の被管あり。宮内省は、專一、内廷の供御を司り、宮中の庶務に任し、皇親の名籍を管す。大膳職、主殿寮、木工寮、大炊寮、典藥寮、掃部寮、正親司、内膳司、主水司、造酒司等の諸官あり。

宮内省

治部は、唐典の禮部に當れど、又外國交接を兼ねて、相同からず。宮内省に至りては、全く唐典と類を異にし、八省中に殊に被管多し。前第一章、二官

八省を參考すべし。

兵部省

兵部は兵政官なり、武官兵士の名帳、器械、城隍、驛津等の事を掌り、主船司、主馬司、造兵司、鼓吹司等を置く。刑部は、刑獄を斷し、争訟を聽く。當時、良賤身上の訴殊に重大なりしを以て、是等の名籍をも掌る。判事、解部、物部等の官吏、及び囚獄、贖の兩司あり。

刑部省

刑部を又、オサカベと訓むは、古の忍坂部オサカベが、何の時よりか決罰の任を世々にしたるが故ならむ。忍坂部は、本來、允恭帝の皇后、遂に轉して、其執仗の物部を刑部ともいふ歟。刑部をウタへべともよむは、訴訟の義なり。

民部省

民部には主計、主税の二寮あり、財務衙門なり。戸口賦役、山川土地、一切の事を掌る。大藏省は、國庫の謂なり、各種貢物の出納、及び官省調度の製造に任す。故に漆部、織部、の諸司、鑄工、革工等ありしが、後宮内省へ移さる。但し諸國の田租及倉穀は、多く國衙の經濟に任せ、其運漕して春米と爲し、京官の俸祿に供するは、十數萬石に過ぎず。故に、國庫用度は、專調庸の貢物に因ると知るべし。又、省寮諸司には、官田、賜田あり、各自に支持するに足る。

大藏省



官田供御

官田は、皇室の供御の爲に、畿内に土地を占むること百町許、園池も十餘所あり。又、諸國貢獻物の内に、例貢の御贄、旬料の御贄とて、土地の名産を定められたり。牛乳は、孝徳天皇の朝、百濟の善那使主福常、之を朝廷に獻し、和藥使主の氏姓を賜ひ、典藥寮の乳戸を管し、諸國をして牛酥を獻せしむ。平安京となりても、左近馬場に乳牛院あり。而も中世に至りて、牛乳何故にか久しく絶えたり。又、氷室は、夙く仁徳朝に見え、毎年盛夏、凍氷を獻進す、畿内に其山あり。

彈正臺

彈正臺は、八省の外にして、獨立して風俗肅清、非違彈奏の任に當る。長官を尹と曰ひ、親王を以て之に補するの例なり。其他、後宮に内侍司、諸女官あり、東宮に傅、學士、大夫、春宮坊等あり。親王、及び職事現職任三位以上の諸家には、家令家扶あり。

諸宮諸家

女官内侍

尙侍は、常侍、奏請、宣傳にあたり、女孀を檢校し、兼ねて内外命婦の朝參を知り、及び禁内の禮式の事に供奉することを掌る。女官の總統なり。典侍は掌ること尙侍に同じ、掌侍は典侍に同じ、唯、奏請、宣傳することを得ず。

左右京攝津職

以上の三官を、或は略して内侍と呼ぶ。

京職及諸國司 京師諸國の官職は、京師は左右兩京職あり、長官を大夫といひ、市司を兼ね、貿易賣買の事を監察せしむ。難波は輻湊の要津なるを以て、攝津職を置き、京職に準せしめ、兼て傍郡を統ぶ。後に及び、改めて攝津國とす。

靈龜年中、河内の離宮留守を立て、和泉監といひ、大和にも芳野監を置かれ、傍郡を統べて國府に准せらる。而も久しからずして、芳野監は全廢し、和泉は國と改められ、五畿の名定まる。初めは四畿なり

太宰府

筑前に太宰府を置き、西海を都督して、邊防外交の衝に當らしむ。府帥は親王之に補し、權帥、大貳、小貳、大監、少監、及び主神、判事、主船正、防人正、博士、陰陽師、醫師、算師、大工等の諸官あり、隱然たる一政府なり。故に西の御門の名あり。

國郡司

諸國司、郡領は、國を大上、中下、の四等に別ち、郡を大上、中下、小の五等に別ち、その屬官は、等差して之を加減す。陸奥、出羽、越後、佐渡の諸國は、蝦夷雜居し、肅慎來往するを以て、國司兼ねて征討、給養の事に任す。日向後大隅國、多禰後大隅薩、摩も、隼人之に混し、南方邪久諸島に通するを以て、國守、又鎮守、歸化の事務を掌